

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420011	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市税を徴収、収納できる要件の緩和	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1006010
提案主体名	埼玉県深谷市		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 地方税法第 66 条、第 68 条他
制度の現状	公共サービス改革基本方針(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成 19 年 3 月 27 日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。

求める措置の具体的内容	地方公共団体以外の公的団体に公権力の行使に当たる「監督」、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押え」などを除いた公権力の行使に当たらない徴収及び収納事務を市税務部徴税吏員を監督者とする(財)深谷市施設管理公社に代行させることを可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	深谷市では、財政状況の厳しい下、自主財源の大黒柱である市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の 18 年度決算(見込み)の現年未済額は7億円強、過年未済額は26億円強、不納欠損額は3億円弱、合計36億円強が収納できていない。また、このほかに、国民健康保険特別会計には、一般会計から16億円強を繰り出している。現行法では、税の収納事務を民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていないため、地方自治体の自主財源の大黒柱である税収の確保に寄与しているとはいえないのが実情である。以上のことから、滞納市税の徴収について、深谷市が出資した公的団体である(財団法人)深谷市施設管理公社に委託できるようにする。公社に滞納市税を発生させないための納付促進事務、滞納市税を徴収する事務を公社に委託して成果を得れば、自主財源の確保、税の公平性、市政の平等性を向上させるだけでなく、当該税収を他の行政サービスに充当することができ、市民福祉の向上、さらには、地域経済の活性化に寄与することができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の慫慂行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。</p> <p>ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>本市が求めている規制緩和は、公権力の行使(監督、質問及び検査、搜索、差押え)を除く徴収及び収納事務を本市が設置した施設管理公社という法人に市税務部徴税吏員を監督者として派遣したうえで委託しようとするものです。現在、緩和されている事項は実施済みであり、まだまだ不十分であるので規制緩和を求めています。公権力の行使でもなく、非常勤職員個人でもなく、公社という団体に徴収、収納事務を代行させるものです。このことにより、税務職員は質問及び検査、差押えなど公権力分野に専念できるようになります。詳しくは補足資料をご覧ください。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>現行法上委託することが可能な範囲については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について(平成19年3月27日付総務省自治税務局企画課長通知)」において、先進的な取組・検討事例を紹介し、委託するうえでの留意すべき事項も整理しているので、これにより了知されたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方税の徴収事務民間委託特区	都道府県コード	22 静岡県
		提案事項管理番号	1020010
提案主体名	熱海市		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 地方税法第 66 条、第 68 条他
制度の現状	公共サービス改革基本方針(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成 19 年 3 月 27 日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。

求める措置の具体的内容	地方公共団体の歳入の徴収又は収納の委託については、地方自治法施行令第 158 条第 1 項により、その徴収又は収納の委託の範囲が定められている。地方税については、この規定から除外され、地方自治法施行令第 158 条の二により収納の委託のみ可能となる規定となっている。このことから、地方税も他の歳入と同じく徴収委託が可能となるよう、地方税法第 1 条第 1 項第 3 号に委託を受けた者を加え、地方税法第 20 条の四に私人への徴収事務の委託を可能とする条項の追加、並びに地方自治法施行令第 158 条の二に徴収を追加
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市では、平成 19 年 1 月 25 日財政再建スタート宣言を行い、官民一体となり、財政再建を達成すべく各種施策を展開しているところである。財政再建を進める中で、大きなウエートを占めるのが、人件費の削減である。このことから、業務の民間委託には大きな効果が見込めることから、積極的に各種業務委託を進めているところである。</p> <p>本提案は、その中のひとつであり、市税の徴収業務を民間委託することにより、人件費の削減を図り、併せて、県下でも下位に位置する収納率の向上を図るため、市職員は、財産調査と滞納処分のみに従事することにより、効果的な行政運営を行おうとするものである。</p> <p>また、本市の基幹産業は観光産業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも結びついている状況ではなく、人口の減少も歯止めがかからないのが実情である。</p> <p>このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増を図り、市内経済の活性化を図るものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の慫慂行為（電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ）や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。</p> <p>ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問	都道府県コード	13 東京都
	検査・差押の各権限の民間事業者への授権	提案事項管理番号	1051020
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省、法務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 地方税法第 66 条、第 68 条他
制度の現状	公共サービス改革基本方針(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成 19 年 3 月 27 日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。

求める措置の具体的内容	<p>①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、 地方税法第 298 条(質問検査権)、第 329 条(督促)、第 331 条(差押、交付要求、参加差押)、第 333 条・国税徴収法 141 条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。</p> <p>②督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。</p> <p>③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第 141 条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接点回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者には差押権限までを授権すべきである。</p> <p>ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が 20 事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てでなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。</p> <p>罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭 45.12.18 によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。</p> <p>なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも 2,600 億円削減され、徴収額が 1 兆 1,600 億円増加する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の恣憑行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。</p> <p>ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①差押等が徴税吏員に限定されるという点と、いわゆる非公務員型独法や株式会社(その職員が非公務員であることは明白である)への多数の滞納処分授權立法例との整合性につき教示願いたい。</p> <p>②「租税の性格上なじまない」という論拠は、内容が極めて曖昧であり論拠たり得ない。英国では税の滞納に対する distraint (差押)等の業務が民間委託されているが、租税の性格は英国でも日本でも同様と史料する。租税のどのような性格がどのような点で民間委託になじまないのか、なぜ日本ではなじまないのかも含め教示願いたい。</p> <p>③なお、現行法は当方でも既に調査済みゆえ、再回答でこの点に関するご教示は不要である。十分留意されたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方税を含む租税債権については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性なく納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権能は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、その権限を行使できるのは、徴税吏員に限定されているところである。</p> <p>一方、独立行政法人等における賦課金・負担金等の債権については、特定のサービスを享受する者が、その対価として納付する義務を負うものであり、その点で租税債権と異なる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>①貴省見解は、租税は公課と異なり対価性がないため国・自治体のみに滞納処分権限が授權されているとするが、たとえば国民健康保険料は自治体によっては税として扱われるが、貴省見解によれば料か税かで全く異なる帰結に至ることになり、余りに杜撰な論理であり、単なる思い付きレベルに過ぎない。</p> <p>②租税も公課もいずれも国税・地方税の例による滞納処分が認められており、手続きには全く違いがない。そもそも独法に税の滞納処分を授權していないのは、単に独法の収入が運営交付金などによるために過ぎない。仮に貴省主張に根拠があるのならば、立法時資料から、対価性の有無と独法等への滞納処分授權の関係につき検討した箇所を示されたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>独立行政法人に滞納処分権限が授權されているということと、税の滞納処分を民間業者が行うという要望とは関係がないと史料するが、地方税制を所管する立場から、貴要望に対する見解は既にお示ししたとおりであるので、これにより了承されたい。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問 検査・差押の各権限の民間事業者への授権	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003020
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省、法務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 地方税法第 66 条、第 68 条他
制度の現状	公共サービス改革基本方針(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成 19 年 3 月 27 日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。

求める措置の具体的内容	<p>①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、 地方税法第 298 条(質問検査権)、第 329 条(督促)、第 331 条(差押、交付要求、参加差押)、第 333 条・国税徴収法 141 条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。</p> <p>②督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。</p> <p>③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第 141 条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接点回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者 に差押権限までを授権すべきである。</p> <p>ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が 20 事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。</p> <p>罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭 45.12.18 によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。</p> <p>なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも 2,600 億円削減され、徴収額が 1 兆 1,600 億円増加する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の恣憑行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。</p> <p>ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①差押等が徴税吏員に限定されるという点と、いわゆる非公務員型独法や株式会社(その職員が非公務員であることは明白である)への多数の滞納処分授權立法例との整合性につき回答されたい。</p> <p>②「租税の性格上なじまない」という論拠は、内容が極めて曖昧であり論拠たり得ない。英国では税の滞納に対する distraint (差押)等の業務が民間委託されているが、租税の性格は英国でも日本でも同様と料する。租税のどのような性格が民間委託にどのような点でなじまないのか、なぜ日本ではなじまないのかも含め回答されたい。</p> <p>③なお、現行法の趣旨・解釈は当方でも既に調査済みゆえ、再回答でそのご教示は不要である。十分留意されたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方税を含む租税債権については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性なく納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権能は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、その権限を行使できるのは、徴税吏員に限定されているところである。</p> <p>一方、独立行政法人等における賦課金・負担金等の債権については、特定のサービスを享受する者が、その対価として納付する義務を負うものであり、その点で租税債権と異なる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>①貴省見解は、租税は公課と異なり対価性がないため国・自治体のみに滞納処分権限が授權されているとするが、たとえば国民健康保険料は自治体によっては税として扱われるが、貴省見解によれば料か税かで全く異なる帰結に至ることになり、余りに杜撰な論理であり、単なる思い付きレベルに過ぎない。</p> <p>②租税も公課もいずれも国税・地方税の例による滞納処分が認められており、手続きには全く違いがない。そもそも独法に税の滞納処分を授權していないのは、単に独法の収入が運営交付金などによるために過ぎない。仮に貴省主張に根拠があるのならば、立法時資料から、対価性の有無と独法等への滞納処分授權の関係につき検討した箇所を示されたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>独立行政法人に滞納処分権限が授權されているということと、税の滞納処分を民間業者が行うという要望とは関係がないと思料するが、地方税制を所管する立場から、貴要望に対する見解は既にお示ししたとおりであるので、これにより了承されたい。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	徴税業務における各プロセスの民間開放【新規】	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3004010
提案主体名	(社)日本経済団体連合会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 地方税法第 66 条、第 68 条他
制度の現状	公共サービス改革基本方針(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成 19 年 3 月 27 日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。

求める措置の具体的内容	<p>地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押」についても、一定の服務規律を課した上で民間委託を実施できるようにすべきである。</p> <p>特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人件費を抑制しつつ滞納処分を進めるために、徴税業務の民間委託が必要だとの意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。</p> <p>総務省は「督促」、「質問及び検査」、「搜索」、「差押」は「公権力の行使であるため」民間委託することができないとの意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過剰金を滞納した事業参加者に督促状を発して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行えるとされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促」「質問及び検査」「差押」を担えるようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴税率の向上という成果を得ることが可能になる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の慫慂行為（電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ）や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。</p> <p>ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>公務員と比べて、徴税吏員と同じ服務規律を課された倫理規範の高い民間事業者が督促などの一連の業務を行う場合に、現実にはどのような弊害があるかを具体的に示すべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>現在、公共サービス改革基本方針（平成 18 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成 19 年 3 月 27 日）などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところであり、前回回答によりお示ししたとおり、公権力の行使に関連する補助的な業務については、民間委託が可能となっているところ（公権力の行使に関連しない業務については、当然委託可能である）。</p> <p>ただし、地方税を含む租税債権については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性なく納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権能は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、その権限を行使できるのは、徴税吏員に限定されているところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>租税債権と他の公金の性質の違いについての説明を求めているのではない。督促などの一連の業務を行う際に、公務員が行う場合と、徴税吏員と同じ服務規律を課された倫理規範の高い民間事業者が行う場合で、どのような違いが生じるかについて具体的に説明すべきである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>公務員には、法律上、任用、服務、分限、懲戒等が定められており、徴税吏員と同じ服務規律を課された倫理規範の高い民間事業者という趣旨が明らかでないが、既に回答したとおり、地方税を含む租税債権については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性なく納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権能は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、法律上その権限を行使できるのは、徴税吏員に限定されているものと了解している。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方税の納付勧奨業務の民間委託	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3006020
提案主体名	東京都足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2
制度の現状	公共サービス改革基本方針(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成 19 年 3 月 27 日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。

求める措置の具体的内容	地方税における滞納処分権限のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者に委託可能とされたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。</p> <p>一方、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。</p> <p>したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能となれば、徴税吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上、経費の削減も期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の慫慂行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。</p> <p>ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方税法第1条
制度の現状	総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで地方団体における徴収体制の整備について周知を図ったところ。

求める措置の具体的内容	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員も任命できるものとすべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方税では特に滞納整理業務に要する人件費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>他方、時効中断のためには主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によるざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權されている。</p> <p>嘱託は一般職よりも低廉なうえ、自治体が直接雇用し指揮監督を行えるため、多くの自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行うため、地公法上の服務規律を負う一般職のみが任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない以上、特別職たる嘱託を徴税吏員に任命することは可能なはずである(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。</p> <p>仮に地公法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地公法上の服務規律規定を準用すれば良いだけである(そもそも、前述立法例では独法等職員には地公法上の服務規律は適用されていない)。</p> <p>なお、嘱託・民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。</p> <p>このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でなく、徴税吏員への任命はできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①秘密保持義務や公務員法上の服務規律を負わない者に徴税吏員の業務を担当させることが適当ではないという点と、職員に服務規律等が適用されないはずの非公務員型独法や株式会社に滞納処分を授権している事例が多数あることとの整合性について回答されたい。</p> <p>②仮に服務規律等が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官と同様に、嘱託にも服務規律や秘密保持義務を負わせれば良いだけと思料するが、かかる措置の可否及び否の場合の理由につき回答されたい。</p> <p>③なお、本提案では、貴省の従来の見解を踏まえ、これに対する具体的な疑問点を提起しているのであり、再回答で従来見解と同旨内容を繰り返すことのないよう留意されたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>現行法上、地公法第28条の4及び第28条の5に基づく再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度や地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律に基づき任用した者を徴税吏員に任命することは可能であり、嘱託職員に限定した任用にこだわらず、現行法上可能な任用形態を活用することにより、効率的な業務運営の実現は可能と思われる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>本提案の趣旨は、一般職に比して人件費が極めて低廉である嘱託を徴税吏員として任命できるものとし、これにより地方税業務のコストを大幅に削減できるようにすべきというものである。一般職任期付職員は結局のところ通常の一般職と時間単価が同等であり、コスト削減効果はない。他方、再任用職員についてはコスト削減効果が大きく、その限りでご指摘は正鵠を射ている。しかし再任用可能なのは定年退職者からのみであり、ために再任用者が不足するという問題が生じているところ、他方嘱託は幅広く募集することが可能なうえ人件費も低廉であるため、運用面で非常に利便性が高い。このため、冒頭の措置を要望するものである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されないために徴税吏員への任命ができないことは、初回に回答したとおりであるが、多くの地方団体において、滞納者宅へ臨戸訪問したうえでの納付の呼びかけや収納など徴税吏員の補助的な業務に嘱託職員が活用されており、一定の成果が得られていると知している。</p> <p>なお、人件費削減との指摘があるが、公務員制度上は、職務給の原則に基づき適切に処遇することとなっているところ。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003010
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方税法第1条
制度の現状	総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで地方団体における徴収体制の整備について周知を図ったところ。

求める措置の具体的内容	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員も任命できるものとすべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方税では特に滞納整理業務に要する人件費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>他方、時効中断のためには主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によるざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權されている。</p> <p>嘱託は一般職よりも低廉なうえ、自治体が直接雇用し指揮監督を行えるため、多くの自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行うため、地公法上の服務規律を負う一般職のみが任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない以上、特別職たる嘱託を徴税吏員に任命することは可能なはずである(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。</p> <p>仮に地公法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地公法上の服務規律規定を準用すれば良いだけである(そもそも、前述立法例では独法等職員には地公法上の服務規律は適用されていない)。</p> <p>なお、嘱託・民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。</p> <p>このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でなく、徴税吏員への任命はできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①秘密保持義務や公務員法上の服務規律を負わない者に徴税吏員の業務を担当させることが適当ではないという点と、職員に服務規律等が適用されないはずの非公務員型独法や株式会社に滞納処分を授権している事例が多数あることとの整合性について回答されたい。</p> <p>②仮に服務規律等が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官と同様に、嘱託にも服務規律や秘密保持義務を負わせれば良いだけと思料するが、かかる措置の可否及び否の場合の理由につき回答されたい。</p> <p>③なお、本提案では、貴省の従来の見解を踏まえ、これに対する具体的な疑問点を提起しているのであり、再回答で従来見解と同旨内容を繰り返すことのないよう留意されたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>現行法上、地公法第28条の4及び第28条の5に基づく再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度や地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律に基づき任用した者を徴税吏員に任命することは可能であり、嘱託職員に限定した任用にこだわらず、現行法上可能な任用形態を活用することにより、効率的な業務運営の実現は可能と思われる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>本提案の趣旨は、一般職に比して人件費が極めて低廉である嘱託を徴税吏員として任命できるものとし、これにより地方税業務のコストを大幅に削減できるようにすべきというものである。一般職任期付職員は結局のところ通常の一般職と時間単価が同等であり、コスト削減効果はない。他方、再任用職員についてはコスト削減効果が大きく、その限りでご指摘は正鵠を射ている。しかし再任用可能なのは定年退職者からのみであり、ために再任用者が不足するという問題が生じているところ、他方嘱託は幅広く募集することが可能なうえ人件費も低廉であるため、運用面で非常に利便性が高い。このため、冒頭の措置を要望するものである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されないために徴税吏員への任命ができないことは、初回に回答したとおりであるが、多くの地方団体において、滞納者宅へ臨戸訪問したうえでの納付の呼びかけや収納など徴税吏員の補助的な業務に嘱託職員が活用されており、一定の成果が得られていると了解している。</p> <p>なお、人件費削減との指摘があるが、公務員制度上は、職務給の原則に基づき適切に処遇することとなっているところ。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員(徴収吏員)任命	都道府県コード	
		提案事項管理番号	3006010
提案主体名	東京都足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方税法第1条
制度の現状	<p>総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで地方団体における徴収体制の整備について周知を図ったところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方税法第1条第3項の徴税吏員には、一般職公務員のみ任命できるものとされているが、特別職である嘱託職員も任命できるものとすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。</p> <p>一方、地方税・国民健康保険料・介護保険料の徴収業務においては、厳しい財政運営等を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。</p> <p>また、特別職公務員(嘱託)は一般職よりも人件費が低く、自治体が直接指揮監督を行えるため様々な業務に活用されているが、嘱託を徴税吏員(徴収吏員)に任命することは否定されており、現状では嘱託による差押等の公権力の行使は困難となっている。</p> <p>よって、有能な人材である嘱託を確保・活用して収納率向上を図るため、嘱託を徴税吏員(徴収吏員)として任命できるよう規制を緩和することを要望する。</p> <p>なお、足立区においては、嘱託職員が、地方税・国民健康保険料・介護保険料をあわせて収納するシステムを導入している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。 このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でなく、徴税吏員への任命はできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	都道府県コード	13 東京都
	大	提案事項管理番号	1051170
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	住民基本台帳法
制度の現状	住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては否定されていないもの。

求める措置の具体的内容	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>住民基本台帳関連業務は自治事務であり、自治法第 2 条第 13 項の定めるとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮義務が妥当するはずである。</p> <p>また、住基ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の服務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の服務規律等を課すことにより、住基関係業務を行うことができるとすべきである。</p> <p>住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては、否定されていない。この場合においては、例えば、証明書交付業務にあつては、交付決定や審査そのものについては、公務員が自ら行う必要があるが、それ以外の業務については、事実上の行為又は補助的な作業に該当するものとして、民間事業者に取り扱わせることができる。なお、その際に、当然のことながら個人情報保護に留意する必要がある。ただし、民間事業者が、住民基本台帳ネットワークシステムを操作することは、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>職員の管理下で事実上の行為や補助的作業は民間事業者委ねることが可能という点は、従来から貴省が表明してきたところ、本提案はこれを踏まえ、交付決定や審査、作成に関しても民間開放可能なスキームを検討いただきたいという趣旨である。すなわち、罰則を伴う秘密保持義務・個人情報保護義務を定め、個人情報や秘密の保護を図る。また、審査や交付決定、書類作成において不正不当な事務処理が生じることを防止するため、みなし公務員規定を定めるとともに、住民基本台帳法第51条が委託業務従事者にも適用されることを明確化する。さらに監督規定を定め、そのうえで民間委託可能とすべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>住民基本台帳事務における交付決定等は行政処分に当たり、その交付決定等の主体自体を民間事業者等に委託することは、行政庁以外に行政処分を行わせることとなり、地方公共団体等が行う公証制度の根幹に関わる問題であり、認められない。</p> <p>なお、地方公共団体における個人情報保護等の規定については、条例において定める事項であると考えます。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>以下の点につき、可否をご教示賜りたい。</p> <p>①例えば証明書交付請求につき、申請者身元や請求内容等が明白に真実に合致しかつ法令解釈上の疑義も生じない場合、審査・交付決定に関する職員の専門的・裁量的判断の必要性がいわば収縮し、月報等による職員への報告で足り、他方、内容又は法令解釈上の疑義ある場合職員の個別判断を経るものとするれば、職員の管理監督のもと審査・交付決定も含めた業務が行われると解せるか。</p> <p>②個人情報・秘密の保護義務や監督措置を課せられた民間事業者に対しては、委託契約所定の業務目的に必要な範囲・態様に限定すれば、内容等確認のための住基台帳突合等を行わせても適切な事実上の行為として認められるか。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>①証明等に公証行為としての効果を持たせる以上、個々の審査・交付決定については、直接公務員が行う必要がある。</p> <p>なお、ご指摘にあるような審査・交付決定に関する専門的・裁量的判断の必要性があるかどうかは、審査・交付決定に至る過程の中で明らかになってくることであり、そもそもあらかじめ窓口で判断可能と想定することは困難なのではないかと考える。</p> <p>②市町村職員の適切な管理下であれば、認められる。なお、当然のことながら、個人情報保護及び秘密の保持については条例等に規定するなどにより万全を期する必要がある。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003170
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	住民基本台帳法
制度の現状	住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては否定されていないもの。

求める措置の具体的内容	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>住民基本台帳関連業務は自治事務であり、自治法第 2 条第 13 項の定めるとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮義務が妥当するはずである。</p> <p>また、住基ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の服務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の服務規律等を課すことにより、住基関係業務を行うことができるとすべきである。</p> <p>住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては、否定されていない。この場合においては、例えば、証明書交付業務にあつては、交付決定や審査そのものについては、公務員が自ら行う必要があるが、それ以外の業務については、事実上の行為又は補助的な作業に該当するものとして、民間事業者に取り扱わせることができる。なお、その際に、当然のことながら個人情報保護に留意する必要がある。ただし、民間事業者が、住民基本台帳ネットワークシステムを操作することは、認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>職員の管理下で事実上の行為や補助的作業は民間事業者委ねることが可能という点は、従来から貴省が表明してきたところ、本提案はこれを踏まえたうえで、交付決定や審査、作成に関しても民間開放可能なスキームを検討いただきたいという趣旨である。すなわち、罰則を伴う秘密保持義務・個人情報保護義務を定め、個人情報や秘密の保護を図る。また、審査や交付決定、書類作成において不正不当な事務処理が生じることを防止するため、みなし公務員規定を定めるとともに、住民基本台帳法第51条が委託業務従事者にも適用されることを明確化する。さらに監督規定を定め、そのうえで民間委託可能とすべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>住民基本台帳事務における交付決定等は行政処分に当たり、その交付決定等の主体自体を民間事業者等に委託することは、行政庁以外に行政処分を行わせることとなり、地方公共団体等が行う公証制度の根幹に関わる問題であり、認められない。</p> <p>なお、地方公共団体における個人情報保護等の規定については、条例において定める事項であると考え。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>以下の点につき、可否をご教示賜りたい。</p> <p>①例えば証明書交付請求につき、申請者身元や請求内容等が明白に真実に合致しかつ法令解釈上の疑義も生じない場合、審査・交付決定に関する職員の専門的・裁量的判断の必要性がいわば収縮し、月報等による職員への報告で足り、他方、内容又は法令解釈上の疑義ある場合職員の個別判断を経るものとするれば、職員の管理監督のもと審査・交付決定も含めた業務が行われると解せるか。</p> <p>②個人情報・秘密の保護義務や監督措置を課せられた民間事業者に対しては、委託契約所定の業務目的に必要な範囲・態様に限定すれば、内容等確認のための住基台帳突合等を行わせても適切な事実上の行為として認められるか。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>①証明等に公証行為としての効果を持たせる以上、個々の審査・交付決定については、直接公務員が行う必要がある。</p> <p>なお、ご指摘にあるような審査・交付決定に関する専門的・裁量的判断の必要性があるかどうかは、審査・交付決定に至る過程の中で明らかになってくることであり、そもそもあらかじめ窓口で判断可能と想定することは困難なのではないかと考える。</p> <p>②市町村職員の適切な管理下であれば、認められる。なお、当然のことながら、個人情報保護及び秘密の保持については条例等に規定するなどにより万全を期する必要がある。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	固定資産評価業務の民間開放	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051030
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方税法第 404 条、第 405 条
制度の現状	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。

求める措置の具体的内容	<p>①地方税法第 404 条(固定資産評価員)から「固定資産が少い場合」を削除し、市町村の自主的判断で評価員を置かないことができるようにする。</p> <p>②評価員 405 条(固定資産評価補助員)に、「市町村長は、適切と認める法人その他の団体に対し、固定資産評価員の職務の全部または一部を委託して行わせることができる。この場合において、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。)は、固定資産評価補助員とみなす」旨の規定を追加する。</p> <p>③なお、②により、同法第 353 条(徴税吏員、固定資産評価員、固定資産評価補助員の質問検査権)の権限も受託者に授権されることとなるものと考えているが、必要であれば質問検査権を受託者に授権することの確認規定が必要であればこれを置き、明確化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める、全国で約 28,000 名が従事、その人件費は約 2,000 億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどがいわゆる正規職員により実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられているというのが実情である。</p> <p>固定資産評価業務に関しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員には質問検査権が付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることなどを理由に包括的民間開放が認められていない。</p> <p>しかし、質問検査権を民間に授権している例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難とはいえない。また、評価への不服申立の途も制度として確立されている。</p> <p>また、土地区画整理法・都市再開発法では換地計画・権利変換計画策定業務が株式会社に包括的に授権され、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分離され、しかも前者が包括的に民間に授権されているにもかかわらず、地方税法における固定資産評価業務については包括民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問を持たざるを得ない。</p> <p>包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が節減可能であるにもかかわらず、また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮になお包括民間開放を認めないというのであれば、もはや行財政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に面従腹背の姿勢であるとは考えられないところである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>土地区画整理法等において、株式会社は土地区画整理事業等の全体を施行するものであり、換地計画等の策定における資産の評価は、その一環として、自らの事業の遂行のために行われるものである。固定資産税の場合には、価格の決定及び課税は市町村長が行うものであり、そのための業務の一部を民間委託することを、土地区画整理事業等の例と同列に扱うことは適切でない。</p> <p>そもそも、固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は、公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務であり、これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については罰則によって担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであることから民間委託については慎重な検討を要する。</p> <p>ただし、これらに関連する補助的な事務については、現行法上も民間に委託することが可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①土地区画整理法では固定資産評価を含む換地計画を知事が認可する。認可とは決定し法的効力を与えることである以上、固定資産税業務と本質的に異ならない。同列に扱うことが適切でない理由を具体的かつ明確に示されたい。なお万が一のため付言すれば、土地区画整理法では計画策定の外部委託は禁じられておらず、評価が自らの事業か否かは全く関係ない。</p> <p>②実地調査・評価と賦課が一体不可分というが、土地区画整理法等ではこれらが分離されており、全く根拠がない。仮に一体不可分ならば、貴省外郭団体が研究する固定資産評価共同化も困難なはずである。</p> <p>③罰則付調査権は強制調査ではなく任意調査であり、民間に授権されている事例もある。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>土地区画整理事業の場合、施行者が策定した換地計画(資産の評価を含む。)を知事が認可するが、施行者が株式会社である場合にも、知事が換地計画の策定を株式会社に委託しているわけではない。また、土地区画整理事業の場合、事業や換地計画についての説明責任は施行者にあるのに対し、固定資産税の賦課徴収の場合は、評価についての説明責任が課税庁である地方公共団体にある。これらのことから、両者を同一視することは適当ではない。</p> <p>なお、罰則付調査権とは、罰則によって担保された立入検査権のことと思われるが、このような立入検査権が独立行政法人に付与されている事例はあるものの、民間事業者に付与されている事例については、承知していない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>貴省は説明責任の問題を指摘するが、説明責任の問題はそもそも行政の全ての事務にあり、貴省の論理では民間委託一切が困難という帰結にすら至りかねない。民間開放の可否が論じられる事業は多数あり、その多くに所管省庁は難色を示しているが、そこにおいてすら説明責任を根拠に民間開放を否定する事例など皆無である。固定資産評価についてのみ根拠も内容も曖昧な説明責任を持ち出すのは、官から民へという政府方針に面従腹背であることの表れではないのか。</p> <p>なお、罰則付調査権の民間授権事例は、土地区画整理法・都市再開発法を再度よく確認すれば済むことである。立入調査権どころか測量権や伐除権すら付与されていることが判るであろう。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>固定資産の評価は、税の賦課徴収のために行われるものであり、土地区画整理事業の事例等が根拠にならない点は既に回答してきたとおりである。</p> <p>また、固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は、税の賦課処分と一体をなしており、賦課処分の前提となる評価は、本来、市町村が行うべきものであり、それを踏まえた上で、固定資産の評価業務のうち民間に委託できる部分を固定資産の評価の効率化、必要な専門性の確保等の観点から検討することは意義があると考えますが、包括的な民間委託にはなじまないものと考えます。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	固定資産評価業務の民間開放	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003030
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方税法第 404 条、第 405 条
制度の現状	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。

求める措置の具体的内容	<p>①地方税法第 404 条(固定資産評価員)から「固定資産が少い場合」を削除し、市町村の自主的判断で評価員を置かないことができるようにする。</p> <p>②評価員 405 条(固定資産評価補助員)に、「市町村長は、適切と認める法人その他の団体に対し、固定資産評価員の職務の全部または一部を委託して行わせることができる。この場合において、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。)は、固定資産評価補助員とみなす」旨の規定を追加する。</p> <p>③なお、②により、同法第 353 条(徴税吏員、固定資産評価員、固定資産評価補助員の質問検査権)の権限も受託者に授権されることとなるものと考えているが、必要であれば質問検査権を受託者に授権することの確認規定が必要であればこれを置き、明確化する。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める、全国で約 28,000 名が従事、その人件費は約 2,000 億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどがいわゆる正規職員により実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられているというのが実情である。</p> <p>固定資産評価業務に関しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員には質問検査権が付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることなどを理由に包括的民間開放が認められていない。</p> <p>しかし、質問検査権を民間に授権している例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難とはいえない。また、評価への不服申立の途も制度として確立されている。</p> <p>また、土地区画整理法・都市再開発法では換地計画・権利変換計画策定業務が株式会社に包括的に授権され、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分離され、しかも前者が包括的に民間に授権されているにもかかわらず、地方税法における固定資産評価業務については包括民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問を持たざるを得ない。</p> <p>包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が節減可能であるにもかかわらず、また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮になお包括民間開放を認めないというのであれば、もはや行財政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に面従腹背の姿勢であるとは考えられないところである。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>土地区画整理法等において、株式会社は土地区画整理事業等の全体を施行するものであり、換地計画等の策定における資産の評価は、その一環として、自らの事業の遂行のために行われるものである。固定資産税の場合には、価格の決定及び課税は市町村長が行うものであり、そのための業務の一部を民間委託することを、土地区画整理事業等の例と同列に扱うことは適切でない。</p> <p>そもそも、固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は、公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務であり、これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については罰則によって担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであることから民間委託については慎重な検討を要する。</p> <p>ただし、これらに関連する補助的な事務については、現行法上も民間に委託することが可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①土地区画整理法では固定資産評価を含む換地計画を知事が認可する。認可とは決定し法的効力を与えることである以上、固定資産税業務と本質的に異ならない。同列に扱うことが適切でない理由を具体的かつ明確に示されたい。なお万が一のため付言すれば、土地区画整理法では計画策定の外部委託は禁じられておらず、評価が自らの事業か否かは全く関係ない。</p> <p>②実地調査・評価と賦課が一体不可分というが、土地区画整理法等ではこれらが分離されており、全く根拠がない。仮に一体不可分ならば、貴省外郭団体が研究する固定資産評価共同化も困難なはずである。</p> <p>③罰則付調査権は強制調査ではなく任意調査であり、民間に授権されている事例もある。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>土地区画整理事業の場合、施行者が策定した換地計画(資産の評価を含む。)を知事が認可するが、施行者が株式会社である場合にも、知事が換地計画の策定を株式会社に委託しているわけではない。また、土地区画整理事業の場合、事業や換地計画についての説明責任は施行者にあるのに対し、固定資産税の賦課徴収の場合は、評価についての説明責任が課税庁である地方公共団体にある。これらのことから、両者を同一視することは適当ではない。</p> <p>なお、罰則付調査権とは、罰則によって担保された立入検査権のことと思われるが、このような立入検査権が独立行政法人に付与されている事例はあるものの、民間事業者に付与されている事例については、承知していない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>当方の意見は、資産評価とその決定が可分であること、資産を株式会社が評価し、その評価に基づき行政処分(換地処分、負担金等の滞納処分等)が進展するという立法例があることの指摘、さらにこれを参考とすれば固定資産評価を民間に授権する制度設計も検討可能なはずだという主張である。貴省は、土地区画整理法などは知事が換地計画の策定を委託しているわけではないなどの理由で固定資産税と同一視できないとするが、施行者が株式会社である以上知事が委託しないのは当たり前である。規律対象・内容が全く同一の法などない以上、違いを言い立てれば半永久的に指摘できようが、これは建設的な議論とはあまりに隔絶した態度なのではないか。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>固定資産の評価は、税の賦課徴収のために行われるものであり、土地区画整理事業の事例等が根拠にならない点は既に回答してきたとおりである。</p> <p>また、固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は、税の賦課処分と一体をなしており、賦課処分の前提となる評価は、本来、市町村が行うべきものであり、それを踏まえた上で、固定資産の評価業務のうち民間に委託できる部分を固定資産の評価の効率化、必要な専門性の確保等の観点から検討することは意義があると考えますが、包括的な民間委託にはなじまないものと考えます。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420050	プロジェクト名	登記事項等証明書発行特区	
要望事項 (事項名)	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の 印鑑証明書の交付事務の拡大	都道府県コード	1 北海道	
		提案事項管理番号	1030010	
提案主体名	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町			

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	不動産登記法(平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号)第 6 条第 1 項、第 11 条、第 119 条第 1 項 不動産登記規則(平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18 号)第 197 条第 1 項 商業登記法(昭和 38 年 7 月 9 日法律第 125 号)第 1 条の 3、第 4 条、第 7 条 商業登記規則(昭和 39 年 3 月 11 日法務省令第 23 号)第 29 条、第 30 条第 3 項 地方財政法第 12 条
制度の現状	<p>登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。</p> <p>また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、法務省において登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準の策定がなされているが、仮に当該請求機の設置の基準に満たさない地域であっても、地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。</p> <p>また、発行請求機による交付については、地方公共団体の職員が出来るようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	I
<p>本プロジェクトに関する要望において、登記事項等証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準の策定が為されているか、法務省に確認したところ、当該基準は現在、検討中であり、未策定とのことである。従って、当該基準の存在を前提とした本要望については、現時点で回答することができない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>本提案は、法務局の統廃合により、当該地域におけるサービスが著しく低下した故に出てきたものであるが、このような地域のニーズを斟酌し、地方公共団体への業務委託も含め、関係省庁と協議しつつ提案が実現できないか検討されたい。</p> <p>また、右記提案主体の意見も踏まえ検討されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>第8次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると言われていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>登記事項等証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務であり、その経費は国が負担しなければならないものである。よって、証明書発行請求機の設置を含め、法務局統廃合の際のサービス確保に要する経費については、地方公共団体の負担ではなく、国の負担で措置されるべきである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>提案者の要望を満たすためにはどうすればいいかという観点で、右記提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>登記事項等証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務は、総務省の回答のとおり国の事務であることから、国で実施していただくことが本来です。しかし、法務局の統廃合の話があった平成15年4月から法務省に改善策などを要望しておりますが地域住民の不便が解消されないため、仮に法務省が当方に負担を求めてきた場合、財政が厳しい中で地域住民の不便を解消するために、やむを得ず費用負担をすることをご理解いただき、地方財政法第12条の特例についても法務省と協議して、検討して頂きたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>国の専管の行政サービスの縮小を地方公共団体の財政負担で補完させることは、国と地方公共団体との間の財政秩序を著しく不健全にすることにつながるものであり、地方財政規律を保持する見地からも大きな問題がある。</p> <p>総務省としては、各省庁に対し、「地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めるとのしないようにされたい」との申し入れを行っているところであり、本件についても地元自治体に財政負担を求めないサービス改善によって解決が図られるよう法務省に働きかけてまいりたい。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420060	プロジェクト名	登記事項等証明書発行特区	
要望事項 (事項名)	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の 印鑑証明書の交付事務の拡大	都道府県コード	1 北海道	
		提案事項管理番号	1030020	
提案主体名	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町			

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 内閣府
根拠法令等	不動産登記法(平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号)第 6 条第 1 項、第 11 条、第 119 条第 1 項 不動産登記規則(平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18 号)第 197 条第 1 項 商業登記法(昭和 38 年 7 月 9 日法律第 125 号)第 1 条の 3、第 4 条、第 7 条 商業登記規則(昭和 39 年 3 月 11 日法務省令第 23 号)第 29 条、第 30 条第 3 項 地方財政法第 12 条
制度の現状	<p>登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。</p> <p>また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求機は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を受託できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	I
<p>本プロジェクトに関する要望において、登記事項等証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準の策定が為されているか、法務省に確認したところ、当該基準は現在、検討中であり、未策定とのことである。従って、当該基準の存在を前提とした本要望については、現時点で回答することができない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>本提案は、法務局の統廃合により、当該地域におけるサービスが著しく低下した故に出てきたものであるが、このような地域のニーズを斟酌し、地方公共団体への業務委託も含め、関係省庁と協議しつつ提案が実現できないか検討されたい。</p> <p>また、右記提案主体の意見も踏まえ検討されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>第8次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると言われていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>登記事項等証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務であり、その経費は国が負担しなければならないものである。よって、証明書発行請求機の設置を含め、法務局統廃合の際のサービス確保に要する経費については、地方公共団体の負担ではなく、国の負担で措置されるべきである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>提案者の要望を満たすためにはどうすればいいかという観点で、右記提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>登記事項等証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務は、総務省の回答のとおり国の事務であることから、国で実施していただくことが本来です。しかし、法務局の統廃合の話があった平成15年4月から法務省に改善策などを要望しておりますが地域住民の不便が解消されないため、仮に法務省が当方に負担を求めてきた場合、財政が厳しい中で地域住民の不便を解消するために、やむを得ず費用負担をすることをご理解いただき、地方財政法第12条の特例についても法務省と協議して、検討して頂きたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>国の専管の行政サービスの縮小を地方公共団体の財政負担で補完させることは、国と地方公共団体との間の財政秩序を著しく不健全にすることにつながるものであり、地方財政規律を保持する見地からも大きな問題がある。</p> <p>総務省としては、各省庁に対し、「地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めるとのしないようにされたい」との申し入れを行っているところであり、本件についても地元自治体に財政負担を求めないサービス改善によって解決が図られるよう法務省に働きかけてまいりたい。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口6業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156010
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 内閣府
根拠法令等	競争の導入による公共サービス改革法第34条第1項
制度の現状	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」としている。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 3 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いが委託対象としない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならず、現状では基本的に困難であると考えている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
条例で守秘義務を課す等の措置により、委託可能な業務を受付・引渡しから拡大はできないのか、検討し回答されたい。また、代理人による申請について検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
住民基本台帳事務における交付決定等は行政処分に当たり、その交付決定等の主体自体を民間事業者等に委託することは、行政庁以外に行政処分を行わせることとなり、地方公共団体等が行う公証制度の根幹に関わる問題であり、認められない。				
また、代理人による申請については、法令上禁じられているものではない。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、市町村職員の適切な管理下にある状況(庁舎内)において、交付決定や審査そのものは公務員が自ら行うが、それ以外の事実上の行為又は補助的な作業に該当する業務については、市町村職員がいる庁舎内で職員と混在させるようなかたちで、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせることは可能であるか、検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
再々検討要請の内容については可能であると考えます。				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口6業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156030
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 内閣府
根拠法令等	競争の導入による公共サービス改革法第34条第1項
制度の現状	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」としている。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 同法34条において、印鑑登録証明書発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録証の持参により受付可能としていただきたい。 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>印鑑登録事務は条例等に基づき行っている事務であるが、住民基本台帳事務に準じて考えればよいものと思料する。競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならず、現状では基本的に困難であると考えている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>条例で守秘義務を課す等の措置により、委託可能な業務を受付・引渡しから拡大はできないのか、検討し回答されたい。また、代理人による申請について検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>印鑑登録事務は条例等に基づき行っている事務であるが、印鑑登録事務における証明書の交付決定等は行政処分に当たり、その交付決定等の主体自体を民間事業者等に委託することは、行政庁以外に行政処分を行わせることとなり、地方公共団体等が行う公証制度の根幹に関わる問題であり、認められないと考える。</p> <p>また、代理人による申請については、法令上禁じられているものではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、市町村職員の適切な管理下にある状況(庁舎内)において、交付決定や審査そのものは公務員が自ら行うが、それ以外の事実上の行為又は補助的な作業に該当する業務については、市町村職員がいる庁舎内で職員と混在させるようなかたちで、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせることは可能であるか、検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>再々検討要請の内容については可能であると考えている。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口6業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156040
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府
根拠法令等	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条 地方税法第20条の10
制度の現状	公共サービス改革法第34条第1項第2号により、地方税法第20条の10の規定に基づく同条の証明書の交付の申請の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡業務は、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

求める措置の具体的内容	<p>1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・原動機付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならず、現状では基本的に困難であると考えている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
条例で守秘義務を課す等の措置により、委託可能な業務を受付・引渡しから拡大はできないのか、検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
税証明事務における交付決定等は行政処分に当たり、その交付決定等の主体自体を民間事業者等に委託することは、行政庁以外に行政処分を行わせることとなり、地方公共団体等が行う公証制度の根幹に関わる問題であり、認められない。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
公共サービス改革法に基づく税証明事務について、市町村職員の適切な管理下にある状況(庁舎内)において、交付決定や審査そのものは公務員が自ら行うが、それ以外の事実上の行為又は補助的な作業に該当する業務については、市町村職員がいる庁舎内で職員と混在させるようなかたちで、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせることは可能であるか、検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
再々検討要請の内容については可能であると考えている。				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭 債権の追加	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051130
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	地方自治法施行令第 158 条
制度の現状	<p>第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> <p>三 賃貸料</p> <p>四 物品売払代金</p> <p>五 貸付金の元利償還金</p>

求める措置の具体的内容	債権管理回収業に関する特別措置法第 2 条第 1 項に各種公金債権を追加すべきである
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>いわゆるサービスは、資本規模要件や弁護士取締役要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規整を受け、また行為規制としても、大声を上げたり一定の時間以外に訪問したりするなどの威迫行為が禁じられるなど、自治体としても公金</p> <p>債権の回収委託先として活用しやすい。ところが、サービスが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において特定金銭債権として個別列挙されている。現時点では、この中に公金債権は含まれておらず、サービスとしては公金債権の回収の受託に制約を課されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種公金債権を追加し、自治体がサービスを利用しやすくするべきである。このような規制改革を行うことで、自治体としては、業務の適法性・適正性を確保</p> <p>しつつ、債権回収のノウハウを有するサービスを活用することが可能となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	II
<p>地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であることから、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することは認められない。</p> <p>なお、地方自治法施行令第158条の規定により、使用料、手数料等については、徴収又は収納の委託が可能となっている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①租税債権等に行政上の強制徴収手段が付与されているのは、それらが大量に発生し、しかも迅速効率的に権利を満足させる必要があるためとするのが通説と考える。地方公共団体の債権が地方公共団体に専属的であるため強制徴収権限が与えられているという解釈の根拠について回答されたい。</p> <p>②いわゆるサービサー法は、サービサー会社の回収できる債権として、譲渡された債権も、委託された債権も共に含むところである。貴省回答は、地方公共団体の債権は第三者への譲渡が認められないとするが、仮にそれを前提としても、サービサー会社が委託を受け債権を回収することについては何ら否定する根拠とならない。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方税を含む租税債権については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性なく納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権能は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものである。</p> <p>なお、法律に規定する使用料その他の普通地方公共団体の歳入については、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができるものとされている。(地方自治法第231条の3)</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>債権管理回収業特別措置法上の特定金銭債権への公金債権の追加を要望するものである。前回の貴省ご回答は滞納処分の授權に関する回答のように思われる内容であり、念のため再度ご確認のうえご検討賜りたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>地方公共団体の債権については、公金債権の性質上、中立公平な処理が強く求められるほか、その未収事例は紛争性の度合いが典型的に大きいと認められるものであることから、そのような事件を民間業者に委託することは認められないものである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私人の公金取扱禁止原則の廃止	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051220
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条
制度の現状	<p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 243 条(私人の公金取扱いの制限)を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることができる。」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治法 243 条は私人に公金を取り扱わせることを原則的に禁止し、例外的に、自治令第 158 条に個別列挙されたものを私人に委託できるものとする。これは、公金ゆえその取扱を慎重に行うべきという配慮に基づくものとされる。</p> <p>しかし、既に多くの公金項目が私人に取り扱えるものとされており、今後私人に取り扱わせるべきとして発生する要望は少額かつ発生頻度の少ない項目と考えられる。仮にこれらについて逐次個別に解禁要望を行わせるとすれば、その手続きが煩瑣であるうえ、自治令の改正を待たねばならず、迅速な対応が困難である。</p> <p>そもそも、原則禁止・個別解禁という思考形式は、自治体の行政運営に対する不信を前提としたものとも言え、問題がある。実務的にも、要望があれば自治令第 158 条への追加を積極的に検討するとしており、もはや自治法第 243 条は形骸化しているというべきである。</p> <p>仮に私人に取り扱わせるべきではない公金項目があるとすれば、むしろ禁止される公金項目を明示列挙すべきである。</p> <p>自治法第 243 条は全面改正し、私人の公金取扱禁止原則は廃止すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされたものについては、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p> <p>なお、現行の規定においては、運用上、具体的な支障が生じているものではなく、また、私人への委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①貴省回答の趣旨は既に公表されているものであるが、これは残念ながら現行制度の趣旨や解釈の域を出ない。当方提案は、貴省回答趣旨を踏まえつつ、原則禁止、自治令で所管省庁が個別に例外を認めるという思考形式が地方分権の観点から適切ではないと指摘しているのであり、この指摘の当否及び否の場合の理由を回答すべきである。</p> <p>②また、貴省が指摘するような、責任関係や公正な取扱、経済性などの考慮要素は、公金項目により左右されるのではなく、委託先への監督体制や委託先の資格・能力・適性、さらには委託スキームに左右されるはずのものである。この観点からも現行法の制度設計には疑問があるが、貴省の考えをご教示いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>公金の取扱いについての考え方については、前回の回答で述べているため省略するが、本件要望については、運用上、具体的な支障が生じているものではないし、私人委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないと承知。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>①当方意見は、自治法第 234 条の考え方自体が地方の自主性を認めず不適切というもの。</p> <p>②また、公金項目ごとに私人取扱の可否を検討するというのは、あるコンビニが地方税収納では責任関係が明確で公正な取扱を行う誠実な業者となり、下水道受益者負担金の収納では責任関係が不明確か不公正な取扱をする悪徳業者に変身することを前提にするようなものであり、論理的に極めて疑問。また、経済性が確保されるか否かは、公金項目により全国一律に決まるものではなく各自治体の実情に応じ個別に決まることであり、自治体が自主的に判断すべき事柄である。</p> <p>③貴省は具体的な要望がないと主張するが、まず今次の特区提案を精査すべきである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>当初回答のとおり、公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされたものについては、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p> <p>なお、現行の規定においては、運用上、具体的な支障が生じているものではなく、また、私人への委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないところである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私人の公金取扱禁止原則の廃止	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003220
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 243 条
制度の現状	<p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 243 条(私人の公金取扱いの制限)を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることができる。」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治法 243 条は私人に公金を取り扱わせることを原則的に禁止し、例外的に、自治令第 158 条に個別列挙されたものを私人に委託できるものとする。これは、公金ゆえその取扱を慎重に行うべきという配慮に基づくものとされる。</p> <p>しかし、既に多くの公金項目が私人に取り扱えるものとされており、今後私人に取り扱わせるべきとして発生する要望は少額かつ発生頻度の少ない項目と考えられる。仮にこれらについて逐次個別に解禁要望を行わせるとすれば、その手続きが煩瑣であるうえ、自治令の改正を待たねばならず、迅速な対応が困難である。</p> <p>そもそも、原則禁止・個別解禁という思考形式は、自治体の行政運営に対する不信を前提としたものとも言え、問題がある。実務的にも、要望があれば自治令第 158 条への追加を積極的に検討するとしており、もはや自治法第 243 条は形骸化しているというべきである。</p> <p>仮に私人に取り扱わせるべきではない公金項目があるとすれば、むしろ禁止される公金項目を明示列挙すべきである。</p> <p>自治法第 243 条は全面改正し、私人の公金取扱禁止原則は廃止すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされたものについては、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p> <p>なお、現行の規定においては、運用上、具体的な支障が生じているものではなく、また、私人への委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①貴省回答の趣旨は既に公表されているものであるが、これは残念ながら現行制度の趣旨や解釈の域を出ない。当方提案は、貴省回答趣旨を踏まえつつ、原則禁止、自治令で所管省庁が個別に例外を認めるという思考形式が地方分権の観点から適切ではないと指摘しているのであり、この指摘の当否及び否の場合の理由を回答すべきである。</p> <p>②また、貴省が指摘するような、責任関係や公正な取扱、経済性などの考慮要素は、公金項目により左右されるのではなく、委託先への監督体制や委託先の資格・能力・適性、さらには委託スキームに左右されるはずのものである。この観点からも現行法の制度設計には疑問があるが、貴省の考えをご教示いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>公金の取扱いについての考え方については、前回の回答で述べているため省略するが、本件要望については、運用上、具体的な支障が生じているものではないし、私人委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないと承知。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>①当方意見は、自治法第 234 条の考え方自体が地方の自主性を認めず不適切というもの。</p> <p>②また、公金項目ごとに私人取扱の可否を検討するというのは、あるコンビニが地方税収納では責任関係が明確で公正な取扱を行う誠実な業者となり、下水道受益者負担金の収納では責任関係が不明確か不公正な取扱をする悪徳業者に変身することを前提にするようなものであり、論理的に極めて疑問。また、経済性が確保されるか否かは、公金項目により全国一律に決まるものではなく各自治体の実情に応じ個別に決まることであり、自治体が自主的に判断すべき事柄である。</p> <p>③貴省は具体的な要望がないと主張するが、まず今次の特区提案を精査すべきである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>当初回答のとおり、公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされたものについては、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p> <p>なお、現行の規定においては、運用上、具体的な支障が生じているものではなく、また、私人への委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないところである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	指定管理者制度の契約化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051210
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 244 条の 2
制度の現状	<p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第二百四十四条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべきである。</p> <p>「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(以下本条及び第二百四十四条の四において「受託管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」</p> <p>このほか、契約化に伴い所要の改正を行うべきである。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>指定管理者制度では、指定は行政処分として扱われ契約とは解されないため、自治法上の契約に関する規定は適用されない。このため、一般競争原則主義は適用されず、選定手續が不透明な随意指定が横行する一因ともなっている。また同条第 6 項では指定管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされているため、極めて小規模な案件であっても議決を要し手續が硬直的であるという問題がある。</p> <p>また、たとえば公の施設を民間事業者に管理運営させたい場合、当該事業者が特定公共サービスたる窓口業務を実施させようとした場合、現行制度では指定と契約の二種類の手続きを行う必要が生じる。</p> <p>ところが、仮に現在でも指定管理者制度が導入されていなければ、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき契約により民間に授けられるものとなる。</p> <p>このように指定管理者制度における指定が契約化されることにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、選定手續の透明化の一助となるうえ、少額案件は議会の議決が不要となり手續が簡素化できる。</p> <p>さらには、委託手續を契約に一本化することが可能となり、手續を簡素化することができる(PFI においても同様のメリットがある)。</p> <p>こうした点から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体が指定管理者として指定してされるべきものである。</p> <p>指定に当たっては、公正かつ透明性が確保される手続きによることが求められており、公募等による複数の申請者に事業計画書を提出させ選定することが望ましいことを周知しているところ。</p> <p>議会の議決が必要とされるのは、「公の施設」は公共の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえ、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定も踏まえることが適当であるからである。</p> <p>また、公の施設に係る指定管理者の指定と他の業務の民間委託については、それぞれの業務の趣旨・目的が必ずしも同じではないため、それぞれの制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>①公共の利益のため平等に役務を提供するという点は行政の事務一般に広く妥当する原則であるところ、これを理由に議決が必要であるとすれば、行政の事務一般について議会の議決が必要という帰結になる。このため、貴省論拠にはその妥当性に疑問があると考え。</p> <p>②もとより議会議決を要すべき案件もあろうが、逆に議会議決の必要性に乏しい案件もあるはずである。一律に議決を義務付けることは多数の条例を上程議決させることにもなり、自治体の負担を徒に大きくすることになりかねない。公正性・透明性が必要な点は異議のないところであり、それゆえ契約化し一般競争入札原則を及ぼすべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>「公の施設」は公共の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえると、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定も踏まえることが適当である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>繰り返しになるが①地方自治法第10条第2項によれば、自治体の役務は住民に等しく提供されなければならないとされる。貴省見解を前提とすれば、行政の事務一般につき民間委託時に議会の議決が必要という帰結になりかねない。このため、貴省論拠にはその妥当性に疑問がある。</p> <p>②もとより議会議決を要すべき案件もあろうが、逆に議会議決の必要性に乏しい案件もあるはずである。一律に議決を義務付けることは多数の条例を上程議決させることにもなり、自治体の負担を徒に大きくすることになりかねない。指定管理者選定の公正性・透明性が必要な点はもとより全く異議のないところであり、それゆえ契約化し一般競争入札原則を及ぼすべきである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>既に回答しているところだが、「公の施設」は公共の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえると、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定も踏まえることが適当である。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	指定管理者制度の契約化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003210
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 244 条の 2
制度の現状	<p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第二百四十四条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべきである。</p> <p>「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(以下本条及び第二百四十四条の四において「受託管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」</p> <p>このほか、契約化に伴い所要の改正を行うべきである。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>指定管理者制度では、指定は行政処分として扱われ契約とは解されないため、自治法上の契約に関する規定は適用されない。このため、一般競争原則主義は適用されず、選定手續が不透明な随意指定が横行する一因ともなっている。また同条第 6 項では指定管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされているため、極めて小規模な案件であっても議決を要し手續が硬直的であるという問題がある。</p> <p>また、たとえば公の施設を民間事業者管理運営させたい場合、当該事業者が特定公共サービスたる窓口業務を実施させようとした場合、現行制度では指定と契約の二種類の手続きを行う必要が生じる。</p> <p>ところが、仮に現在でも指定管理者制度が導入されていなければ、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき契約により民間に授けられるものとなる。</p> <p>このように指定管理者制度における指定が契約化されることにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、選定手續の透明化の一助となるうえ、少額案件は議会の議決が不要となり手續が簡素化できる。</p> <p>さらには、委託手續を契約に一本化することが可能となり、手續を簡素化することができる(PFI においても同様のメリットがある)。</p> <p>こうした点から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体が指定管理者として指定されるべきものである。</p> <p>指定に当たっては、公正かつ透明性が確保される手続きによることが求められており、公募等による複数の申請者に事業計画書を提出させ選定することが望ましいことを周知しているところ。</p> <p>議会の議決が必要とされるのは、「公の施設」は公共の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえ、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定も踏まえることが適当であるからである。</p> <p>また、公の施設に係る指定管理者の指定と他の業務の民間委託については、それぞれの業務の趣旨・目的が必ずしも同じではないため、それぞれの制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①公共の利益のため平等に役務を提供するという点は行政の事務一般に広く妥当する原則であるところ、これを理由に議決が必要であるとすれば、行政の事務一般について議会の議決が必要という帰結になる。このため、貴省論拠にはその妥当性に疑問があると考えます。</p> <p>②もとより議会議決を要すべき案件もあろうが、逆に議会議決の必要性に乏しい案件もあるはずである。一律に議決を義務付けることは多数の条例を上程議決させることにもなり、自治体の負担を徒に大きくすることになりかねない。公正性・透明性が必要な点は異議のないところであり、それゆえ契約化し一般競争入札原則を及ぼすべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>「公の施設」は公共の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえると、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定も踏まえることが適当である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>繰り返しになるが①地方自治法第10条第2項によれば、自治体の役務は住民に等しく提供されなければならないとされる。貴省見解を前提とすれば、行政の事務一般につき民間委託時に議会の議決が必要という帰結になりかねない。このため、貴省論拠にはその妥当性に疑問がある。</p> <p>②もとより議会議決を要すべき案件もあろうが、逆に議会議決の必要性に乏しい案件もあるはずである。一律に議決を義務付けることは多数の条例を上程議決させることにもなり、自治体の負担を徒に大きくすることになりかねない。指定管理者選定の公正性・透明性が必要な点のもとより全く異議のないところであり、それゆえ契約化し一般競争入札原則を及ぼすべきである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>既に回答しているところだが、「公の施設」は公共の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえると、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定も踏まえることが適当である。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051100
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 153 条第 1 項
制度の現状	<p>第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 153 条第 1 項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の権限が法令により定められたものであるときは法令による権限配分を変更することになるため、法令の根拠が必要となる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟に権限を授権することは困難である。</p> <p>地方自治法は第 153 条第 1 項において長が吏員に権限を委任できる旨定めているが、さらに民間事業者に対しても柔軟に権限を委任できるようにするため、条例の定めるところにより、自治体が指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方自治法第153条は長の指揮監督権に服する補助機関の職員に長の権限を委任できることとするものであり、組織内部の権限関係を定めるものである。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約により委任し又は委託することは可能と考える。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>貴省ご回答趣旨は充分理解できるが、他方、本提案の問題意識は、次の通りである。</p> <p>①個別法の殆どが民間への権限委任規定を持たない。このため、民間への権限委任には法改正が必要となるが、これは自治体が迅速柔軟に権限を委任することを困難とする。そこで、自治体が条例により権限の委任を行えるよう法で自治体に授權し、仮に権限の委任に支障がある場合、個別法で原則規定の適用除外を定める形とする。</p> <p>②また併せ、みなし公務員規定など所要の措置を講じる。なお秘密保持義務についてはご指摘の通りであるが、みなし公務員規定とりわけ贈収賄罪への対応は自治法第14条第3項に基づく対応が困難ゆえ、法による対応が必要と史料する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考ええる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051110
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 180 条の 2
制度の現状	<p>第八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 180 条の 2 と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、第 180 条の 2 は「他の執行機関との関係」について定める第 5 款に置かれているため、執行機関ではない民間事業者についてここで規定することは形式上適切でないことも想定される。このため、同条と類似した規定を特例措置として定めることを要望する。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で執行するいわゆる補助執行とすることが適切な場合も多い。</p> <p>ところが、法令には民間事業者に委託ないし補助執行させることができるとは書いていないことが通例であり、民間事業者への委託の可否を巡りしばしば混乱が生じているところである。</p> <p>これに対し、長の権限に属する事務の一部を民間事業者にも補助執行させることができる(あるいは委託できる)ことを明確化するため、自治法第 180 条の 2 と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、従来の民間委託では法改正なしでも実施されていたのであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務につき、原則として民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講じることを主眼とするものである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方自治法第180条の2は、長の権限について他の執行機関の補助職員等へ委任又は補助執行できるとするものであり、組織内部の権限委任を定める規定である。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内において、当該業務を契約で委任し、又は委託することは可能であると考ええる。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①貴省ご回答の通り、条例で地公法等と同等の守秘義務規定を設けることは可能。また、公共サービス改革法第26・27条所定の罰則付監督規定についても同等の条例制定が可能。しかし、みなし公務員規定については条例による代替措置に限界がある。</p> <p>②みなし公務員規定の意義は、端的にいって賄賂罪の処罰にある。民間事業者には基本的に贈賄罪は存在せず、通常の民間委託では贈賄的行為に法の真空状態が生じる。</p> <p>③条例により贈賄的行為の禁止を義務付けたうえ違反を罰することは、理論上は可能だが、罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との落差が著しい。このため、法によるご対応を求めるもの。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適切かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考ええる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003100
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 153 条第 1 項
制度の現状	<p>第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 153 条第 1 項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の権限が法令により定められたものであるときは法令による権限配分を変更することになるため、法令の根拠が必要となる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟に権限を授権することは困難である。</p> <p>地方自治法は第 153 条第 1 項において長が吏員に権限を委任できる旨定めているが、さらに民間事業者に対しても柔軟に権限を委任できるようにするため、条例の定めるところにより、自治体が指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方自治法第153条は長の指揮監督権に服する補助機関の職員に長の権限を委任できることとするものであり、組織内部の権限関係を定めるものである。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約により委任し又は委託することは可能と考える。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>貴省ご回答趣旨は充分理解できるが、他方、本提案の問題意識は、次の通りである。</p> <p>①個別法の殆どが民間への権限委任規定を持たない。このため、民間への権限委任には法改正が必要となるが、これは自治体が迅速柔軟に権限を委任することを困難とする。そこで、自治体が条例により権限の委任を行えるよう法で自治体に授權し、仮に権限の委任に支障がある場合、個別法で原則規定の適用除外を定める形とする。</p> <p>②また併せ、みなし公務員規定など所要の措置を講じる。なお秘密保持義務についてはご指摘の通りであるが、みなし公務員規定とりわけ贈収賄罪への対応は自治法第14条第3項に基づく対応が困難ゆえ、法による対応が必要と史料する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考ええる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003110
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 180 条の 2
制度の現状	<p>第八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 180 条の 2 と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、第 180 条の 2 は「他の執行機関との関係」について定める第 5 款に置かれているため、執行機関ではない民間事業者についてここで規定することは形式上適切でないことも想定される。このため、同条と類似した規定を特例措置として定めることを要望する。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で執行するいわゆる補助執行とすることが適切な場合も多い。</p> <p>ところが、法令には民間事業者に委託ないし補助執行させることができるとは書いていないことが通例であり、民間事業者への委託の可否を巡りしばしば混乱が生じているところである。</p> <p>これに対し、長の権限に属する事務の一部を民間事業者にも補助執行させることができる(あるいは委託できる)ことを明確化するため、自治法第 180 条の 2 と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、従来の民間委託では法改正なしでも実施されていたのであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務につき、原則として民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講じることを主眼とするものである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方自治法第180条の2は、長の権限について他の執行機関の補助職員等へ委任又は補助執行できるとするものであり、組織内部の権限委任を定める規定である。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内において、当該業務を契約で委任し、又は委託することは可能であると考ええる。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>① 貴省ご回答の通り、条例で地公法等と同等の守秘義務規定を設けることは可能。また、公共サービス改革法第26・27条所定の罰則付監督規定についても同等の条例制定が可能。しかし、みなし公務員規定については条例による代替措置に限界がある。</p> <p>② みなし公務員規定の意義は、端的にいうと賄賂罪の処罰にある。民間事業者には基本的に贈収賄罪は存在せず、通常の民間委託では贈収賄的行為に法の真空状態が生じる。</p> <p>③ 条例により贈収賄的行為の禁止を義務付けたうえ違反を罰することは、理論上は可能だが、罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との落差が著しい。このため、法によるご対応を求めるもの。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適切かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考ええる。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033030
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 244 条の 2
制度の現状	<p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合について、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できることとする。これによって管理運営を一元化することができ、迅速な意思決定による住民サービスの向上と、行政コストの削減が図られる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本提案の趣旨は、全ての目的外使用許可を代行させるのではなく、短期で一時的なものを、その範囲と基準を明確に条例に規定した上で代行させることを予定している。</p> <p>第 10 次提案時の貴省の回答では、「公の施設については、その利用の態様以前に本来の設置目的があるはずであり、各団体が地域の特性等に応じて条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱いが可能」とのことであるが、公の施設には、その目的に「児童の福祉」、「勤労青少年の福祉」等と定めているものがある。これらについて貴省の回答のとおり施設の目的等を幅広く解し、条例を改正するに当たっては、「その他住民の福祉全般」と捉えることとなる。施設の設置目的を特段の目的に限定せず、住民の福祉全般とすると、目的の範囲内では平等取扱いの原則がはたらくため、本来の利用者の利用を妨げる結果となる。また、目的外利用者に高めの料金を課すなどの料金設定等についても、異なる取扱いが出来なくなる。</p> <p>さらに、補助金適正化法については貴省の所管外とのことであるが、補助金適正化法との関係からは、施設の設置目的や用途が拡大され変更される場合は、補助金返還等が発生する場合も想定されている。これは「施設の設置目的を広く解し本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱い」は目的外に当たることを意味している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公の施設は、地方公共団体が住民の福祉を増進するために、その利用に供するための施設を設けるものである。また、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例により指定管理者に当該公の施設の管理を行わせる制度である。</p> <p>したがって、指定管理者が目的外利用許可を行うことは、「公の施設の設置目的を効果的に達成する」との制度の趣旨に反するところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>目的外使用許可は、行政財産(ここでは公の施設)を本来の用途又は目的外に使用させても、本来の用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に公の施設自体の効用を高めることもある。また、本来の用途又は目的が阻害されない限り、公の施設の効率的利用の見地からみて、その用途又は目的以外についても使用を認めることが適当であることがあるため、認められているものである。「公の施設の設置目的を効果的に達成するため」に指定管理者に管理を行わせているのであるから、「公の施設の設置目的を効果的に達成するための目的外使用許可」も指定管理者に行わせてもよいと考える。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例により指定管理者に当該公の施設の管理を行わせる制度であり、指定管理者が目的外使用許可を行うことは、「公の施設の設置目的を効果的に達成する」との制度の趣旨に反するところ。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>本市が想定しているのは、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するため、公の施設を本来の用途又は目的外に使用させても本来の用途又は目的を妨げず、場合によっては積極的に公の施設自体の効用を高める目的外使用許可の範囲と条件を、条例で定めた上で、指定管理者に行わせるものである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>再検討要請で回答したとおり、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例により指定管理者に当該公の施設の管理を行わせる制度であり、指定管理者が目的外使用許可を行うことは、「公の施設の設置目的を効果的に達成する」との制度の趣旨に反するところである。</p> <p>貴市が想定されていることは明らかではないが、目的外利用の許可は当該自治体が行えば足りるものと考えられる。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420130	プロジェクト名	若年者地域定住政策	
要望事項 (事項名)	アクティブレンジャー制度と機能別消防団員制度による若年者地域定住化政策	都道府県コード	1 北海道	
		提案事項管理番号	1005010	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	総務省 環境省
根拠法令等	消防組織法第 22 条、第 23 条
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>公的資格制度を取得して3年以上の自然ガイド(山岳・インタプリタ・カヌー等を含む)の実務経験のある者は、優先的にアクティブレンジャーとして登録され、5年更新で特別国家公務員となることができる。</p> <p>但し、当該地域への定住を条件とする。</p> <p>これに合わせて、地域の機能別消防団員として登録され、災害時の出動および地域教育活動に参画しなければならない。</p> <p>また、上級の「自然保護官」への受験資格をもつ者であり、一般試験者よりも優遇される。</p> <p>「公的資格制度-MFA,CONE,山岳ガイド協会、カヌー協会、北海道アウトドア協会等が実施する自然ガイドに関わる制度」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>1. 実施内容</p> <p>自然保護官の3年毎の適性試験の実施(責任と義務の明確化)</p> <p>アクティブレンジャー採用試験における実務経験付加</p> <p>人件費等捻出のための企業支援活動(営業活動推進)</p> <p>自然公園の保護と利用に関わる条例の設定(利用料の徴収)</p> <p>管理部門の統廃合(有給責任役員の削減)</p> <p>民間団体との提携(NPO等)と公務作業の削減</p> <p>2. 提案理由</p> <p>公費による自然保護官およびアクティブレンジャーの雇用拡大は、無理である。保護法における「保護」に重点を置き、「利用」の仕方を軽視してきた結果であり、今後は実務経験(民間経験)のある者が、保護官および補佐となるように改善する。利用に関しては欧米の実例を参考に、広告宣伝・ツーリズム営業で人件費を捻出すべき。また、地元根付く保護官補佐が必要で、国民保護法の基本に則り、機能別消防団員として公私ともに機能させることが必要である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>消防組織法第 22 条の規定により、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命することとなり、その身分取扱い等は、同法第 23 条第 1 項の規定により、非常勤※の場合は各市町村の条例で定めることとなっている。</p> <p>なお、国家公務員が消防団員になることについては、国家公務員法第 104 条の許可を受ければ、勤務時間中消防活動に従事することが可能である。</p> <p>※ 現在、我が国においては、常勤の消防団員はおらず、すべて非常勤となっている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420140	プロジェクト名	鞆の浦り・サンライズプラン	
要望事項 (事項名)	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当 せん金付証券の発売の要件緩和	都道府県コード	34 広島県	
		提案事項管理番号	1013050	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方財政法第32条 当せん金付証券法第4条
制度の現状	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。

求める措置の具体的内容	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、①台風、地震、津波等の天災後の復興支援②若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付③地域産業振興用低利貸付④町並み保存⑤高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営)⑥子育て支援(共稼ぎ夫婦の為に託児サービス、情報誌作成)⑦環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ 5R の推進)⑧都会と地方の交流⑨生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等)</p> <p>提案理由： 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともらしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リブレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。</p> <p>代替措置： 本提案の目的は、当選金の支払いは地域通貨によって行う事によって、広く多くの人々に一種の寄付行為として参加を促し、地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域基金の資本とする事である。地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもある。宝くじとは、目的や意義を異にするものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>1 宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている宝くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。</p> <p>2 市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。</p> <p>3 この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであるが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村とが発売方法や収益金の配分について了解したものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>本提案の目的は、地域再生基金原資調達用の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではなく毎月 10%減価する地域通貨である。現在福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバッグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行している。応募カード(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行っている。これと同様である。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であることと、ご提案の「当せん金付証券の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできないが、当せん金付証券の発売主体の拡大についての当方からの回答は前回のとおり。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	宝くじの発売に関する規制緩和	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1170010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方財政法第32条 当せん金付証票法第4条
制度の現状	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。

求める措置の具体的内容	<p>現在、地方財政法附則 32 条、並びに、当せん金付証票法第 4 条により規定されている、都道府県並びに地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にしか認められていない宝くじの発売を、都道府県並びに地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の指定都市にも認めることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>宝くじの発売は、資金の出し手にも楽しんでもらいながら、その一部収入を地域独自財源として得ることや、地域の話題作りの面からも、地域にとって魅力的な資金調達のやり方になる可能性がある。こうした観点から、現在は「地方財政法附則 32 条並びに当せん金付証票法第4条」により、都道府県又は「地方自治法第 252 条の 19 第 1 項」の指定都市(以下政令指定都市)にしか認められていない宝くじの発売権限を拡大すべきと考える。ただし、発売コストを考えると、人口が少ない地域では実績が上げられず赤字を出す弊害が考えられるため、黒字が見込める最低限の規制として、たとえば、「地方自治法第 252 条の 22 第 1 項」の指定都市(以下中核市)にまで発売権限を認めることを提案する。</p> <p>現行法においては、地域振興くじを発売することにより、各地方自治体にも配分が成されているものの、人口や売り上げ実績額で配分比率が決定されるため、人口が相対的に少ない地方都市は十分な財源を確保できるとは言えない。たとえば中核市など、発売コストをまかなえる人口規模を確保できる範囲で、災害の復旧や公共事業活性化を目的とし、独自に宝くじを発売することを可能にすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>1 宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている宝くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。</p> <p>2 市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。</p> <p>3 この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであるが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村とが発売方法や収益金の配分について了解したものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033020
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法
制度の現状	<p>第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。</p> <p>三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>十一 学校給食に関すること。</p> <p>十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>十三 スポーツに関すること。</p> <p>十四 文化財の保護に関すること。</p> <p>十五 ユネスコ活動に関すること。</p> <p>十六 教育に関する法人に関すること。</p> <p>十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。</p> <p>十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第9次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるよう検討する(F回答)とされた事項である。文化・スポーツと社会教育とは密接な関連のある事務であり、社会教育についても市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的検討状況及び今後のスケジュールについて回答いただきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日構造改革特区推 進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日構造 改革特 区推進 本部決 定済み)	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日構造 改革特 区推進 本部決 定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の 市長への移譲 (社会教育分野等について)	都道府県コード	24 三重県
		提案事項管理番号	1015010
提案主体名	鈴鹿市		

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法

制度の現状	<p>第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。</p> <p>三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>十一 学校給食に関すること。</p> <p>十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>十三 スポーツに関すること。</p> <p>十四 文化財の保護に関すること。</p> <p>十五 ユネスコ活動に関すること。</p> <p>十六 教育に関する法人に関すること。</p> <p>十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。</p> <p>十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。</p>
-------	--

求める措置の具体的内容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。</p> <p>当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。</p> <p>【代替措置】</p> <p>平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日構造改革特区推 進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日構造 改革特 区推進 本部決 定済み)	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日構造 改革特 区推進 本部決 定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420180	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 (社会教育について)	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1117010
提案主体名	千代田区		

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法
制度の現状	<p>第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。</p> <p>三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>十一 学校給食に関すること。</p> <p>十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>十三 スポーツに関すること。</p> <p>十四 文化財の保護に関すること。</p> <p>十五 ユネスコ活動に関すること。</p> <p>十六 教育に関する法人に関すること。</p> <p>十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。</p> <p>十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 180 条の 8(学校に関することを除く)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 12 号、第 14 号(学校に関することを除く)</p> <p>文化財保護法・社会教育法・図書館法中、</p> <p>教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由</p> <p>千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。</p> <p>しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。</p> <p>社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日構造改革特区推進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420190	プロジェクト名	国立大学法人与連携した地域経済の活性化	
要望事項 (事項名)	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用 方法の拡大	都道府県コード	13 東京都	
		提案事項管理番号	1066020	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(平成17年3月29日付16文科高第1012号) 独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条
制度の現状	<p>現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっている(平成17年3月29日付16文科高第1012号)。</p> <p>なお、国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっている(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条)。</p> <p>※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード 0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から株式による寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式によっても運用できることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度においては、独立行政法人に余裕金がある場合について、株式による運用を行うことはできないこととされているため、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等への出資、ストックオプション等による企業からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、できる限り自由な形態を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、自由な形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の弊害は考えられない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています。</p> <p>一方、独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、現段階において、余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。</p> <p>なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えています。</p> <p>※国立大学法人の出資に関する提案に対する回答については、管理コード0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>まず、ストックオプション、株式等の寄附を受けることについて、当方の提案の趣旨は単に取得するのみならず、これを運用することが出来るようにすることである。次に、投資リスクを負ってまで収益を獲得するという点については、当方の提案の目的は国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資を可能とすることであって、投機的な金融取引を行って収益を獲得することを目指すものではない。そもそも、当方の提案は、地域に密着した大学及び国立大学法人の業務の安定的な運営という観点からのものであり、そのようなことから、出資の上限を50%未満としているところである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>一般的に、独立行政法人による出資は、行政改革の観点から、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認められておらず、個別法令に定めがある場合のみ認められています。このため、国立大学法人については、国立大学法人法第22条第1項第6号において、承認TLOに対する出資により株式を取得することが認められています。</p> <p>また、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用は元本保証のある金融商品に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、余裕金の運用として株式を取得することは認められていません。</p> <p>今回の「提案主体からの意見」にある「研究の成果を活用する事業への出資を可能とするものであって、投機的な金融取引を行って収益を獲得することを目指すものではない」ということを踏まえ、提案主体の意図をより詳細に把握してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えており、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。</p> <p>※国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資については、管理コード0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の再検討要請に対する回答を参照。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>当方提案の目的は、国立大学法人が自らの出資により研究成果を活用した事業を行うことができるように関係法令について必要な措置を講ずることを求めるものであり、株式会社の設置により具体的な事業を実施することを想定していることからこうした内容の提案となっている。当方としても、国立大学法人の業務の安定的な運営等の確保は留意すべき事項であると考えており、そのようなことから、考えられる条件の一つとして出資比率の上限を50%未満としている。その他の条件や範囲については、本件に関する貴省等における議論の状況を踏まえ、当方としても検討して行きたいと考えているところ、現段階の議論の状況及び論点について教示されたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的な運営を担保するための条件等について検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、今後、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420200	プロジェクト名	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	
要望事項 (事項名)	地方公共団体による国立大学法人への寄附金等の 支出条件の緩和	都道府県コード	13 東京都	
		提案事項管理番号	1066050	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方財政再建促進特別措置法施行令第 12 条の3 第 7 号
制度の現状	<p>地方団体の要請に基づき国立大学法人が行う科学技術に関する研究開発経費等について、地方公共団体の支出を可能としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公共団体による国立大学法人への寄附金等の支出について、分野を問わず、当該国立大学法人が行う研究開発であって、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものを行う場合及び行うことが期待されるがその実施のために当該地方公共団体からの寄附金等が必要な場合については、当該研究開発の実施等に要する経費を当該地方公共団体が負担することができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度において、地方公共団体による国立大学法人に対する寄附金等支出は、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及(以下、「研究開発等」という。)で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合についてのみ認められている。しかし、国立大学法人による研究開発等の成果は科学技術に限られるものではなく、また、科学技術のみが地域の産業の振興、住民の福祉の増進等に寄与するわけではない。国立大学法人は自然科学、社会科学、人文科学等の幅広い分野について研究開発を行っており、そうした研究開発の成果は様々な観点から様々な主体の連携による活用が可能である。このようなこともあって、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が策定され、今国会において可決・成立したところである。加えて、国からの運営費交付金が毎年度削減される状況下にあっては、国立大学法人が新たに地域に資する研究開発を行おうとしても資金不足からこれが実施できない場合も考えられる。そこで、地方公共団体からの寄附金等の支出について、対象を全ての研究開発の成果及びこれから行われる研究開発として、産学に加えて地方公共団体との連携による地域における新たな産業の創出につなげるとともに、安定的な財源を得た地域に根ざした研究開発の継続を可能にするものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	II
<p>国と地方団体間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められているところ(地方財政法等参照)。</p> <p>地方財政再建促進特別措置法に基づく寄附制限は、国と地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国から地方団体への負担の転嫁を防止するためのもの。</p> <p>国立大学法人の運営に要する経費は本来国において負担すべきものであり、地方公共団体が負担できる経費は、地方公共団体の要請に基づき、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該国立大学法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除いた経費を対象とすべきであり、国等の財政難から交付金が削減されていることを理由に国立大学法人等が本来負担すべき経費について地方公共団体からの寄附を許容することは本末転倒。</p> <p>なお、「科学技術」は、現行制度においても自然科学・社会科学・人文科学等を広く含むものとして運用している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>貴省のご回答においては、国等の財政難から交付金が削減されていることを理由に国立大学法人等が本来負担すべき経費について地方公共団体からの寄附を許容することは本末転倒とのことであるが、当方の提案の趣旨は政令第12条の3の範囲を広げて、地方公共団体と国立大学法人の緊密な連携による地域の活性化につながる研究を可能とすることを求めるものであり、国立大学法人が本来負担すべき経費について寄附を許容することを求めるものではない。このような趣旨を踏まえ、地域の実情に見合った柔軟な運用が可能となるように検討されたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	II
<p>国と地方の財政秩序を維持するという地方財政再建促進特別措置法第24条の趣旨からは、真にやむを得ないと認められる場合でなければ寄附金等の支出を認めるべきではなく、地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3で挙げられる寄附金等の支出の制限の特例は、常識的に考えて、地方公共団体が負担することが当然と思われるものでなければならない。</p> <p>地方公共団体と国立大学等の研究開発機関との連携強化を図ることは我が国の最重要政策課題の1つである科学技術の振興に資するとともに、喫緊の課題である地域経済の活性化にもつながるものと期待され、経済財政諮問会議・総合科学技術会議など様々な場において、科学技術の振興や地方公共団体と国立大学との連携強化の必要性が相次いで打ち出されたところ、地方公共団体側からも地域の振興に資するものとして財政支援を行いたいという要望が特に高いこともあって、特例的に地方公共団体の国立大学等への寄附金等の支出を、地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号において認められているところ。</p> <p>したがって、地域経済の活性化や住民福祉の向上に効果的な科学技術(自然科学・社会科学・人文科学等を広く含む)分野とされているところであり、分野を問わず、無制限に研究開発を寄附金等の支出制限の例外の対象とすることは、そもそも、不適切な寄附金等の支出や、国と地方の間の財政秩序の混乱を引き起こすおそれを防止するという本法の趣旨に反することから、認められないものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>貴省のご回答においては、「無制限に研究開発を寄附金等の支出制限の例外の対象とすること」とあるが、当方の提案は研究開発に対する寄附を無制限に認めることを求めるものではなく、国立大学法人が所在する地域に根ざした研究を行うことを前提に、そうした研究開発に対する柔軟な寄附を可能とすることを求めるものである。したがって、その合理的な範囲、条件等については関係機関とも議論していきたいと考えているところである。それに関し、貴省ご回答にある「真にやむを得ないと認められる場合」及び「常識的に考えて、地方公共団体が負担することが当然と思われるもの」について、その具体的な根拠及び基準について教示されたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	II
<p>当該規定は、国や国立大学等(以下「国等」という)が自発的寄附という名目で地方公共団体にその負担を転嫁する事例や、地方公共団体が国等の施設等を誘致するために国等の負担すべき経費を拠出するといった事例が地方財政の悪化の一因となり、国と地方の財政秩序の健全性を阻害するものであったことから、地方財政の健全化を促進する趣旨で規定されたもの。</p> <p>今日においても、地方財政が大変厳しい状況にあるにもかかわらず、国等が当然負担すべき経費を地方公共団体の負担としようとする相談事例が寄せられている状況。</p> <p>当該規定が防止しようとする国等による地方公共団体への負担転嫁や地方公共団体による本来国等が負担すべき経費の負担のおそれが依然として存在し、地方公共団体の財政の健全性の確保や国と地方の財政秩序の健全性の確立が阻害されるおそれがなくなっていない状況下において、本規定は現在でもなお重要な意義を持っていると考えられるところである。</p> <p>なお、当該寄附禁止の例外である、地方公共団体の要請に基づく国立大学に対する科学技術に関する研究開発等経費に対する寄附の運用については、別添「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」(平成14年11月1日付総財務第126号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局財務調査課長通知)により、取り扱いが示されているところである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420210	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	都道府県コード	22 静岡県
		提案事項管理番号	1110010
提案主体名	静岡県		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 252 条の 19
制度の現状	<p>政令で指定する人口 50 万人以上の市(以下「政令市」という。)は、都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>次のような事業に取り組むことにより、概ね平成 22 年度までに県内総生産額 15 兆 3,600 億円～16 兆 7,500 億円、年間開業率 4.1%以上、雇用創出では就業者数 187 万 8 千人～193 万 4 千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高年齢者雇用企業割合 100%の達成等をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の国際競争力強化の支援 ・豊かな産物を供給する農業、水産業の支援 ・高付加価値の“ものづくり産業”の支援 ・社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援 ・人間のための科学技術の革新 ・誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。貴県の提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>広域自治体改革に対する関心の高まりを受けて、現在、政府、政党、経済団体等において、道州制導入に向けた議論が活発に行われているが、本県が提唱する政令県構想は、個性豊かで活力に満ちた社会の実現を目指す分権型社会の構築に向けた広域自治体改革のための実現可能なモデルであり、道州制や合併などによるドラスティックな都道府県再編に至る過渡的な役割を果たし得るものと考えられることから、道州制の議論と併せて政令県制度導入の意義についても真摯な検討をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。貴県の提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>道州制は、地方分権の推進を第一義的な目的としているが、都道府県の大規模な再編であることなどから、その導入までにはかなりの時間を要する。一方、地方分権の推進は、現行の都道府県制の下でも相当程度可能であり、現在、地方分権改革推進法に基づく第二期地方分権改革が進められているところである。本県が提唱する政令県構想は、広域自治体改革のモデルであるとともに、現行の都道府県制を前提に地方分権を効果的に実現する現実的なモデルともなり得るものであることから、道州制の議論と併せて政令県制度導入の意義についても真摯な検討をお願いしたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>地方分権改革の推進については、「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出することとしている。一方、広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。地方分権改革の着実な実施が将来の道州制の本格的な導入につながるものと考えているが、道州制の議論と喫緊の課題である地方分権改革とを整理しながら、貴県の提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の治安強化	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1022010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省
根拠法令等	—
制度の現状	—

求める措置の具体的内容	<p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。</p> <p>そのために各自治体に設置されている「危機管理室」に高度な訓練をした自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む、警察官(OBも含む)を配置し、行政と連携した総合的な地域の治安対策・政策を実施する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、不法入国者や不法滞在者が増加している。それらの中には徴兵制による軍事訓練を受けた者もあり、犯罪の内容が極めて高度化している。「地下鉄サリン事件」、「毒物等によるテロ行為」といった多人数を対象としたものだけでなく、「長崎市長の暗殺事件」に代表される「行政官に対する恐喝」が発生しており、国内の治安が悪化しているのが現状である。</p> <p>優秀な人材へのテロ行為又犯罪の増加は地域経済において、建築物への被害といった物的なものだけではなく、犯罪の恐怖により地域住民の日常生活が阻害されるといった人的被害も大きいものとなる。テロ・治安は横断行政による総合的な対応が必要である。</p> <p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。各自治体に設置されている「危機管理室」へ自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む)・警察官(OBも含む)の派遣し、行政と連携した総合的な地域の治安対策実施する。それにより、地域からテロ・犯罪を撲滅する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>自衛官や海上保安官をご提案のように配置することの可否は各個別法による。なお、地方自治法第 172 条第 1 項及び第 4 項により、地方公共団体におかれる職員に関する身分取扱いに関しては地方公務員法の定めるところによるとされており、普通地方公共団体におかれる職員は地方公務員であることが想定されている。自衛官等の国家公務員については、適切な身分上の取扱いが必要であることに留意いただきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>総務省が国の基本的な仕組みを作る省庁であることは理解をし、内政は国外・国内にも繋がりがあると考えます。国民の生命と財産を守るために総務省が地方自治体に「危機管理室」を設置されたこと意義がある。今後の問題としてはその活用が重要である。国家政策として、私の提案に御理解され、地方自治体への指導を御願いたい。(1)配置方法;都道府県単位・市町村単位の配置 (2)官の身分;現職と退職者を行政職員としての配置</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し D 「措置の内容」の見直し —</p> <p>いわゆる「危機管理室」を設けることについて、総務省に関連する法令において規制が存在するわけではないと回答したところであり、当該危機管理室の設置をするか否かは各地方公共団体の判断によるところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し D 「措置の内容」の再見直し —</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市長選・市議選におけるmanifestoの頒布を拡大する特区	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033010
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第142条
制度の現状	<p>国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。</p> <p>平成19年2月の公職選挙法の一部を改正する法律により、地方選挙においては、首長選挙でビラを頒布することが認められている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>(1) manifestoの頒布を市長選候補者のみならず、市議選候補者まで拡大すること。</p> <p>(2) より広範囲に頒布できるよう、manifestoの枚数制限の上限(現行 16,000 枚)をなくすこと。</p> <p>(3) より充実した内容のmanifesto作成に資するため、作成できるmanifestoの種類及び大きさを拡大すること。</p> <p>(4) 有権者にとって有効な判断材料となるため、ホームページ上でのmanifestoの掲載を可能にすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(1) 平成19年2月の法改正により、市町村長選候補者についてはmanifestoの配布が認められるようになったが、これを地方議員についても認めるよう提案するもの。長のみならず議員にもmanifesto配布を認めることにより、各候補者の政策・方針等の理解が深まり、より活発な選挙活動に資するため提案するもの。</p> <p>(2) 公職選挙法第142条で規定されている枚数は、有権者数に対してあまりに少数であり、有権者全体へmanifestoを浸透させるには不十分であることから、枚数の上限の見直しを提案するもの。</p> <p>(3) 現行で認められているmanifestoは、A4の大きさで2種類までと限定されているが、これも候補者の政策を十分に表現するにはあまりに小さい。より充実したmanifesto作成に資するため、これらの制限の見直しを提案するもの。</p> <p>(4) 現行の公職選挙法の規定は、インターネットを利用した選挙活動についてはまったく触れられておらず、時代遅れも甚だしい。特に現代の無党派層と呼ばれる大多数の有権者はインターネットを有効に活用して情報を収集していることから、選挙への関心を高め、投票率の向上を図るためにもこれを活用しない手はない。情報技術の普及・進歩に即した制度設計を提案するもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルmanifestoの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるmanifesto頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、今回の改正の実施状況も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>いわゆるローカルmanifestoの頒布については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、各党各会派で十分に議論がなされる必要があるならば、貴省から各会派に対し、検討する機会を設けるよう積極的に呼びかけていただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルmanifestoの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるmanifesto頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、今回の改正の実施状況も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>いわゆるローカルmanifestoの頒布については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、各党各会派で十分に議論がなされる必要があるため、本提案について貴省から各会派に対し、検討する機会を設けるよう積極的に呼びかけていただきたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルmanifestoの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるmanifesto頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、今回の改正の実施状況も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体首長及び議員の立候補制限の解除	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033040
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第89条、第90条、地方自治法第92条
制度の現状	<p>国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。</p> <p>また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治体の首長及び議員に関し、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中であっても、立候補できることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公職選挙法第89条及び第90条の規定により、自治体首長及び議員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することになっている。このため、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から県、県から市町村への立候補が容易ではなく、また現職に任期満了まで在職することが出来ないこととなっている。特に首長にあっては、その被選挙権において、住所が要件とされていないことから、本来流動性が高いものであり、トップマネジメントの強化にもかんがみ、他の公職への立候補が容易であることが望ましい。また、現職が任期満了まで在職することになり、現職についての責任が果たされるとともに、不在による事務執行上の不安定性が回避される。「別紙 提案理由書あり」</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<ul style="list-style-type: none"> ・公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること ・公務員の職務遂行に支障なからしめること ・現職のまま立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること <p>といった理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。</p> <p>なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>①公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除するため</p> <p>②公務員の職務遂行に支障なからしめること</p> <p>③現職のまま漫然と立候補し、当選を僥倖とし落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制するため</p> <p>などと回答をいただいたが、回答①に関し、公職選挙法第89条第1項は公権力を選挙にて行使することを禁じており、同法第89条第2項は同じ公職であれば公権力の行使を認めていると取れる。一般的に考察すると、同じ公職にあったほうが公権力の行使は有りがちと思われるがいかがなものか。回答②については、現在所属する公職の任期終了が前提であり、失職しないことにより任期の最後まで責任を全うできると考えるところ。回答③についても、現在所属する公職の任期終了が前提で、当選をぎょうこうとして選挙活動することは考えられない。任期が終了するため、落選したら従前の資格は保持できないのが前提なのである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<ul style="list-style-type: none"> ・公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること ・公務員の職務遂行に支障なからしめること ・現職のまま立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること <p>といった理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。</p> <p>なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>公職選挙法第89条第1項及び2項は公権力を選挙にて行使することを当然禁じているところ。今回の意見は、違う公職に立候補することが前提で、地位を利用した不平等は無い。また、現在所属する公職の任期終了が前提で、失職しないことにより任期の最後まで責任を全うできる。なお、現在所属する公職の任期終了が前提で、当選をぎょうこうとして選挙活動することは考えられない。落選したら従前の資格は保持できないのが前提である。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<ul style="list-style-type: none"> ・公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除すること ・公務員の職務遂行に支障なからしめること ・現職のまま立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制すること <p>といった理由から、現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは禁止されているところである。</p> <p>なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公務員が失職することなく、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員に立候補できる。	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033050
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第89条、第90条、地方公務員法第35条、第36条、地方自治法第92条
制度の現状	<p>国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。</p> <p>また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公務員の所属する団体の区域外における地方議会議員への立候補を失職することなく、可能とする。正式に公職の拝命を受けたときから、当該公務員たることを辞したものとみなす。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>市民の要望、或いは地方行政を良く理解している地方公共団体の職員が、その地方公共団体の属する地域外の地域の地方議会議員、市長に立候補するのは当該地域の市民にとって非常に有益だと思われる。それにもかかわらず、現公職選挙法第89条第1項では、公務員としての職を辞さねばならず、また、第90条第1項では、公職の候補者になったときは、当該公務員たることを辞したものとみなすとある。これらの規定により地方公共団体の職員は、失職を恐れ立候補が出来ない。これは市民にとってとても残念なことである。</p> <p style="text-align: right;">「別紙 提案理由書あり」</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。</p> <p>なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>公務員の職務遂行に支障があるとの回答であるが失職しないことにより任期の最後まで責任を全うできるものであるから、有給休暇等の利用により公務員の職務遂行は充分可能だと考える。また、立候補によって失職するのではなく、当選後の拝命により失職するなど、当選後も公務員の職を続けるのではなく、拝命までの一時的な在職を可能にするよう求めているものである。市政、市民の要望をよく理解している地方公務員が立候補しやすくなることにより、市民に非常に有益な場合があると考えます。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。</p> <p>なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>公務員の職務遂行については、有給休暇等の利用により充分可能だと考える。地方自治制度をよく理解している地方公務員が立候補しやすくなることにより、市民に非常に有益な場合があると考えます。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>現行法においては特定の公務員が現職のまま立候補することは、公務員の職務遂行に支障なからしめること、現職のまま立候補し、当選をぎょうこうとし、落選しても従前の資格を保持しようとするような候補者が乱立するのを抑制することといった理由から禁止されているところである。</p> <p>なお、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するために行われる選挙には、現職のまま立候補できる旨の特例を定めたものである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420260	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別多数決による議決事件を条例により追加する。	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033060
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第116条
制度の現状	<p>第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加し、定めることができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の自己決定・自己責任が求められており、議会が団体意思の決定を行うにあたり、何をもって議会の表決とするかについては、団体自治の観点からも、各団体において定めることが望ましい。このため、特に慎重な決定が必要な事項について、特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加して定めることができるよう求めるもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数議決が限定列挙されている。</p> <p>御提案の内容は、議会における意思決定のルールや長と議会の関係が不安定になるとともに恣意に流れるおそれがあり、統一的な制度のもとで実施されることが望ましいものとする。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>民意を反映する議会の場で条例により定めようとするものであって、意思決定のルールが不安定になったり、恣意に流れるおそれがあるとは考えにくい。団体が意思決定する手段について、なぜ「統一的な制度のもとで実施されることが望ましい」のか補足説明をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>代議制民主主義における議会の意思決定は、過半数を原則とされるものであり、この例外として特に慎重な判断を要するものについては特別多数議決として法律において限定的に規定されている。</p> <p>提案の内容は、議会の一方向的な判断により議決の要件を加重することを認めることとなるものであり、議会における意思決定の手法や議会と長との関係を不安定にするおそれがあり、ひいては、地方公共団体の円滑な事務の執行の妨げとなること懸念されるため、統一的な規範とすることが必要とされているものであり、提案を認めることができないとしているものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420270	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	条例の制定改廃に伴う予算議案の議員提出	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033070
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第149条第1号、第2号
制度の現状	<p>第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。</p> <p>一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。</p> <p>二 予算を調製し、及びこれを執行すること。</p> <p>三～九 (略)</p>

求める措置の具体的内容	<p>委員会、議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とするもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方自治法の改正により、常任委員会への議員の所属制限が廃止され、今後委員会審査の活性化が見込まれるところ。また、必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるようになったところ。委員会における審査や所管事務調査の成果を踏まえた委員会による議案提出権も認められたところであり、議会による条例提案は、活性化するものと見込まれる。これらの制度をより有効なものとするため、議会による条例提案に伴い予算議案をセットとして提出できるようにすることが妥当ではないか。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。</p> <p>議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>地方自治法第 138 条第 7 項の規定により、事務局長及び書記長は、議長の命を受けて議会の事務に従事するものとされているが、これら事務に伴う予算執行等は誰が行うことになるのか。議長の命を受けて職務遂行したことに伴う予算を長部局の職員が執行等すること自体に疑義があるのではないのか。制度上その執行権限が長に専属しているがために、長部局の併任辞令を発令したり、長部局の予算執行等専任職員を配置することが適当なのか疑問である。議会の自主・自立・責任を制度的に保証するため、貴省のご回答どおり慎重な検討を求めるものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>議会は、地方公共団体の機関の一つである。また、地方公共団体の予算は不可分一体であり、その執行権限と責任は地方公共団体を統轄代表する執行機関である長に専属することとしている。</p> <p>現行制度上、提案にあるように、議会事務局職員が、長から予算の執行に関する権限の委任を受けた長の補助機関である職員を併任すること等により、予算執行に関する事務を行うことは可能であり、また、予算を定めることが議会の権限とされていることからしても、事務の執行上、特段の支障はないと考える。</p> <p>なお、第28次地方制度調査会において、全国都道府県議会議長会等から今回の提案と同旨の要望があったが、同調査会の答申においては見直すべき事項とされなかったところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420280	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	議会の所掌に関する事務の議会における執行	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033080
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第149条第2号
制度の現状	<p>第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。</p> <p>一 略</p> <p>二 予算を調製し、及びこれを執行すること。</p> <p>三～九 略</p>

求める措置の具体的内容	<p>議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とすることにより、責任の所在の明確化、議会の自主性・自立性を担保しようとするもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>予算執行権限は執行機関の長に専属している制度となっているが、例えば、専門的知見の活用、会議録の調製、議会に関する広報、費用弁償等の議会運営に関する事務は、議会の責任において執行することが至当である。議会運営の自主性、自立性を制度的に保証するために相応の改正を求めるもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。</p> <p>議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>議会が予算を執行することの弊害について明確にした上で、これまでの地方制度調査会での地方議会の在り方の議論から、議会と首長の関係見直しを検討できないか。また右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>地方自治法第 138 条第 7 項の規定により、事務局長及び書記長は、議長の命を受けて議会の事務に従事するものとされているが、これら事務に伴う予算執行等は誰が行うことになるのか。議長の命を受けて職務遂行したことに伴う予算を長部局の職員が執行等すること自体に疑義があるのではないのか。制度上その執行権限が長に専属しているがために、長部局の併任辞令を発令したり、長部局の予算執行等専任職員を配置することが適当なのか疑問である。議会の自主・自立・責任を制度的に保証するため、貴省のご回答どおり慎重な検討を求めるものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>議会は、地方公共団体の機関の一つである。また、地方公共団体の予算は不可分一体であり、その執行権限と責任は地方公共団体を統轄代表する執行機関である長に専属することとしている。</p> <p>現行制度上、提案にあるように、議会事務局職員が、長から予算の執行に関する権限の委任を受けた長の補助機関である職員を併任すること等により、予算執行に関する事務を行うことは可能であり、また、予算を定めることが議会の権限とされていることからしても、事務の執行上、特段の支障はないと考える。</p> <p>なお、第28次地方制度調査会において、全国都道府県議会議長会等から今回の提案と同旨の要望があったが、同調査会の答申においては見直すべき事項とされなかったところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420290	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	首長の在任特例の設置	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1043010
提案主体名	さぬき市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)
制度の現状	<p>市町村が自主的に合併を行おうとした場合に合併が円滑に行われるよう、合併の際に障害なると考えられる事項を取り除くという観点から、必要な特例措置を定めている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>首長が市町村合併後、10年以内に1度だけ在任特例を受けられるような特例措置の設置。特例措置を受けることにより、統一地方選挙で、首長選挙、議会議員選挙が同時に執行できるようになる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>新たに設置された合併市町村にあって、首長が市町村合併後、10年を超えない範囲で在任特例を適用する。市町村合併の際に当該市町村の議会議員が適用した期間と、同期間とすることにより、統一地方選挙での首長選挙、議会議員選挙の同時執行が可能となる。</p> <p>現在さぬき市においては、平成14年4月の市町村合併時に、議会議員の在任特例を1年2ヶ月執行したことにより、首長選挙と議会議員選挙に1年のずれが生じている。平成19年4月の地方統一選挙で2回目の議会議員選挙を執行したところである。合併後、2回目の首長選挙は、無投票となったが、議会議員補欠選挙が、発生し、執行することとなった。現在、極めて厳しい財政状況を鑑みて、経費の削減を図りたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>市町村の合併の特例等に関する法律は、市町村が自主的に合併を行おうとした場合に合併が円滑に行われるよう、合併の際に障害なると考えられる事項を取り除くという観点から、必要な特例措置を定めている法律である。</p> <p>ご提案の首長の在任特例の設置は、首長と議会議員の選挙を同時期に実施することにより選挙費用の削減を図ることを目的としており、合併時の障害を取り除くという同法の趣旨とは、その目的を異にするものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420300	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治事務に関する自治体条例制定権の強化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051040
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 14 条第 1 項
制度の現状	<p>第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 14 条第 1 項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 9 項の事務に関し、条例を制定することができる。」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しかし、現実には地方自治法第 14 条第 1 項により、条例制定権が政省令に劣後することとされ、地方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政省令に制約されることとなっている。</p> <p>分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能であったが、それは政省令に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的な構造は変わっておらず、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。</p> <p>自治立法権を強化充実するためにも、地方自治法第 14 条第 1 項は法定受託事務についてのみ適用されることとすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>憲法第94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができることを規定している。地方自治法第14条においては、地方公共団体の条例の制定に関する基本的事項について定めており、同条第1項の「法令に違反しない限りにおいて」と憲法第94条の「法律の範囲内で」とは、同様に解すべきものである。地方自治法第14条第1項は、地方公共団体の事務・権能に関して条例を定めることができることを意味しており、これを法定受託事務についてのみ適用されることとすることはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420300	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治事務に関する自治体条例制定権の強化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003040
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第14条第1項
制度の現状	<p>第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第14条第1項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第9項の事務に関し、条例を制定することができる。」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しかし、現実には地方自治法第14条第1項により、条例制定権が政省令に劣後することとされ、地方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政省令に制約されることとなっている。</p> <p>分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能であったが、それは政省令に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的な構造は変わっておらず、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。</p> <p>自治立法権を強化充実するためにも、地方自治法第14条第1項は法定受託事務についてのみ適用されることとすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>憲法第94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができることを規定している。地方自治法第14条においては、地方公共団体の条例の制定に関する基本的事項について定めており、同条第1項の「法令に違反しない限りにおいて」と憲法第94条の「法律の範囲内で」とは、同様に解すべきものである。地方自治法第14条第1項は、地方公共団体の事務・権能に関して条例を定めることができることを意味しており、これを法定受託事務についてのみ適用されることとすることはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420310	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体が条例により定めることができる罰則の上限 引き上げ	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051050
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 14 条第 3 項
制度の現状	<p>第十四条</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 14 条第 3 項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、一億円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は百万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>個人情報の不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化しており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化・高度化している。また、公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監督、そして公務自体の保護も重要となっている。</p> <p>これに対し、自治法第 14 条第 3 項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠き、かかる状況に対応できない。</p> <p>国法レベルでは、行政犯に対し自治法第 14 条第 3 項よりも重い罰則を定めている例が多数あるところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げるべきである。</p> <p>なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めてもおかしくないところ、これと同程度の罰則を自治体に授權することは十分検討し得るはずである。</p> <p>(一億円以下の罰金を定める例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 36 条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 30 条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 5 条 ・食品衛生法第 78 条 <p>(百万円以下の過料を定める例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第 27 条 ・高速道路株式会社法第 22 条 ・成田国際空港株式会社法第 22 条 ・東京地下鉄株式会社法第 16 条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第 16 条・第 17 条
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>条例の実効性の担保が重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決(昭和37年5月30日)においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁大法廷判決や、条例は法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務について制定するものであることを踏まえると、刑罰を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うことは困難であり、また、単に特定の法律に規定する量刑との比較のみによって、条例による刑罰の上限を見直すことはできないものである。また、上記の趣旨に照らせば、特区において特例を認めることはできないことも明らかである。なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高でも30万円以下とされている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>①介護事業者問題に象徴されるように、違法不当行為への対応は迅速かつ実効性のある措置が必要である。 ②ところが、法律による対応では迅速な措置が困難であり、反対に条例による対応では罰則が弱く実効性に欠けるという問題がある。 ③法律制定を迅速化するというのは極めて難しいため、条例による対応を模索することが現実的である。このため、少なくとも財産刑及び過料に関する条例制定権を拡大すべきである。 ④なお、本提案は判例の定式自体に異議を唱えるのではなく、判決当時からは地方分権の進展といういわば憲法レベルでの変化が生じていることを勘案し、当該定式の具体化というレベルでの見直しを提案するものである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>違法又は不当な行為に対して迅速な措置を行うことが重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決(昭和37年5月30日)においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁大法廷判決や、条例は法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務について制定するものであることを踏まえると、罰則を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うことは困難であり、また、法律制定の迅速化の困難さを理由として、条例による罰則の上限を見直すことはできないものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>貴省立論は、結論を除き、当方としても首肯できるものとする。当方が提起しているのは、最高裁の規範及び貴省の立論を前提としつつ、ただその具体化にあたり、地方分権という極めて重大な変化を勘案して自治体への授権範囲を拡大すべきというものである。 なお、過料につき付言すれば、過料は行政刑罰よりも手続が簡便であり、これを積極的に活用すべき、あるいは罰金を過料に移すべきなどの立法論もあるところ、現行法でも罰金の上限が100万円であり、過料の上限も同程度まで引き上げて然るべきではないか。過料の上限が5万円ゆえ滞納処分のコストのほうが大きく、結果、逃げ得が横行し機能不全の一因となっていることも理由である。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決(昭和37年5月30日)においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁大法廷判決や、条例は、法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務について制定することができるものであることを踏まえると、単に地方分権の進展を理由として、条例による罰則の上限を見直すことはできないものである。 また、過料は行政上の秩序罰であり、刑罰である罰金とは異なるものであることから、単に罰金の額との比較によって、過料の額を上限を引き上げることにはできないものである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420310	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体が条例により定めることができる罰則の上限 引き上げ	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003050
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 14 条第 3 項
制度の現状	<p>第十四条</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 14 条第 3 項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、一億円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は百万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>個人情報の不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化しており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化・高度化している。また、公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監督、そして公務自体の保護も重要となっている。</p> <p>これに対し、自治法第 14 条第 3 項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠き、かかる状況に対応できない。</p> <p>国法レベルでは、行政犯に対し自治法第 14 条第 3 項よりも重い罰則を定めている例が多数あるところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げるべきである。</p> <p>なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めてもおかしくないところ、これと同程度の罰則を自治体に授權することは十分検討し得るはずである。</p> <p>(一億円以下の罰金を定める例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 36 条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 30 条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 5 条 ・食品衛生法第 78 条 <p>(百万円以下の過料を定める例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第 27 条 ・高速道路株式会社法第 22 条 ・成田国際空港株式会社法第 22 条 ・東京地下鉄株式会社法第 16 条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第 16 条・第 17 条
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>条例の実効性の担保が重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決(昭和37年5月30日)においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁大法廷判決や、条例は法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務について制定するものであることを踏まえると、刑罰を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うことは困難であり、また、単に特定の法律に規定する量刑との比較のみによって、条例による刑罰の上限を見直すことはできないものである。また、上記の趣旨に照らせば、特区において特例を認めることはできないことも明らかである。なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高でも30万円以下とされている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>①介護事業者問題に象徴されるように、違法不当行為への対応は迅速かつ実効性のある措置が必要である。 ②ところが、法律による対応では迅速な措置が困難であり、反対に条例による対応では罰則が弱く実効性に欠けるという問題がある。 ③法律制定を迅速化するというのは極めて難しいため、条例による対応を模索することが現実的である。このため、少なくとも財産刑及び過料に関する条例制定権を拡大すべきである。 ④なお、本提案は判例の定式自体に異議を唱えるのではなく、判決当時からは地方分権の進展といういわば憲法レベルでの変化が生じていることを勘案し、当該定式の具体化というレベルでの見直しを提案するものである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>違法又は不当な行為に対して迅速な措置を行うことが重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決(昭和37年5月30日)においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁大法廷判決や、条例は法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務について制定するものであることを踏まえると、罰則を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うことは困難であり、また、法律制定の迅速化の困難さを理由として、条例による罰則の上限を見直すことはできないものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>貴省立論は、結論を除き、当方としても首肯できるものとする。当方が提起しているのは、最高裁の規範及び貴省の立論を前提としつつ、ただその具体化にあたり、地方分権という極めて重大な変化を勘案して自治体への授権範囲を拡大すべきというものである。 なお、過料につき付言すれば、過料は行政刑罰よりも手続が簡便であり、これを積極的に活用すべき、あるいは罰金を過料に移すべきなどの立法論もあるところ、現行法でも罰金の上限が100万円であり、過料の上限も同程度まで引き上げて然るべきではないか。過料の上限が5万円ゆえ滞納処分のコストのほうが大きく、結果、逃げ得が横行し機能不全の一因となっていることも理由である。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決(昭和37年5月30日)においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁大法廷判決や、条例は、法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務について制定することができるものであることを踏まえると、単に地方分権の進展を理由として、条例による罰則の上限を見直すことはできないものである。 また、過料は行政上の秩序罰であり、刑罰である罰金とは異なるものであることから、単に罰金の額との比較によって、過料の額を上限を引き上げることにはできないものである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420320	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政代執行法第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051060
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	行政代執行法第1条
制度の現状	行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律(行政代執行法)の定めるところによる。

求める措置の具体的内容	<p>行政代執行法第1条を、次のように改める。</p> <p>「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けたい場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。</p> <p>ところが、行政代執行法第1条の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができないと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。</p> <p>自治体が違法不当行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。</p> <p>このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C(特区としては対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	措置の内容	I
<p>行政代執行法については、総務省の専管ではないが、地方分権という観点から、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができるようにすべきであるという意見がある一方、義務履行の確保は、行政罰を科すという間接的な手法で、しかも裁判所を介入させるなど限定的に行なうことが合理的であるという考え方もあり、今後十分な時間をかけて検討する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C(特区としては対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C(特区としては対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420320	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政代執行法第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003060
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	行政代執行法第1条
制度の現状	行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律(行政代執行法)の定めるところによる。

求める措置の具体的内容	<p>行政代執行法第1条を、次のように改める。</p> <p>「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けたい場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。</p> <p>ところが、行政代執行法第1条の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができないと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。</p> <p>自治体が違法不当行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。</p> <p>このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C(特区としては対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	措置の内容	I
<p>行政代執行法については、総務省の専管ではないが、地方分権という観点から、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができるようにすべきであるという意見がある一方、義務履行の確保は、行政罰を科すという間接的な手法で、しかも裁判所を介入させるなど限定的に行なうことが合理的であるという考え方もあり、今後十分な時間をかけて検討する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C(特区としては対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C(特区としては対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420330	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別職の見直し	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051070
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第 172 条第 1 項、第 153 条 地方公務員法第 3 条、4 条
制度の現状	<p>第一百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。</p> <p>第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p> <p>地方公務員法第 3 条において一般職と特別職を区分しており、第 4 条において地方公務員法の規定は一般職の地方公務員に適用することとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公務員法第 3 条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいうべき新たな枠組みを創設し、地公法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。</p> <p>ところが、いわゆる吏員規制業務 については、民間への委託が困難であるだけでなく特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を吏員規制業務に充てるのが困難である。このように、特別職のあり方および吏員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を硬直化させる一因ともなっている。</p> <p>そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味しか持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行の特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>嘱託については、地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられる。</p> <p>このため、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①貴省ご回答については趣旨理解したところ。なお、たとえば徴税吏員への任命に関し、従来貴省解釈では徴税吏員には地公法上の服務規律が適用される必要があるとのことであるが、特別職とりわけ嘱託をこれに任命することが出来るのかご教示いただきたい。</p> <p>②上記の例で、仮に、特別職は服務規律を負わないため徴税吏員への任命が困難であるという解釈に変更がない場合、本提案は嘱託をこれら服務規律を要する職に充てられるようにするため新たな枠組みを創設すべきという趣旨の提案であるため、再検討願いたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>特別職には地方公務員法が適用されず、厳格な服務規律、罰則で担保された守秘義務規定等が担保されないことから、特別職である非常勤嘱託職員に、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でなく、徴税吏員への任命はできない。</p> <p>また、嘱託を当てられない職において柔軟に人的資源を活用するための枠組み創設とのご提案であるが、現行法でも、地公法第28条の4及び第28条の5に基づく再任用職員及び再任用短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員活用して人的資源を活用することは可能であるところ。(これらの規定に基づく職員は徴税吏員に当てることが可能。)</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>貴省回答の後段は趣旨理解できるところである。ただし、一般職任期付職員は結局のところ通常の一般職と時間単価が同等であり、コスト削減効果はない。他方、再任用職員についてはコスト削減効果が大きく、その限りでご指摘は正鵠を射ている。しかし再任用可能なのは定年退職者からのみであり、ために再任用者が不足するという問題が生じているところ。これに対し、嘱託は幅広く募集することが可能なうえ、人件費も低廉であるため、運用面で非常に利便性が高い。さらには、直接の指揮監督が可能であるため、民間委託よりも便宜で効率的ですらある。このため、嘱託にも服務規律等を準用し新たな枠組みを創設することをご検討願うものである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>一般職員は、能力実証を経て採用された職員であり、地方公務員法上の身分保障や服務規律の規定の下に公務に従事しているところ。これらを満たさない嘱託職員について新たな類型を創設して一般職員と同様の取扱いをすることは適切でなく、同等の取扱いを行う場合には現行の一般職の枠組みの中で行うべきである。</p> <p>なお、人件費削減との指摘があるが、公務員制度上は、職務給の原則に基づき適切に処遇することとなっているところ。また、任期付職員に対する給与は特定期間のみ要することとなることから、任期の定めのない職員を当てるのに比し人件費は削減されること。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420330	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別職の見直し	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003070
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第172条第1項、第153条 地方公務員法第3条、4条
制度の現状	<p>第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。</p> <p>第五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p> <p>地方公務員法第3条において一般職と特別職を区分しており、第4条において地方公務員法の規定は一般職の地方公務員に適用することとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公務員法第3条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいべき新たな枠組みを創設し、地公法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。</p> <p>ところが、いわゆる吏員規制業務 については、民間への委託が困難であるだけでなく特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を吏員規制業務に充てるのが困難である。このように、特別職のあり方および吏員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を硬直化させる一因ともなっている。</p> <p>そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味しか持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行の特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>嘱託については、地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられる。</p> <p>このため、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>①貴省ご回答については趣旨理解したところ。なお、たとえば徴税吏員への任命に関し、従来貴省解釈では徴税吏員には地公法上の服務規律が適用される必要があるとのことであるが、特別職とりわけ嘱託をこれに任命することが出来るのかご教示いただきたい。</p> <p>②上記の例で、仮に、特別職は服務規律を負わないため徴税吏員への任命が困難であるという解釈に変更がない場合、本提案は嘱託をこれら服務規律を要する職に充てられるようにするため新たな枠組みを創設すべきという趣旨の提案であるため、再検討願いたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>特別職には地方公務員法が適用されず、厳格な服務規律、罰則で担保された守秘義務規定等が担保されないことから、特別職である非常勤嘱託職員に、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でなく、徴税吏員への任命はできない。</p> <p>また、嘱託を当てられない職において柔軟に人的資源を活用するための枠組み創設とのご提案であるが、現行法でも、地公法第28条の4及び第28条の5に基づく再任用職員及び再任用短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員活用して人的資源を活用することは可能であるところ。(これらの規定に基づく職員は徴税吏員に当てることが可能。)</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>貴省回答の後段は趣旨理解できるところである。ただし、一般職任期付職員は結局のところ通常の一般職と時間単価が同等であり、コスト削減効果はない。他方、再任用職員についてはコスト削減効果が大きく、その限りでご指摘は正鵠を射ている。しかし再任用可能なのは定年退職者からのみであり、ために再任用者が不足するという問題が生じているところ。これに対し、嘱託は幅広く募集することが可能なうえ、人件費も低廉であるため、運用面で非常に利便性が高い。さらには、直接の指揮監督が可能であるため、民間委託よりも便宜で効率的ですらある。このため、嘱託にも服務規律等を準用し新たな枠組みを創設することをご検討願うものである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>一般職員は、能力実証を経て採用された職員であり、地方公務員法上の身分保障や服務規律の規定の下に公務に従事しているところ。これらを満たさない嘱託職員について新たな類型を創設して一般職員と同様の取扱いをすることは適切でなく、同等の取扱いを行う場合には現行の一般職の枠組みの中で行うべきである。</p> <p>なお、人件費削減との指摘があるが、公務員制度上は、職務給の原則に基づき適切に処遇することとなっているところ。また、任期付職員に対する給与は特定期間のみ要することとなることから、任期の定めのない職員を当てるのに比し人件費は削減されること。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420340	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別職の活動範囲の拡大	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148080
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第172条第1項、第153条 地方公務員法第3条、4条
制度の現状	<p>第一百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。</p> <p>第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p> <p>地方公務員法第3条において一般職と特別職を区分しており、第4条において地方公務員法の規定は一般職の地方公務員に適用することとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方公務員法は、全ての地方公務員を一般職と特別職に分けており、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職を特別職としている。この特別職である職員は、一般職員と同一な職場環境にて業務を行っているにも係わらず、関与出来る事務に縛りが発生している。このことは、地方の実情や事務の性格に応じてその活力を引き出す上で支障となる場合がある。</p> <p>その典型例が税の徴収事務である。草加市では、税の徴収事務に補助員制度を導入し、成功報酬型の報酬制度を導入することで活力を引き出しているが、特別職(嘱託)であるため徴税吏員としての事務を執行できない。一方、一般職については、期限付き任用等、制度の枠組みは広がりつつあるものの、条例に基づく給与表を適用するため、成功報酬体系を採ることが著しく困難であり、徴収活動へのインセンティブを与えにくい。こうした不都合は、国が地方公務員制度における身分上の活動制限を一律に課していることによる。</p> <p>そこで、地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとするを提案する。これにより、特別職制度の有効活用がはかれ、有能な民間人等を迎え入れる道も広がるほか、一般職の士気高揚にもつながり、より効果的、効率的な行政運営が可能となるものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C 嘱託一般についてD	措置の内容	I
<p>地方公務員法において特別職と一般職の権限を定めているわけではないところ。</p> <p>一般論としては、嘱託について地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられる。このため、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。</p> <p>ただし、特別職には地方公務員法が適用されず、厳格な服務規律、罰則で担保された守秘義務規定等が担保されないことから、特別職である非常勤嘱託職員に、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でなく、徴税吏員への任命はできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
一般論として嘱託も長の補助機関である職員に含まれるが、服務規律や守秘義務が担保されない条件では公権力を行使する徴税吏員の事務を特別職である嘱託員が行うことはできないという回答をいただいた。このことは、条例等によって服務規律や守秘義務を担保することにより、嘱託員にも徴税吏員の事務を執行させることが可能と解することができるので、念のためこれについてのご見解をいただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
徴税吏員については、地方税法に基づき強力な公権力の行使を行っているものであり、納税者の秘密情報にも深く関わることから、徴税吏員の服務規律について、条例に委ねることはできない。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
本市が求めている措置は、地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとするところである。その際、地方公務員法上、一般職員にのみ適用される規定の一部を、条例により嘱託員に適用することにより、一般職と同等の職務に従事できるようにするという点も含む。この点について今一度ご見解をいただきたい。なお、条例で取り決めが出来ない場合は、出来ない理由と根拠をお示しいただきたい。				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>前段について：</p> <p>地方公務員法において特別職と一般職の権限を定めているわけではないところ。</p> <p>なお、嘱託について一般論を言えば、嘱託職員も地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられることから、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。</p> <p>後段について：</p> <p>一般職員は、能力実証を経て採用された職員であり、地方公務員法上の身分保障や服務規律の規定の下に公務に従事しているところ。「地方公務員法上、一般職員にのみ適用される規定の一部を、条例により嘱託員に適用」とのことであるが、法律上の身分取扱いに係る規定の適用関係を、条例で変えることはできないところである。</p> <p>なお、徴税吏員の考え方については既に回答したものを参照していただきたい。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420350	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	みなし公務員規定の適用範囲拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156080
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第14条第3項
制度の現状	<p>第十四条</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>同じ事業所内で公共サービス改革法に規定する特定公共サービスの 6 業務とあわせそれ以外の業務を委託した場合にあっては、「みなし公務員規定」が適用されるよう対象範囲を拡大されたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>足立区には、区内 17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。区民事務所の窓口で取り扱っている業務は数十種類に及び身近なところでの区民サービスに貢献している。</p> <p>区民事務所の業務委託を行うにあたって、特定公共サービス 6 業務以外の業務においても「みなし公務員規定」を適用し、事務の効率化を図っていく。</p> <p>【提案理由】</p> <p>区民事務所の業務のうち、特定公共サービスの 6 業務とそれ以外を分けた形で取り扱うことは困難である。特定公共サービス以外の業務において、自治体が自主的な市場化テストを実施した場合においても「みなし公務員規定」を適用し、適正な運用をしていきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420360	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定 の創設	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051120
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第14条第3項
制度の現状	<p>第十四条</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。</p> <p>自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。</p> <p>《案》</p> <p>1. 措置の概要</p> <p>(1) 構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。</p> <p>(2) 自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。</p> <p>(3) 認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。</p> <p>(4) 当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。</p> <p>2. 運用など</p> <p>(1) みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。</p> <p>(2) 公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。</p> <p>特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。</p> <p>ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。</p> <p>このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にもみなし公務員規定が適用されるものとする。</p> <p>これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。</p> <p>なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に対する罰則を設けられる範囲に限度があるため、それを緩和できよう求めているものと承知しているところであるが、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①みなし公務員規定は、新たに義務を課したうえ、その義務に対する違反を罰するというものではない。この故に、みなし公務員規定では秘密漏洩罪を処罰できず、別途、改めて秘密保持義務を定め違反を罰してしているのであり、みなし公務員規定と秘密保持義務とは直接の関係はない。</p> <p>②みなし公務員規定の意義は、端的にいうと賄賂罪の処罰にある。もとより、条例により贈収賄的行為の禁止を義務付けたうえ違反を罰することは、理論上は可能。しかし、この場合罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との落差が著しい。このため、民間委託における通則規定としてみなし公務員規定を定めるようご対応を求めるもの。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものとする。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>貴省見解は、個別法においてみなし公務員規定の要否を決定すべきというものであり、これには一理あるところである。しかし、自治体からみなし公務員規定を定めてほしいというニーズが示されたとしても、残念ながら、個別法を所管する各省庁が積極的に対応するとは思えない状況である。また、自治体には法による根拠を持たない事務もあるが、これらについても贈収賄の防止などが必要となることは充分考えられる。ところが、法の根拠を持たない事務について個別法による対応を想定することは困難である。このような事情を背景に、いわば民間委託通則規定としてのご検討を願うものである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものとする。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420360	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定 の創設	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003120
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第14条第3項
制度の現状	<p>第十四条</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。</p> <p>自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。</p> <p>《案》</p> <p>1. 措置の概要</p> <p>(1) 構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。</p> <p>(2) 自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。</p> <p>(3) 認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。</p> <p>(4) 当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。</p> <p>2. 運用など</p> <p>(1) みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。</p> <p>(2) 公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。</p> <p>特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。</p> <p>ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。</p> <p>このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にもみなし公務員規定が適用されるものとする。</p> <p>これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。</p> <p>なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に対する罰則を設けられる範囲に限度があるため、それを緩和できよう求めているものと承知しているところであるが、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①みなし公務員規定は、新たに義務を課したうえ、その義務に対する違反を罰するというものではない。この故に、みなし公務員規定では秘密漏洩罪を処罰できず、別途、改めて秘密保持義務を定め違反を罰してしているのであり、みなし公務員規定と秘密保持義務とは直接の関係はない。</p> <p>②みなし公務員規定の意義は、端的にいうと賄賂罪の処罰にある。もとより、条例により贈収賄的行為の禁止を義務付けたうえ違反を罰することは、理論上は可能。しかし、この場合罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との落差が著しい。このため、民間委託における通則規定としてみなし公務員規定を定めるようご対応を求めるもの。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものとする。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>貴省見解は、個別法においてみなし公務員規定の要否を決定すべきというものであり、これには一理あるところである。しかし、自治体からみなし公務員規定を定めてほしいというニーズが示されたとしても、残念ながら、個別法を所管する各省庁が積極的に対応するとは思えない状況である。また、自治体には法による根拠を持たない事務もあるが、これらについても贈収賄の防止などが必要となることは充分考えられる。ところが、法の根拠を持たない事務について個別法による対応を想定することは困難である。このような事情を背景に、いわば民間委託通則規定としてのご検討を願うものである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものとする。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420370	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公務員の営利企業への派遣を柔軟化するための特別法	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051080
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	
制度の現状	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。

求める措置の具体的内容	<p>公務員の民間事業者への派遣出向等に関しては、国家公務員に関しいわゆる「官民交流法」が整備されているのに対し、地方公務員については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が公益法人への在籍出向や出資法人への退職出向を定めるだけであり、民間事業者への出向に関し法的疑義もあるところである。</p> <p>このため、「地方公務員版官民交流法(仮称)」を整備し、営利法人等への派遣に関する法的疑義を払拭し、地方公務員の民間事業者への一時的移籍を柔軟化させるべきである。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【制度の概要案】</p> <p>(1) 対象法人:公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの(各種欠格事由も検討の余地あり)</p> <p>(2) 退職の扱い:分限免職 の一つとして位置付けるべき。</p> <p>(3) 派遣終了後の採用:職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合は、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。</p> <p>(4) 契約解除時の対応:派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣させることができる。</p> <p>(5) 退職派遣期間:契約期間を上限とし、派遣先との協議により定める。契約解除時には終了するものとする。</p> <p>【派遣された職員の処遇等の案】</p> <p>(1) 給与差額の補填:(認めるか否か検討の必要あり)</p> <p>(2) 災害補償・医療保険:派遣先の制度を適用</p> <p>(3) 共済長期給付・退職手当:派遣期間を通算</p> <p>(4) 復帰後の処遇:部内の職員との均衡を失することのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>官民交流法は、民間企業への職員の派遣に当たって、公務の公正性・信頼性を確保するため、派遣対象企業を人事院が提示する名簿に記載された企業に限定すること、各省庁が作成した職員に係る派遣計画を人事院が認定した場合に当該職員を人事院事務総局の官職に任命し、その上で民間企業への派遣を実施することとしているなど、公務部門と民間企業との関係に幾重にも配慮して設計された法制であり、人事院に相当する機関を一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>官から民へのアウトソーシングの流れの中で、地方公務員の民間企業への派遣が求められる局面が増加すると予想されるが、人事院のような機関を置かずとも、または人事委員会・公平委員会において所要の措置を行った場合には派遣が出来るような制度設計は検討できないか。また右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①当方提案内容は、官民交流法ではなく、いわゆる公益法人等派遣法をベースとしているもの。「地方公務員版官民交流法」という当方の表現が誤解を招いた点をお詫びすると共に趣旨ご検討を願うものである。</p> <p>②なお、この問題については、職務専念義務免除などによる民間企業派遣に関する疑義が根底にあり、法解釈上の問題であるため、自治体が条例等で対応することが難しいように思料する。このため、法による対応を検討願うもの。</p> <p>③なお傍論であるが、制度設計上人事院的存在が必要だとしても、自治体にも人事委員会・公平委員会があるため、必ずしもこれを理由に制度設計が困難となるものは思われない。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>公益法人等派遣法の趣旨は、地方公共団体の事務と密接に関連した公益法人等における業務の円滑な実施の確保を図る等のため、地方公共団体が人的支援を行おうとするもの。</p> <p>ご提案のように、広く民間企業を派遣対象とし、かつ退職派遣を念頭においた制度とすると、業務の密接関連性が薄れることや、服務規程がかからない退職出向の形をとることの是非など、制度設計上課題があるところ。</p> <p>ちなみに、広く民間企業を派遣対象とした場合には、現在国の官民交流法におけるものと同等の枠組み、すなわち派遣対象企業の限定、職員に係る派遣計画の認定、当該職員の身分上の取扱い等が必要となるものであり、人事院に相当する機関を一般に有していない地方において類似の制度設計を行うことは困難である。</p> <p>なお、民間における技能や業務の習得という、職員への研修効果を狙った地方公共団体と民間企業との交流であれば、現行制度においても職務命令に基づく研修により対応可能である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>①民間企業派遣については、貴省ご見解のとおり研修派遣によることもできるが、しかし、単に職員が民間企業で従前の業務に従事したいというだけのケースでは研修派遣によることが困難と解する。</p> <p>②国家公務員と地方公務員とは、前者は私企業からの隔離が、後者は営利企業等の従事制限が定められているところ、後者は任命権者からの許可があれば営利企業等の兼業が認められており、地方公務員こそ民間への派遣を柔軟に認めて然るべきと思料する。ところが、国家公務員には官民交流法があるにもかかわらず、地方公務員については研修以外での営利企業への派遣を認める法制度はなく、これは不均衡であるように思われる。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>①公務員は全体の奉仕者であり、一民間企業のために業務を行うものではない。職員の派遣はあくまで公務の能率の増進に貢献する目的の下に認められるもの。単に職員が従前の業務に従事したいというだけのケースで派遣が認められるものではない。例えば、官民交流法においては民間の業務手法を体得することによる業務の効率化、公益法人等派遣法においては地方公共団体の事務と密接に関連した公益法人等における業務の円滑な実施の確保を図る等のための人的支援という目的の下に派遣が認められているもの。</p> <p>②官民交流法に基づく派遣は、職員の人材育成を目的とした制度であることから、国家公務員が地方公務員に比べ広範な派遣が認められているわけではない。また、兼業についても、国家公務員法第103条第3項に基づく人事院規則に従い、承認に基づき兼業等が認められる制度となっており、国家公務員と地方公務員とで相違があるわけではない。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420370	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公務員の営利企業への派遣を柔軟化するための特別法	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003080
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	
制度の現状	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。

求める措置の具体的内容	<p>公務員の民間事業者への派遣出向等に関しては、国家公務員に関しいわゆる「官民交流法」が整備されているのに対し、地方公務員については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が公益法人への在籍出向や出資法人への退職出向を定めるだけであり、民間事業者への出向に関し法的疑義もあるところである。</p> <p>このため、「地方公務員版官民交流法(仮称)」を整備し、営利法人等への派遣に関する法的疑義を払拭し、地方公務員の民間事業者への一時的移籍を柔軟化させるべきである。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【制度の概要案】</p> <p>(1) 対象法人:公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの(各種欠格事由も検討の余地あり)</p> <p>(2) 退職の扱い:分限免職 の一つとして位置付けるべき。</p> <p>(3) 派遣終了後の採用:職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合は、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。</p> <p>(4) 契約解除時の対応:派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣させることができる。</p> <p>(5) 退職派遣期間:契約期間を上限とし、派遣先との協議により定める。契約解除時には終了するものとする。</p> <p>【派遣された職員の処遇等の案】</p> <p>(1) 給与差額の補填:(認めるか否か検討の必要あり)</p> <p>(2) 災害補償・医療保険:派遣先の制度を適用</p> <p>(3) 共済長期給付・退職手当:派遣期間を通算</p> <p>(4) 復帰後の処遇:部内の職員との均衡を失することのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>官民交流法は、民間企業への職員の派遣に当たって、公務の公正性・信頼性を確保するため、派遣対象企業を人事院が提示する名簿に記載された企業に限定すること、各省庁が作成した職員に係る派遣計画を人事院が認定した場合に当該職員を人事院事務総局の官職に任命し、その上で民間企業への派遣を実施することとしているなど、公務部門と民間企業との関係に幾重にも配慮して設計された法制であり、人事院に相当する機関を一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>官から民へのアウトソーシングの流れの中で、地方公務員の民間企業への派遣が求められる局面が増加すると予想されるが、人事院のような機関を置かずとも、または人事委員会・公平委員会において所要の措置を行った場合には派遣が出来るような制度設計は検討できないか。また右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>①当方提案内容は、官民交流法ではなく、いわゆる公益法人等派遣法をベースとしているもの。「地方公務員版官民交流法」という当方の表現が誤解を招いた点をお詫びすると共に趣旨ご検討を願うものである。</p> <p>②なお、この問題については、職務専念義務免除などによる民間企業派遣に関する疑義が根底にあり、法解釈上の問題であるため、自治体が条例等で対応することが難しいように思料する。このため、法による対応を検討願うもの。</p> <p>③なお傍論であるが、制度設計上人事院的存在が必要だとしても、自治体にも人事委員会・公平委員会があるため、必ずしもこれを理由に制度設計が困難となるものは思われない。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>公益法人等派遣法の趣旨は、地方公共団体の事務と密接に関連した公益法人等における業務の円滑な実施の確保を図る等のため、地方公共団体が人的支援を行おうとするもの。</p> <p>ご提案のように、広く民間企業を派遣対象とし、かつ退職派遣を念頭においた制度とすると、業務の密接関連性が薄れることや、服務規程がかからない退職出向の形をとることの是非など、制度設計上課題があるところ。</p> <p>ちなみに、広く民間企業を派遣対象とした場合には、現在国の官民交流法におけるものと同等の枠組み、すなわち派遣対象企業の限定、職員に係る派遣計画の認定、当該職員の身分上の取扱い等が必要となるものであり、人事院に相当する機関を一般に有していない地方において類似の制度設計を行うことは困難である。</p> <p>なお、民間における技能や業務の習得という、職員への研修効果を狙った地方公共団体と民間企業との交流であれば、現行制度においても職務命令に基づく研修により対応可能である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>①民間企業派遣については、貴省ご見解のとおり研修派遣によることもできるが、しかし、単に職員が民間企業で従前の業務に従事したいというだけのケースでは研修派遣によることが困難と解する。</p> <p>②国家公務員と地方公務員とでは、前者は私企業からの隔離が、後者は営利企業等の従事制限が定められているところ、後者は任命権者からの許可があれば営利企業等の兼業が認められており、地方公務員こそ民間への派遣を柔軟に認めて然るべきと思料する。ところが、国家公務員には官民交流法があるにもかかわらず、地方公務員については研修以外での営利企業への派遣を認める法制度はなく、これは不均衡であるように思われる。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>①公務員は全体の奉仕者であり、一民間企業のために業務を行うものではない。職員の派遣はあくまで公務の能率の増進に貢献する目的の下に認められるもの。単に職員が従前の業務に従事したいというだけのケースで派遣が認められるものではない。例えば、官民交流法においては民間の業務手法を体得することによる業務の効率化、公益法人等派遣法においては地方公共団体の事務と密接に関連した公益法人等における業務の円滑な実施の確保を図る等のための人的支援という目的の下に派遣が認められているもの。</p> <p>②官民交流法に基づく派遣は、職員の人材育成を目的とした制度であることから、国家公務員が地方公務員に比べ広範な派遣が認められているわけではない。また、兼業についても、国家公務員法第103条第3項に基づく人事院規則に従い、承認に基づき兼業等が認められる制度となっており、国家公務員と地方公務員とで相違があるわけではない。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420380	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体版 PEO(共同雇用職員制度)の導入	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051090
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	職業安定法第4条第6号及び第44条
制度の現状	<p>労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。</p> <p>なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとするべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においては PEO への潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。</p> <p>ご提案の「自治体版 PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じる恐れがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。</p> <p>なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420380	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体版 PEO(共同雇用職員制度)の導入	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003090
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	職業安定法第4条第6号及び第44条
制度の現状	<p>労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。</p> <p>なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとするべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においては PEO への潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。</p> <p>ご提案の「自治体版 PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じる恐れがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。</p> <p>なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420390	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	障害者を多数雇用する企業との優先契約	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038030
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	総務省 経済産業省
根拠法令等	地方自治法第167条の2第1項第3号
制度の現状	<p>第百六十七条の二</p> <p>三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。</p>

求める措置の具体的内容	<p>障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。本提案は、国の障害者雇用促進策の趣旨に添うものでもある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>随意契約によることが認められるものは、随意契約による方が経済性を発揮できるもの、契約の相手方が自ずから特定されるもの、契約の履行を特に確保する必要があるもの、競争入札に付するまでもないもの、少額の契約について事務処理の合理化を図るもの、競争入札に付することにより支障を来してしまうようなものである。ご提案の内容については、これらの随意契約の方法によることができる事由としては、客観的に認められないもの。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420400	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148090
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	—
制度の現状	—

求める措置の具体的内容	人材派遣会社等より人材の派遣を受け、臨時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短時間で確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を採用している例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。</p> <p>そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用できることとしたい。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対し対価を支払う。この制度により、市町村には、効率的、効果的に人材を確保、活用できる道が用意され、また期間を区切ったプロジェクト事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方公共団体において、民間委託等の対象となる業務について、派遣契約に基づき派遣職員を活用することは現行制度においても可能。ただし、「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」報告書 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070427_15.pdf) の留意事項を参照のこと。なお、「任用できる」との趣旨が不明確ではあるが、任期付一般職員、臨時職員、嘱託のいずれの形態にしても、任用する場合には派遣元との契約関係は消滅させることが必要であるもの。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>「派遣契約に基づき派遣職員を活用することは現行制度においても可能であるが、任用する場合には派遣元との契約関係は消滅させることが必要」との回答をいただいた。これは、労働派遣法に基づく労働者派遣を受け、その派遣労働者を任期付一般職員、臨時職員、または嘱託員と同等の職務に従事させて良いが、受入期間によっては派遣元との契約関係を解消し、直接雇用することとするという解釈で良いか、ご見解を賜りたい。</p>				
<p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し D 「措置の内容」の見直し —</p> <p>地方公共団体において派遣契約に基づき派遣職員を活用することは可能であるが、派遣職員に行わせることとする事務が民間委託等の対象に馴染むかについて個別に検討が必要。</p> <p>また、第一次回答における「なお」以下の趣旨は、派遣職員は地方公共団体の「職員」ではなく任命権者が「任用」することはできないことから、仮に任命権者が当該派遣職員を採用する等任用行為を行う場合には、(受入期間にかかわらず)派遣元との雇用関係は消滅させ、地方公共団体の職員とする必要があることを確認的に述べたものである。</p> <p>なお、職員として任用する場合には、地方公務員法に基づき能力の実証を経て任用する必要があるところ。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
<p>再々検討要請に対する回答 「措置の分類」の再見直し D 「措置の内容」の再見直し —</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420410	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	臨時職員の賃金は物件費でなく人件費として計上	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148100
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	総務省 財務省
根拠法令等	平成 18 年度地方財政状況調査表作成要領(市町村分)(一部事務組合分)P23
制度の現状	<p>「二物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。</p> <p>なお、「89表物件費の内訳」における「1賃金」には、人件費の臨時職員給与及び事業費支弁に係る賃金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する賃金を計上し、これらの職員の雇用保険料等社会保険料は「8その他」に計上する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもとづき自治体が作成し、政府が「地方財政の状況」として国会に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作成要領は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性質別経費の状況」の作成が求められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。</p> <p>一般職、特別職を含めて様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賃金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性質別集計に使われていることから、政府が国会に提出する「地方財政の状況」のほか、全国地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。</p> <p>臨時職員の活用が進む中、これを物件費として取り扱い続けることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の尊厳にも関わる問題と思われる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材登用、活用手法を導入していく上でも、臨時職員の位置づけを是正しておくことが好ましい。</p> <p>そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことのほか、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにもつながる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>決算統計における人件費については、一般職員等及びこれら常勤職員類似の勤務形態の臨時職員（いわゆる常勤的非常勤職員）の職員給、諸手当等を計上することとしている。常勤的非常勤職員について、一般職員等と同様の扱いとしているのは、それらの職員は、勤務形態が比較的明確で、共済組合、災害補償等の諸制度においても国・地方を通じて常時勤務に復することを要する職員同様の適用関係に置かれているからである。</p> <p>また、それ以外の臨時・非常勤職員については、地方公共団体ごとに、その充てるべき職務の内容、勤務形態の実情が様々であり、その実情に応じてそれぞれの任用及び勤務条件の設定等が行われていることから、全地方公共団体を統一的基準により継続的に調査するという決算統計の趣旨を踏まえると一般職員等と区分した方が適当であること、また、収集したデータを用いて地方公共団体の財政状況を分析するに当たって、正確性・安定性のある結果を導き出す必要があることから、一般職員等に係る人件費と区分するため便宜的に物件費へ計上することとしている。</p> <p>これらのことから、現行の取扱いの見直しについては慎重な検討が必要である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>臨時職員については、「便宜上、物件費に計上している」との回答をいただいたが、国民の視点に立てば、問題なのは行政活動に要する人的コストであり、任用形態は関係ない。行政は、それを国民・住民に出来るだけ正確に伝える責務を負っている。まして地方自治体は、国から常勤職員の削減を求められる一方、事務事業の民間開放に対する国の規制は改革されず、任用方法の多様化に活路を求めざるを得ない状況にある。このため、決算統計上の名目人件費と、実際の人件費との差異は、無視できない数値になっていると思われる。統計の便宜上ということであれば、常勤職員とは別枠の人件費とする方法もある。時機を失することなく見直しをはかられたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>前回回答のとおり、全地方公共団体を統一的基準により継続的に調査するという決算統計の趣旨を踏まえると一般職員等と区分した方が適当であること、また、収集したデータを用いて地方公共団体の財政状況を分析するに当たって、正確性・安定性のある結果を導き出す必要があることから見直しに当たっては慎重な検討が必要であるとの立場に変わりはない。</p> <p>また、総務省が行っている給与実態調査においても同基準により調査を行っていること、地方財政計画における給与関係経費においても一般職員等の給与費等に基づき策定されている等、決算統計以外の調査等との整合性も勘案の上、慎重に検討しなければならないものと考えている。</p> <p>なお、決算統計における物件費のうち臨時職員の賃金は把握可能であり、提案主体の判断により、住民等への説明の際に臨時職員の賃金を人件費として説明することに何ら問題はないものとする。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>確かに、決算統計以外の調査等の整合性を勘案することは理解できるが、だからといって、このまま臨時職員の賃金が物件費として扱われて良いことにはならないと思われる。公務員人件費についての国民・世論の関心が高まっている中で、誤解を招くことのないよう、社会常識に適った統計処理が行われることを期待したい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>これまでの回答のとおり、統計の継続性、正確性、安定性の確保並びに決算統計以外の調査等との整合性を勘案の上、見直しに当たっては慎重な検討が必要であると考えている。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420420	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間活力による行政財産上にある市営火葬場の管理棟、待合棟の建替えの緩和	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1061010
提案主体名	三浦市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第238条の4第2項第1号
制度の現状	<p>第二百三十八条の四</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。</p>

求める措置の具体的内容	<p>改正された地方自治法により、行政財産上の火葬場敷地内にある老朽化した管理棟等の建替えを、民間活力の導入により可能なものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>昭和9年に建設された市営火葬場の「管理棟等」の老朽化が進み、利用者から建替えを希望する声が聞かれ、市による建替えを検討したが財政上の理由により断念している。</p> <p>また、平成18年度から指定管理者制度が導入され、市内の葬儀社3社の出資による民間会社が市営火葬場の指定管理者となっている。この会社が管理棟等の建替えをしたいという希望を持っている。</p> <p>提案理由</p> <p>改正地方自治法第238条の4第2項第1号で「普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者」とは、市営火葬場の管理運営を適正かつ円滑に行うために指定管理者と基本協定を締結していることから、この指定管理者こそが「適当と認める者」に該当するのではないかとと思われるので、民間活力を導入して管理棟等を独立した民間施設として建替えが可能であると思われる。</p> <p>また、法改正の趣旨では「行政財産の貸与範囲等の拡大の要望が地方公共団体からあり、敷地に余裕がある場合において有効活用等を行うことができるようにすることが適切であると考えられた。」とされているが、法の条文からは解釈はできないが、老朽化している既存の建物を取り壊し、同じ場所に用途を同じくする建物を新たに建てることは可能と思われる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであることから、原則として、これを交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、信託し、又はこれに私権を設定することができないとされているところ。ただし、行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することができるような建物等の所有を目的とする場合の土地の貸付けについては、地方自治法第238条の4第2項第1号において当該規定において認められるところ。よって、ご提案の内容が、当該規定に該当するものである場合には、行政財産たる土地を貸付けることができ、この場合において、貸し付けを受けた者が当該建物等を建て替えることについて、地方自治法上の制限はない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420430	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による、救急隊等の弾力的な運用について (救急隊員4人が、救急自動車1台とその他の車両1台に搭乗して出動する運用について)	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1164010
提案主体名	横浜市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	消防法施行令第44条第1項 消防法施行規則第50条
制度の現状	救急隊は、原則として救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、転院搬送において当該医療機関の医師等が同乗する場合には、救急隊員を2人とすることができる。

求める措置の具体的内容	本市では、救命率の一層の向上を図るため、119番通報時に識別した傷病者の緊急度重症度に応じて、2台4名(各2名ずつの配置)とした救急隊を効果的に運用したいと考えているが、現行制度では、消防法施行令により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊3名以上」と規定されている。そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づく省令の特例を求める。なお、119番通報時の緊急度重症度識別法は、医師による長年の研究の結果、既に完成し近々に最終チェックを終える予定である。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>救急隊の出場件数は増加傾向にあり、かつ、傷病者の緊急度重症度の程度は、生命の危機に瀕する重篤なものから生命危険の認められない軽症のものまで多様なものとなっている。このため、軽症事案を取り扱い中に同一地域で重篤事例が発生し、救命処置の開始が遅れてしまう事例が少なからず発生している。</p> <p>こうした事態を解消し、救命率のさらなる向上を図るためには、救急隊員4名が、救急自動車1台と救急資器材を装備した軽自動車仕様の緊急車(以下「ミニ車」)に、原則としてそれぞれ2名ずつ乗務することとし、119番通報時点で識別した傷病者の緊急度重症度の程度に応じて、単隊又は2隊同時出場とするなど、弾力的な部隊運用を行うことが必要である。そして、これにより重症・重篤な傷病者に対する現場到着時分を大幅に短縮できると考えている。</p> <p>また、丘陵地帯に道路狭隘地域が多数存在する本市の地域特性から、ミニ車の機動力も素早い救命処置の開始に有効であると考えている。</p> <p>ところが現行の制度では、消防法施行令第44条により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3名以上」と規定され、その解釈は昭和38年の通知により「救急自動車1台につき救急隊員3名以上」とされている。このため、上記のような効果的効率的な運用が出来ない状況にある。</p> <p>そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう、当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づく省令の特例を求める。</p> <p>なお、緊急度重症度識別は、危険な見落としのない手法を開発し、救急隊員2名で活動する対象は、傷病者の収容が容易に行えることが確認できたものとするため、活動上の障害もない。</p> <p>(具体的な運用等は、別紙のとおり)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないとする消防法施行令第44条第1項の規定は、救急現場における傷病者の搬送や救急救命処置等の救急業務を行うために不可欠な実態を規定しているものであり、住民の生命・身体に関わる規定であることから、基本的に遵守すべきものである。</p> <p>本提案中、救急隊員4人が、救急自動車1台とその他の車両1台に搭乗して出動する運用については、救急現場到着後の救急活動において、救急自動車1台及び救急隊員3人以上の人員及び装備が確保されているのであれば、上記の趣旨に鑑み、現行規定上も救急隊として認めることは差し支えない。(以上「D(現行規定により対応可能)」)</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420431	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による、救急隊等の弾力的な運用について (緊急度・重症度が低いと識別された場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人が出場する運用について)	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1164010
提案主体名	横浜市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	消防法施行令第44条第1項 消防法施行規則第50条
制度の現状	救急隊は、原則として救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、転院搬送において当該医療機関の医師等が同乗する場合には、救急隊員を2人とすることができる。

求める措置の具体的内容	本市では、救命率の一層の向上を図るため、119番通報時に識別した傷病者の緊急度重症度に応じて、2台4名(各2名ずつの配置)とした救急隊を効果的に運用したいと考えているが、現行制度では、消防法施行令により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3名以上」と規定されている。そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づく省令の特例を求める。なお、119番通報時の緊急度重症度識別法は、医師による長年の研究の結果、既に完成し近々に最終チェックを終える予定である。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>救急隊の出場件数は増加傾向にあり、かつ、傷病者の緊急度重症度の程度は、生命の危機に瀕する重篤なものから生命危険の認められない軽症のものまで多様なものとなっている。このため、軽症事案を取り扱い中に同一地域で重篤事例が発生し、救命処置の開始が遅れてしまう事例が少なからず発生している。</p> <p>こうした事態を解消し、救命率のさらなる向上を図るためには、救急隊員4名が、救急自動車1台と救急資器材を装備した軽自動車仕様の緊急車(以下「ミニ車」)に、原則としてそれぞれ2名ずつ乗務することとし、119番通報時点で識別した傷病者の緊急度重症度の程度に応じて、単隊又は2隊同時出場とするなど、弾力的な部隊運用を行うことが必要である。そして、これにより重症・重篤な傷病者に対する現場到着時分を大幅に短縮できると考えている。</p> <p>また、丘陵地帯に道路狭隘地域が多数存在する本市の地域特性から、ミニ車の機動力も素早い救命処置の開始に有効であると考えている。</p> <p>ところが現行の制度では、消防法施行令第44条により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3名以上」と規定され、その解釈は昭和38年の通知により「救急自動車1台につき救急隊員3名以上」とされている。このため、上記のような効果的効率的な運用が出来ない状況にある。</p> <p>そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう、当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づく省令の特例を求める。</p> <p>なお、緊急度重症度識別は、危険な見落としのない手法を開発し、救急隊員2名で活動する対象は、傷病者の収容が容易に行えることが確認できたものとするため、活動上の障害もない。</p> <p>(具体的な運用等は、別紙のとおり)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ
<p>救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないとする消防法施行令第44条第1項の規定は、救急現場における傷病者の搬送や救急救命処置等の救急業務を行うために不可欠な実態を規定しているものであり、住民の生命・身体に関わる規定であることから、基本的に遵守すべきものである。</p> <p>本提案中、緊急度・重症度が低いと識別された場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人が出場する運用については、特区として、以下の要件を満たす場合には、緊急度・重症度の選別(トリアージ)により、救急隊員2人で出動しても傷病者の安全確保に支障がないと判断される事案に限って、救急隊を救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができることとする。(以上「F(提案の実現に向けて対応を検討)」)</p> <p>① メディカルコントロール下において、明確な根拠に基づいた緊急度・重症度を選別する基準(トリアージ基準)を制定していること</p> <p>② 救急隊員2人で出動する場合の救急隊の編成及び活動要領(基準)を制定しているとともに、2人の救急隊・3人以上の救急隊・その他の隊の連携方法等の運用要領を制定していること。</p> <p>③ 不測の事態が生じた場合の対応策が十分に講じられていること。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>貴省の回答からは、最終的に特区で対応するものと受け取れるが、今後検討を早めることにより、A回答(特区として対応)が出せないか。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>現在、消防庁において詳細につき検討中であり、時期については確定的なことは申し上げられない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>特区で実施する場合の要件等について整理が為されることを前提に、特区として措置する旨の回答が出せないか、引き続き検討されたい。</p>			
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	A	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないとする消防法施行令第44条第1項の規定は、救急現場における傷病者の搬送や救急救命処置等の救急業務を行うために不可欠な実態を規定しているものであり、住民の生命・身体に関わる規定であることから、基本的に遵守すべきものである。</p> <p>したがって、緊急度・重症度が低いと識別された場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人が出場する運用については、下記の条件を満たす場合に限り、救急隊員2人による救急隊の編成及び運用を認めることとする。なお、当該編成及び運用を実施するに当たっては、救急隊員2人で出動する場合の救急隊の編成及び活動要領(基準)の制定等を含め、救急隊員2人で出動しても傷病者の安全確保に支障がないとの判断を的確に行うとともに、不測の事態が生じた場合であっても万全の対応策が講じられるべきであり、係る制度整備が整っているべきことは言うまでもない。</p> <p>1. 119番通報受信時に症状や状況を聴取しながらPCに入力することにより、体系的且つ自動的にチェックして、緊急度・重症度の判定が瞬時にできるオンライン緊急度・重症度識別票及び識別手順(プロトコル)を作成するとともに、119番通報受信時において、プロトコルにより、重篤な症状(既往症がある場合、大出血、多発性外傷等の外因性及び胸痛、呼吸不全、意識障害等の内因性疾患)がなく、緊急度・重症度が著しく低く、しかも、原則、自力で歩行可能であると判断される場合であること。</p> <p>また、2人で出場したが傷病者が重症であるなどの不測の場合においては、直ちに応援要請を行い、3人以上で対応できる十分な体制、活動基準及び運用要領が整備されていること。</p> <p>2. 3人以上の救急隊で出場した場合において、現場トリアージの結果、重篤な症状(既往症がある場合、大出血、多発性外傷等の外因性及び胸痛、呼吸不全、意識障害等の内因性疾患)がなく、緊急度・重症度が著しく低く、かつ自力歩行が可能であると判断される場合に、救急現場から医療機関へ搬送する場合であること。(残余隊員は帰署)</p> <p>3. 上記1、2の判断にあたっては、医師が24時間司令室に常駐し、119番通報受信時に、必要に応じて常に、司令管制員及び救急隊員に直接、指示・助言を行うことができるとともに、救急現場においても、救急隊員が医師の指示・助言を確実に受け対応できる体制が確立していること。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420440	プロジェクト名	日田市緊急患者等搬送事業
要望事項 (事項名)	消防職員 OB が行う応急処置の規制緩和	都道府県コード	44 大分県
		提案事項管理番号	1064010
提案主体名	大分県日田市		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	
制度の現状	—

求める措置の具体的内容
<p>救急車に搭載している資機材を使用するの応急処置は医療行為にあたるとの見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第 2 条によると消防法施行令第 44 条第 3 項又は第 44 条の 2 第 3 項に該当する者である。</p> <p>消防職員 OB についても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>救急業務については、周辺部のへき地においても平等のサービスを提供しなければならないが、当市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出張所の統廃合を計画している。</p> <p>住民の生命を守る観点から万全の体制はもちろんのこと、国においては民間事業者の参入も進められているが、過疎地である当市ではこれも見込めない状況であり、人件費等の費用は増大する一方である。</p> <p>そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補完する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送用車両に消防職員 OB 又は看護師を搭乗させる体制で救急隊の編成を行う予定である。</p> <p>しかし、救急車に搭載している資機材を使用するの応急処置は医療行為にあたるとの見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。</p> <p>消防職員 OB といえども、消防法施行令第 44 条第 3 項第 1 号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。</p> <p>「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第 2 条によると消防法施行令第 44 条第 3 項又は第 44 条の 2 第 3 項に該当する者であることから、消防職員 OB にも同等の応急処置を行えるようにする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>提案主体の行おうとしている業務が、消防法に基づく救急隊の行うものではなく、消防法に基づく救急業務にあたらぬことは、前回提案において回答したとおりであり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」は、応急処置を行いうる身分を定めている趣旨ではなく、消防法に基づく救急業務を行う上での活動基準のひとつであることから、各々の応急処置が医行為に該当するかどうかは、当省は判断できる立場にない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>○提案者が行おうとしている「消防署の行う救急業務を補完するかたちの緊急等搬送業務」については、消防庁の所管であると理解しているが、当該業務については、「消防法に基づく救急隊の行うものではなく、消防法に基づく救急業務にあたらぬ」とのことであるところ、提案者が当該業務を行うことについては、現行において可能であると解してよいか。</p> <p>○仮に、提案者が行おうとしている緊急等搬送業務が現行においてできないということであれば、今後消防職員 OB を救急隊員あるいはそれに準ずる者として認めるような対応について検討できないか。</p> <p>○また、右記提案主体の意見も踏まえ検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>「救急隊の行う応急処置等の基準」は、応急処置を行いうる身分を定めている趣旨ではないとのことであるが、同基準第 2 条では身分の定義がある。一方、同基準は、救急隊が行いうる応急処置を定めたものであるともいえる。各々の行為が医療行為に該当するか否かの判断もあると思われるが、消防法施行規則第 51 条に定める講習を受け、資格的に取得した能力である。</p> <p>今回の提案は、消防出張所の統廃合に伴う過疎地域の救急業務を補完する搬送業務であり、サービスの低下を招かないためにも、この業務に従事する消防職員 OB(市の嘱託職員)についても、引き続き応急処置を行える能力を備えていると認定することはできないかお伺いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>○ 消防職員 OB による患者等搬送業務の実施について 消防法に定められている救急隊の行う救急業務に加えて、消防力の整備指針(平成 17 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号)に基づく救急搬送体制が整えられた上で、当該救急業務を補完する形で、別途患者等搬送業務を行うことについては、消防法等当省が所管する法令等において禁止しているものではなく、現に、タクシー会社やハイヤー・サービス、福祉事業、葬祭事業など様々な経営母体により、民間患者等搬送事業が実施されているところ。</p> <p>○ 消防職員 OB による応急処置の実施について 救急隊員の行う応急処置には、医行為の一部が含まれるが、消防法及び関係政省令に規定がある限りにおいては、正当業務による行為として医師法との問題は生じえない。しかしながら、前回提案において回答したとおり、提案主体の行おうとしている業務は、消防法に基づく救急隊の行うものではなく、消防法に基づく救急業務にあたらぬため、提案主体の行おうとしている業務における各々の応急処置が医行為に該当するかの判断が必要となるところ、この点については当省が判断できる立場にない。</p> <p>○ 再任用制度について 第 9 次提案において回答したとおり、救急隊員の勤務体系の弾力化の観点から、再任用職員等の救急隊員としての活用について通知しているほか(平成 17 年 10 月 7 日付け消防消第 205 号・消防救第 239 号 消防庁消防・救急課長・消防庁救急企画室長連名通知)、「救急業務の適正水準確保のための組織体制のあり方及び消防の再任用制度のあり方に関する意見交換会 意見交換結果」についても送付しているところ、参照されたい。</p> <p>なお、上記意見交換結果に記載のあるとおり、消防庁としても、大量退職期を迎えるに当たり、ベテラン職員の活用による消防力の水準維持が必要であると認識しているところである。提案主体が指摘する消防職員 OB の持つ資格や知識の有効な活用については、現行の再任用職員制度を有効活用することにより、実施可能であると考えている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>再々検討要請</p>				
提案主体からの再意見				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—
<p>再々検討要請に対する回答</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420450	プロジェクト名	日田市緊急患者等搬送事業	
要望事項 (事項名)	消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特例措置の適用を受けられるようにする	都道府県コード	44 大分県	
		提案事項管理番号	1064020	
提案主体名	大分県日田市			

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	
制度の現状	—

求める措置の具体的内容	<p>現在、当市を管轄する消防本部の消防職員は労働基準法施行規則第 33 条第 1 項第 1 号の規定を適用し救急隊の編成を行っている。</p> <p>当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員 OB 又は看護師の嘱託職員 3 名で編成し 24 時間体制であり、3 名編成の内 2 名が出動し 1 名が連絡員となり、3 班で編成する計画である。</p> <p>労働基準法第 34 条第 1 項の休憩時間の取り扱いについて、同条第 3 項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第 33 条第 1 項で消防吏員についてはこの規定を適用しないようになっている。</p> <p>当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防吏員と同様の取り扱いとなるようにすることで、常時の出動態勢がとれることとなる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>当省が所管しているのは、消防職員(消防吏員を含む。)の労働条件・勤務条件や、消防吏員の行う救急業務にかかる実施基準であり、提案者の行おうとする業務は、消防職員(消防吏員を含む。)が行うものではなく、救急業務でもないため、当省がその労働条件や勤務条件についての要望について対応することはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420460	プロジェクト名	環境・エネルギー産業創造特区	
要望事項 (事項名)	風力発電施設に併設される蓄電池に係る危険物保安監督者の選任要件緩和	都道府県コード	2 青森県	
		提案事項管理番号	1037010	
提案主体名	青森県			

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	消防法第13条第1項、第2項 危険物の規制に関する政令第31条第1項、第31条の2 危険物の規制に関する規則第48条
制度の現状	政令で定める危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物の取扱作業に関して、法で定める条件を満たす危険物取扱者を危険物保安監督者に選任して、保安の監督をさせ、その旨を遅滞なく市町村長等に届け出なくてはならない(解任したときも同様。)

求める措置の具体的内容	NAS電池は、消防法により危険物保安監督者(甲種危険物取扱者又は乙種第2類・第3類危険物取扱者)の選任が必要とされているが、緊急時の対応体制を整備した場合等には、兼任を認める。
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>風力発電施設は人里離れた地域に分散立地されることが通例で、本県では特区の規制緩和を活用し、さらに国有林野への立地計画が進められており、蓄電池施設毎に左記の資格を有する人材の確保が難しい。</p> <p>NAS電池は、ナトリウムと硫黄を区画し金属製の容器に密閉しており安全性が保たれている。</p> <p>以上により、緊急時の対応体制が整備されている場合等規制緩和が認められれば、蓄電池併設型風力発電施設の立地が進む。</p> <p>代替措置:</p> <ol style="list-style-type: none"> ①有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える ②補助員(資格保持者が比較的多い乙種第4類危険物取扱者(ガソリン等)を想定)に NAS 電池の取扱について一定期間の講習や実務経験を義務づけ、各蓄電池施設に配置し①の指示の下で管理を行う
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(平成 11 年6月2日付け消防庁危険物規制課長通達)により、一定の要件に適合するナトリウム・硫黄電池施設においては、その監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所で行うことは可能である。この場合には、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該電池施設の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長等と必要に応じ情報交換等を行うこと、また当該施設の外部の見やすい場所に緊急連絡先等を掲示しておくとともに、緊急時に必要な対応等を速やかにとれるよう、連絡体制等を整備することを求めているところである。</p> <p>また、保安の監督が十分にできるのであれば複数の危険物施設の危険物保安監督者の兼任は必ずしも認められない訳ではないことから、上記通達の条件を満たす場合において本要望を実施することは、現行制度下でも可能であると考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>貴省の回答に「保安の監督が十分にできるのであれば複数の危険物施設の危険物保安監督者の兼任は必ずしも認められない訳ではない」とあるが、提案者の意見にもあるように、貴省の回答では青森県の事例について可否判断ができない。そこで、兼任が認められる場合の基準及び要件等について、明確に示されたい。</p> <p>また、提案者が①及び②の代替措置をとる場合は、危険物保安監督者の兼任が認められると解してよいか。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>【意見概要(詳細は添付資料参照)】</p> <p>本県では現在、事業者により蓄電池併設型の風力発電施設が建設中であり、今後順次増設され、大規模ウインドファームが実現する予定である。</p> <p>今回の提案は、施設毎に危険物保安監督者の選任が困難なため、緊急時の対応体制を整備した場合等には兼任を認めて欲しいというものであったが、回答にある平成11年6月2日付けの課長通達では遠方監視が可能とされているだけで、兼任についての記述はない。また、「兼任は必ずしも認められない訳ではない」という抽象的な表現では、本県の事例について可否判断ができない。</p> <p>よって、本県の事例に対する具体的な検討・回答を要望する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>本来、危険物施設における危険物の貯蔵及び取扱いは、当該危険物施設において危険物取扱者が行うかその立会いのもと行う必要があり、その危険物の貯蔵・取扱いに必要な指示を出すこと等を目的として置かれる危険物保安監督者も通常は危険物施設に常駐する必要があるところ、平成 11 年6月2日付け消防庁危険物規制課長通達は、NAS電池の特性に鑑み、一定の条件において常駐を緩和したものであり、本要望の前提となるものである。</p> <p>また、二以上の危険物施設の危険物保安監督者を一人が兼ねることは法令において禁止されてはならず、上記危険物保安監督者選任の目的から鑑み、保安の監督が十分にできるのであれば兼任することも可能であり、その可否は個別具体的に判断する必要がある。</p> <p>以上の点を踏まえ本要望を検討すると、現行制度下において、代替措置①のような体制を整えた場合における危険物保安監督者の兼任は認めることができるものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420470	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	県固定資産評価審議会の必置規制の見直し	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082110
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方税法第401条の2第1項
制度の現状	<p>都道府県固定資産評価審議会は、固定資産の評価に関する事項で知事が意見を求めたものについて調査審議するものであるが、次に掲げる事項について知事は必ず意見を聞かなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事が定めることとされる指定市町村以外の提示平均価格等の固定資産評価基準の細目に関すること。</p> <p>(2) 市町村における固定資産の価格の決定が、評価基準によっていないため都道府県知事が当該市町村に対し価格の修正を勧告すること。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で必置とされている県固定資産評価審議会の設置は、各都道府県の自主的判断に委ねることとし、必置規制は廃止すべき。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>県固定資産評価審議会の必置規制を廃止することにより、地域の実情に応じて設置を判断することができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>提示平均価額の算定並びに基準地価格の調整及び価格の修正勧告は評価の適正均衡を図る上で重要な事項であることから、客観的中立的な立場である審議会に意見を聞くことになっているが、評価に関して県は市町村から独立した機関であるため、審議会に付するまでもなく、それらの指標を用いて県内の評価バランスを調整する機能を十分に有している。</p> <p>事実、諮問する基準地価格・提示平均価額は県で調整したものを審議会において事後承認するにとどまり、また、これらの指標は各市町の加重平均にすぎず、県内の全市町の評価バランスをみるための指標としては漠然としている。従って、審議会において事実上議論の余地がなく、審議会自体が形骸化している。</p> <p>特に、据置年度における家屋の提示平均価額は、土地と異なり大規模な新增築などの特殊な要因がない限り、評価の変動がない。また、評価額の算定自体に提示平均価額を用いることもないため、審議する意義が非常に乏しい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>知事が都道府県固定資産評価審議会に意見を聴くこととされている固定資産評価基準に基づく提示平均価額の算定、その基礎となる基準地価格の調整及び都道府県知事が市町村に対して行う価格の修正勧告は、固定資産の評価の適正・均衡を図るため重要な事項であり、かつ、最終的には個々の納税者の税負担に関わるものであるため、客観的、中立的な立場から審議を行う必要がある。</p> <p>上記のようなことから、その措置の見直しについては、慎重な検討を要するものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>客観的・中立的な立場から審議を行う必要があるという趣旨であるならば、固定資産評価について市町村から独立した機関である県自体がその役割を担うことは可能であり、審議会の設置については各県の判断とすべきである。</p> <p>なお、評価の適正・均衡を図る観点から審議会が不可欠であるとしても、基準年度のみ開催するか、毎年開催するとしても下落修正措置を行わない田・畑・山林は据置年度は審議事項から除外しても特段支障はなく、評価の均衡は担保できる。</p> <p>また、「措置の見直しについては、慎重な検討を要するものである」との回答であるが、現在具体的にどのような検討をされているのか明らかにしていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>現行固定資産税制度は、その評価について知事に一定の権限を与えることにより、市町村の評価の適正、均衡を図ることとしている。そのうち、提示平均価額の算定及び価格の修正勧告は評価の適正、均衡を図る上で重要な事項であることから、客観的、中立的な立場である都道府県固定資産評価審議会に意見をきくこととなっているものである。</p> <p>また、据置年度における田、畑又は山林においても、地目の変換等により提示平均価額が変更となるため、その算定に当たっては、毎年度、審議会に意見をきく必要があるものである。</p> <p>したがって、都道府県固定資産評価審議会が必要と考えており、都道府県固定資産評価審議会の措置を見直すことについては、現段階では検討をしていない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>基準地価格・提示平均価額は県で調整したものを審議会において事後承認するにとどまり、また、これらの指標は各市町の加重平均にすぎず全市町の評価バランスの指標としては漠然としている。従って、審議会において事実上議論の余地がなく審議会自体が形骸化している。</p> <p>また、提示平均価額は前年度課税実績を基に見込む数値であり、その後の実際の課税実績と乖離する可能性が大いにあるため、提示された平均価額をもって納税者にその年度の評価の均衡が確保されたとは説明できない。</p> <p>なお、指定市町村の提示平均価額については総務省が提示することになっているが、地方財政審議会での具体的な審議内容についてご教授いただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>提示平均価額は、各市町村における評点1点当たりの価額を求める基礎となるものであり、これにより各市町村間における評価の適正、均衡を確保する役割を果たすものである。また、提示平均価額の制度は、個々の納税者の税負担に関わるものであることから、都道府県が提示平均価額を算定するに当たり、客観的、中立的な立場である都道府県固定資産評価審議会に意見をきくこととしているものであり、同制度の趣旨を踏まえるとともに、地域の実情に応じた審議が行われるべきである。</p> <p>当省においては、このような趣旨を踏まえて、地方財政審議会固定資産評価分科会を運営しているところである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420480	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	郵政公社窓口業務特区	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1093010
提案主体名	株式会社くじら		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第19条
制度の現状	<p>日本郵政公社が行う業務の範囲について日本郵政公社法第19条において規定されているところであるが、同法は、平成19年10月1日に廃止される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>(業務の範囲)第十九条 追加 ○窓口業務サービスの多様化、地域住民の利便性または雇用確保を目的とした民間企業との提携業務</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>インターネットによる新車販売業務、またはそれを使った窓口での新車販売手続き http://www.car-kujira.com/2b/2f3.php 地方郵便局職員の空き時間を有効利用し、インターネットで全メーカー全車種を全国販売する。下取り査定と買い取り、新車の納車は弊社提携先が行うので、窓口での必要な仕事の大まかな流れは①車種毎の実売価格を弊社提携先ディーラー・メーカー(以下実務者)に Fax またはメールで問い合わせ②それを web 上に登録し、③web 上で申し込まれた顧客の購入希望条件を実務者とすり合わせ。④顧客の入金確認と⑤実務者顧客双方に納車確認を行う。また窓口で、顧客にパソコンを操作させ或いは操作を補助して新車販売を行うこともできる。このことにより、新車ディーラーが遠隔地にある地域住民の利便性も高まる。高知県香美市また土佐郡で行いたい。取扱量が増えれば職員増が可能で地域に雇用を生む。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>現在、日本郵政公社が業務上実施するためには日本郵政公社法の改正が必要となるが、同法は、公社の民営化に伴い平成19年10月1日に廃止されることから、現実的に対応不可能。なお、10月1日以降については、当該業務を実施する場合、新会社が総務省へ届出を行うこととなるが、その際、郵政民営化法第92条の規定において、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないこととされているところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420490	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法の規制緩和による、公示日以降の公開 討論会開催の実現	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1114010
提案主体名	(社)日本青年会議所 関東地区 神奈川ブロック協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第164条の3
制度の現状	<p>公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することはできない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法の規制緩和によって、立候補者以外の第三者主催による、公示日以降の公開討論会の開催を可能にする特区</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(社)日本青年会議所は、各地の国政及び地方選挙において、立候補予定者による公開討論会の開催を推進してきました。それにより、有権者が立候補予定者の生の声を聞く機会が生まれ、選挙への関心の高まりから、投票率の上昇などの効果が見られました。また、そのことを通じて、「自分のまちは自分でつくる」という意識の高揚にもつながっていくと考えられます。一方、公開討論会の開催には、公職選挙法による制限もあり、公示日以降には開催すらできない状況にあります。そこで、公示日以降においても公平中立な開催を約束できる第三者による公開討論会の開催ができるよう、公職選挙法の規制緩和が実現できればと考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>第三者が主催する公開討論会の可否については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>第三者が主催する公開討論会の開催が認められていない理由について説明されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>過去には、複数の候補者が参加する立会演説会制度が公営で設けられていたことがあったが、候補者の自由な活動をかえって妨げる等の意見や他の制度の充実、立会演説会の形骸化等を理由に議員立法により廃止された経緯がある。</p> <p>第三者が主催する公開討論会の可否については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>かつて公開討論会が開催されていた時代、候補者各名の支援者が入れ代わり立ち代わり会場に出入りし、会そのものの運営に支障を来した為に制度が廃止されたと聞きました。現在、私ども青年会議所は、各地の選挙においてのべ1000回以上の公示日前の公開討論会を開催しました。明確なルール設定を行うことで、会の運営は各所において円滑で、かつ、相当数の動員を記録しております。有権者の関心の高さに驚くとともに、より関心の高くなる選挙前(公示日以降)における公開討論会の開催を可能にすることで、これまで以上に有権者への候補者の考えを発信できる機会が創造できることと考えます。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>過去には、複数の候補者が参加する立会演説会制度が公営で設けられていたことがあったが、候補者の自由な活動をかえって妨げる等の意見や他の制度の充実、立会演説会の形骸化等を理由に議員立法により廃止された経緯がある。</p> <p>第三者が主催する公開討論会の可否については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420500	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	都道府県コード	26 京都府
		提案事項管理番号	1115010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2、1条の3、2条
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一 行政書士試験に合格した者</p> <p>二 弁護士となる資格を有する者</p> <p>三 弁理士となる資格を有する者</p> <p>四 公認会計士となる資格を有する者</p> <p>五 税理士となる資格を有する者</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上)になる者</p>

求める措置の具体的内容	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言える。</p> <p>2. 行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。</p> <p>3. 他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に帰する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。</p> <p>現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 各士業は、各業界団体による指導及び連絡がなされており、各監督機関による監督も行われている。 より専門性が高い各士業が行政書士業務を行うことは、国民の法益の保護及び利便に資する。 各士業の人数は十分にいるため、これらの者が行政書士業務を行うことができれば、国民の利便性が非常に高まる。 「規制緩和推進3か年計画」における「行政書士の業務独占の在り方」については、十分に審議が尽くされていない。 (別様に詳細有り) 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。</p> <p>現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。</p> <p>さらに、行政書士の携わる業務の多くが都道府県知事等、地方公共団体の機関に対する許認可申請等の手続である点に鑑みれば、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受け、これらの手続の実態につき把握可能な立場にある都道府県知事の監督を受けることとされることが適当である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<ol style="list-style-type: none"> 各士業は、各業界団体による指導及び連絡がなされており、各監督機関による監督も行われている。 より専門性が高い各士業が行政書士業務を行うことは、国民の法益の保護及び利便に資する。 各士業の人数は十分にいるため、これらの者が行政書士業務を行うことができれば、国民の利便性が非常に高まる。 			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。</p> <p>現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。</p> <p>さらに、行政書士の携わる業務の多くが都道府県知事等、地方公共団体の機関に対する許認可申請等の手続である点に鑑みれば、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受け、これらの手続の実態につき把握可能な立場にある都道府県知事の監督を受けることとされることが適当である。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420510	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	年度開始前の入札手続きを可能に	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148070
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方自治法第208条第1項
制度の現状	<p>第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p>

求める措置の具体的内容	<p>予算成立を条件として、年度開始前であっても入札を行い、仮契約を締結できることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成16年の地方自治法施行令改正により、長期継続契約が可能な範囲が一部拡大されるなど、国の取り組みにも一定の前進が見られるが、長期継続契約については、対象が限定されるほか、受注業者が長期固定され、競争性が阻害されるなどの問題も懸念され、積極的に推進しかねる状況もある。そこで、年度開始早々に発注でき、かつ競争性を阻害しない方法として、年度開始前の入札手続きの解禁が切望される。しかし現状においては、法律上の根拠も明確に示されないまま、実現が退けられている。「入札準備行為」を「入札手続き」などに拡大解釈され、「入札手続は当然に契約行為の一部とされ、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできず、年度開始前に行うこともできない。」との回答に終始している。</p> <p>国及び地方自治体の公契約が、予算成立によって初めて有効となることは、受注事業者も当然受容すべき大前提であると云え、よってこのことを条件として、年度開始前に入札し、仮契約を締結しても、単年度主義の原則に反するとは思えない。仮に、それが議会議決の拘束要因となると懸念されるなら、議決後に行えばそれも解消される。本件については、第5次提案に際して、「財務会計制度に関する研究会を設置し、検討していきたい」との回答をいただいたが、その後も進展なく推移している。他自治体からの照会も多く、関心の高い案件である。明文上の禁止規定もないと思われることから、地方への関与をせず、地方の裁量に委ねるよう提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>年度当初における契約事務の集中等の状況については認識しているが、地方自治法では、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日と定められており、予算については年度開始前に議会の議決を経なければならないとされている。</p> <p>また、債務負担行為など地方自治法が単年度主義の例外と認めたものについては、それぞれ議会の議決を必要としている。</p> <p>以上のことから、普通地方公共団体が行う支出負担行為及び予算執行については、議会の承認を得ない単年度主義の例外はなく、これは地方財務会計制度の根本に関わるものである。</p> <p>本件における入札手続は、契約締結の大前提であることから、当然に契約行為の一部とされるため、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできないものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>予算成立を停止条件として入札を行い、4月1日以降に効力を発する契約とすることに弊害はないと考えられるが、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>貴省は、入札告示等の手続きを契約行為とされるが、これは契約行為の法律上の意義の根幹であるので、その法律上の根拠を明確にされたい。また「停止条件を付して」も同様とするなら、その法律上の根拠も明確にされたい。さらに、議決でなく年度区分を予算の裏付けとすることは、議決行為の意義に係る問題と思われるので、その法律上の根拠も明確にされたい。当提案は、地方行政の効率的執行と、公正かつ競争性の高い契約行為を両立させる提案として多くの自治体が注目している。地方分権を主導する貴省において、その違法性を法律上明確にされない場合、貴省の裁量的規制で地方を縛ることなく当然に、地方に判断を委ねていただけるものと信ずる。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方自治法では、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日と定められ(地方自治法第208条)ており、予算については年度開始前に議会の議決を経なければならない(同法211条)とされている。また、債務負担行為(同法214条)など地方自治法が単年度主義の例外と認めたものについては、それぞれ議会の議決を必要としている。</p> <p>以上のことから、普通地方公共団体が行う支出負担行為及び予算執行(同法232条の3)については、議会の承認を得ない単年度主義の例外はなく、また、予算執行は会計年度独立の原則から会計年度区分を基準として行われるものであるが、これは地方財務会計制度の根本に関わるものである。</p> <p>本件における入札手続は、契約締結の大前提であることから、当然に契約行為の一部であり、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできないものであるため、年度開始前において入札手続きは認められないものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>入札手続が契約行為に含まれるかどうか明文上示されないまま、解釈のみで禁じられているということか。であるならば、予算成立を停止条件として入札を行い、4月1日以降に効力を発する契約を可能とする解釈変更はできないか。また右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>今更ながら初歩的な単年度予算主義原則の講釈を請うているのではなく、入札開始公告等の手続きが契約行為であることの法律上の明文根拠を問うているので、その点と、その場合の契約行為の意義を示されたい。当然ながら契約行為とは、契約当事者間の債権債務についての取り決めであるから、入札手続きが具体的に予算執行に関わるどのような債権債務を生じさせるのかも、法的かつ具体的に明らかにされたい。法律上の根拠を明示できない裁量的規制は地方自治法第 245 条の 2(関与の法定主義)に抵触するものであるから、貴省裁量による規制を直ちに止め、同法 245 条の 3(関与の基本原則)に則り、地方公共団体の自主性に委ねるものとされたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>支出負担行為、すなわち支出の原因となる契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところによりしなければならない(自治法232条の3)。また、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日(自治法208条)とされており、予算の執行は、年度開始前には行うことができない。</p> <p>入札を執行し、落札者の決定があった場合には、地方公共団体と落札者との間には、本契約の予約が成立し、地方公共団体は、法令に定める特別の場合に該当する以外は、落札者と必ず契約を結ぶ義務を負うこととなることから、入札の執行は、支出負担行為(契約)の一連の手続きであり、予算執行に含まれると解すべきである。</p> <p>よって、年度末において、翌年度に係る契約その他の行為をすることは債務負担行為として議会の議決を経た場合のほかは、これを行うことはできないものである。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420520	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制 規定の除外	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156090
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	地方財政再建促進特別措置法第24条
制度の現状	地方公共団体は、当分の間、政令で定める場合を除き、国、独立行政法人(政令で定めるものに限る。)、国立大学法人、特殊法人等に対し、法令に基づかない負担金・寄付金等を支出してはならない。

求める措置の具体的内容	<p>足立区リエゾンセンターを国立大学法人東京芸術大学が無償で使用できるよう「当分の間」の規定を除外し、当該適用の必要はないものとする。政府が進める規制改革の動きに呼応し、地方の自立と地域経済の活性化の方向性を指向する等の一定の条件にある自治体については、当該規定は「当分の間」が満了し、当該規定の適用すべき必要性がなくなったものとして扱うことを要望する。</p> <p>(5次提案: 地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除要望)</p> <p>(6次提案: 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定の拡張要望)</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>足立区では、現在、文化産業・芸術振興を新たな都市戦略として捉え、「文化産業・芸術新都心構想」の実現に向け、条件整備を進めている。新たに設置される文化・芸術施設・機能と千住の地域資源を有効に活用し、融合させることにより文化産業などの集積を促し、新しい文化・芸術を創出するまち千住をめざしているところである。藝大誘致はその重要拠点のひとつとして、平成18年9月に開学の運びとなった。施設は、資産の有効活用目的から学校統合による廃校校舎の改修した足立区リエゾンセンターを貸付けている。昨年9月の藝大開学以来、区と協働し、演奏会等イベントをはじめ、小中学校の児童・生徒を対象とした音楽教育支援活動、高齢者や障害児を対象とした音楽療法活動、区内音楽団体との共演、文化教養講座、文化芸術シンポジウムやフォーラムなどを実施するとともに、研究機関として文化芸術振興のあり方等を調査研究してきたところである。</p> <p>このような活動を行うにあたり、大学側は有形無形で人的な負担をしており、その効果、貢献度は、大学が区へ支払っている施設使用料を既に超えるものとなっている。国が力を入れている「大学と連携した地域づくり」の推進という観点からも、藝大は区にとって欠かせないパートナーであり、今後、将来にわたり藝大との連携事業を進めていくためには、大学施設の無償貸与を実現し、より強固な協力関係を築くことが最大の原動力となっていくものである。</p> <p>国立大学法人においても地域連携・貢献が本来業務となり、活動・研究教育拠点として場の確保等は課題である。しかし、自治体、国立大学法人はともに潤沢な資金投入し、単独での課題解決は困難な状況にあるため、足立区リエゾンセンターを藝大に貸付けることは、地域連携等の大学機能の充実とともに区の活性化にも繋がるものである。この取り組みは、産業振興、雇用対策、都市再生における廃校校舎の有効活用など制約がなくなれば、両者の連携強化が一層図られることとなる。</p> <p>足立区は、施設使用料等減額免除により無償貸与を実現し、藝大との強固な協力関係と将来にわたる一層の発展を期待するものである。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>国と地方団体間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められているところ(地方財政法等参照)。</p> <p>地方財政再建促進特別措置法に基づく寄附制限は、国が負担すべき経費を法令に基づかずに地方公共団体が負担すると、たとえ自発的な経費負担であったとしても結果的に国から地方に負担が転嫁されることになることから、国と地方の財政秩序を維持する観点からこれを制限しているもの。</p> <p>公の施設を国立大学法人に貸し付ける際には、適正な対価を求めることが必要であり、国立大学法人のために無償貸付けを行うことは、その誘致等のために結果的に国立大学法人ひいては国が本来負担すべき経費が地方公共団体に転嫁されることになるもの。</p> <p>まして、学部・学科を設置して行う学生への教育や、研究機関として行われる文化芸術振興の調査研究は、国立大学法人の最も本来的な業務。これらに必要な経費は国立大学法人及びその運営費交付金や施設費を支出する国が本来的に負担すべき経費であって、国等の財政難を理由に本規定の適用を回避することは本末転倒である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420530	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	政見放送を実施することのできる選挙の拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1167010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第150条
制度の現状	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

求める措置の具体的内容	県議会議員、市町村長又は市町村議会の選挙において、各選挙区の選挙管理委員会の管理下で、インターネットを利用した政見放送の実施が出来ることとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度上公職選挙法第150条及び第150条の5の規定により、政見放送を無料で実施することができるのは衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に限られ、都道府県議会議員、市町村長又は市町村議会議員の選挙では、政見放送が実施されていない。</p> <p>こうした現状は、地方分権をいっそう推進し地域の隅々まで浸透させていくべき時代に、各種選挙において地域の有権者が候補者の政策等に関する情報を十分に得られないまま、選挙に臨まざるを得ない状況を作っている。特に、有権者の転出入が激しい都市部においてこの傾向は強く、有権者の政治離れ、投票率の低下の大きな要因となっており、公職選挙法の目的である民主主義の健全な発達という観点から問題であると考えます。</p> <p>他方で、都道府県議会議員、市町村長又は市町村議会議員の選挙において政見放送を行うことは、放送局の過重な負担となり理解が得られないことや多額の費用がかかることから、実現は困難であると思われる。</p> <p>そこで、問題解決の有効な手段としてインターネットの活用を提案する。現在、インターネットが広く普及する中、都道府県又は市町村の選挙管理委員会はホームページを有しており、またホームページ上の動画技術等の発達により、安価にインターネットを利用した映像及び音声の発信が可能となっている。選挙の公正や発信される情報の安全性、信頼性の確保の観点から、各候補者が個別にインターネットを利用するのではなく、映像及び音声の発信を選挙管理委員会が一括に管理することで、広く候補者の政策の周知を可能にし、有権者の選挙に対する理解と関心を高め、より活発な投票活動につながると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
インターネットによる政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、また、インターネットによる選挙運動の解禁と密接に関係するものであるため、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
インターネットによる選挙運動の解禁との関係も含め、インターネットによる政見放送を認めるとした場合の問題点や課題について説明されたい。				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答				
	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
平成14年8月の「IT時代の選挙運動に関する研究会」の報告書によれば、インターネットによる選挙運動の解禁について、				
<ul style="list-style-type: none"> ①誹謗中傷・なりすまし等のインターネットの悪用 ②デジタルデバイドの存在 ③インターネットによる費用の増加 				
が課題として挙げられているところであり、インターネットによる政見放送については、これらに加えて、アクセスの集中等によるサーバダウン、ホームページの改ざんなどの場合に選挙無効事由となるおそれがあるなど様々な問題があると考えます。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答				
	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420540	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	少子化対策選挙特区	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1092010
提案主体名	(個人)と地域の未来を創る会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第36条
制度の現状	投票は、各選挙につき、一人一票に限るとされている。

求める措置の具体的内容	<p>①子供を持つ家族に(子供数+1)×2の選挙権を付与</p> <p>②子供を持ちたい家族に2の選挙権を付与</p> <p>対象地域;高知県</p> <p>対象選挙;地域内の全ての公職選挙</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国や地域社会の基礎的条件を維持するためには人口の長期的維持は欠かせない。そのためには子供を産み育てたい世帯や実際に子供を多く持つ世帯の意見が活かされる社会制度が必要である。選挙権を付与された世帯は社会的に注目を集め、子育てがしやすい社会のあり方についての発言機会が増え、地域内の全セクターがその意志を繁栄し始める。そのように改善できる環境の安心感からより子供を増やす事へ繋がる事が期待される。この特区に関して特に多くの予算が必要なわけでもない。この特区の実施により人口移動や出生率向上に効果が有れば、特区の拡大などにより日本全体に波及が期待できる。付与された投票権は思想支持政党などに中立である。付与する選挙権は提案の数式程度の大きなものでなければ効果は薄い。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
公職選挙法第36条に規定する一人一票の原則は、憲法第14条及び第44条の要請に基づくものである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420550	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方土地開発公社の業務範囲の拡大	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1190010
提案主体名	鬼北町		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 7 条
制度の現状	<p>公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号に基づいて行う土地開発公社の業務は、住宅用地等の造成事業及び造成地について事業用借地権を設定し、当該造成地を業務施設等の用に供するために賃貸する事業とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>土地開発公社は、「公有地の拡大の促進に関する法律」第 17 条により、公社が自ら当該土地に住宅を建築し、販売することはできない。また、住宅供給公社の設立は、「地方住宅供給公社法」第 8 条においては、人口 50 万人以上の市に限定されているため、住宅供給公社の設立もできず、住宅販売及び広報活動ができないことから、小規模な町において、定住促進のために住宅供給することが必要と認められる場合には、土地開発公社における業務を拡大し、公社が売却する住宅予定地と合わせて住宅受注の販売広報活動を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>分譲にあたっては、地域経済への波及効果の観点から町内業者による建築が望まれる。一方、販売促進のためには、各業者がモデル住宅を建設し購入希望者に訴求していく必要がある。この場合、土地開発公社は、宅地販売しかできないことから、建築業者が土地を購入し、自己資金でモデル住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には太刀打ちできない。</p> <p>このため、地元業者の育成と地元への経済効果が見込めるよう、公社が土地を保有したまま、地元建築業者とタイアップして、地元業者限定の住宅予定地を設定し、宅地と住宅受注販売活動ができるよう要望する。たとえば、様々な建築業者の施工方法をパンフレットでPRしたり、公社の土地を業者と使用貸借契約を締結した上で、完成途中構造見学会などの開催もしたい。この際、建築途中までの債務は建築業者負担とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>法第17条第2号に定める「住宅用地の造成事業」とは、土地の取得から造成及び処分までを指すが、要望事項中の具体的事業の実施内容・提案理由にある「公社が土地を保有したまま」「建築業者とタイアップして」「住宅予定地を設定し、宅地と住宅受注販売活動」を実施することについては、最終的に土地の処分に至る限りにおいて、一連の「住宅用地の造成事業」に含まれると解することができる。したがって、たとえば、「業者」と「使用貸借契約」を結ぶことも「住宅用地の造成事業」の一環であると言える。よって、現行の法制度下においても要望内容の実施は可能である。</p> <p>ただし、当該事業の実施にあたっては、次に掲げるような事態が予測されるため、これにより土地開発公社に過大な負担が生じてその経営に支障が出ないよう、土地開発公社は建設業者との契約上十分な措置を講じるとともに、事前に設立地方公共団体と十分な協議を実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と土地の売却が予定どおりに進まないことによる土地の長期保有化 ・ 土地の売却にあたり建築物を撤去する必要がある場合の当該撤去にかかる費用負担の発生 ・ 売却できない建築物が不法占拠された場合において、これを解決するために要する費用の発生 ・ 建築物の瑕疵による第三者に対する不法行為 等 				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420560	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し,特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1193010
提案主体名	三次市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第150条
制度の現状	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

求める措置の具体的内容	各選挙において,ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ,自らの掲げる政見公約を訴える。
具体的事業の実施内容・提案理由	地方の時代と言われる昨今,今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は,地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても,政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。 このためにも,広く多くの有権者に対し,自らの掲げる政見公約を訴える手段として,特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ケーブルテレビを活用した政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であるため、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>ケーブルテレビによる政見放送を認めるとした場合の問題点や課題について説明されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等化を図る手段として選挙公営制度を採用しているが、政見放送を含む公営の種類や対象者等については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものである。</p> <p>政見放送は、放送聴取可能範囲との関連もあって、法律上すべての選挙について一般的に保障することは實際上不可能であり、現在、国政選挙及び知事選挙のみに認められているが、仮に知事を除く地方公共団体の長、議会議員についてケーブルテレビによる政見放送を認める場合には、政見放送の主体、方式、放送回数・時間等をどのようにするのかといった選挙運動のあり方に関わる課題のほか、ケーブルテレビを有していない世帯への対応をどうするかといった課題があるものとする。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420570	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1193020
提案主体名	三次市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第9条第2項
制度の現状	<p>日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものとする。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。</p> <p>自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員提出の法案が継続審議とされているところ)。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420580	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1193030
提案主体名	三次市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	公職選挙法第9条第2項
制度の現状	<p>日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>18歳選挙権は世界の体勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては、本年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とすることなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。</p> <p>また、本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420590	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	無線設備を利用した電気通信事業における電気通信主任技術者の選任免除	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1101010
提案主体名	株式会社高知通信機		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	電気通信事業法第45条、電気通信主任技術者規則第3条及び第3条の2
制度の現状	電気通信事業者は、省令で定める場合(事業用電気通信設備の設置の範囲が1の市町村を越えず、利用者の数が3万未満であって、一定の経験を有する者を配置)を除き、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>電気通信事業の届出事業者が、五キロメートルを超える自営線路設備を設置してインターネット接続事業を行う場合、電気通信事業法第45条の規定により、電気通信主任技術者を選任しなければならないことになっている。</p> <p>そこで、事業者の自営線路設備が五キロメートルを超える場合には、一定の条件のもとに電気通信主任技術者の選任を免除できるようにする。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>インターネットの利活用が国民生活や経済活動において深く浸透し重要性を増している中、人口が少なく民間ベースでは採算が合わない条件不利地域においては、光ファイバー等によるブロードバンド環境の整備が進まず、今だサービス提供の見通しが立っていない。</p> <p>そこで、当該地域のデジタルデバイドを解消するため、無線設備を利用したインターネット接続事業を展開したいが、左記の規制により回線提供地域が限定されてしまい、広範囲に対してサービス提供できないといった問題がある。</p> <p>本提案は、電気通信事業を営む中小企業においては、電気通信主任技術資格者の確保が非常に困難であることから、一定の条件を満たす場合に限り、電気通信主任技術者の選任免除を求めるものである。</p> <p>当該規制緩和が実現すれば、広範囲においてインターネット接続事業を行うことが可能となり、当該地域でのIT情報の提供及び収集が加速化され、大きな経済効果が見込める。</p> <p>また、本提案にあたっては、次のとおり代替措置を講じるものとする。</p> <p>【代替措置】</p> <p>規制緩和にあたっての条件として、当該地域では、無線局免許不要で使える無線LAN関連規格の一つ「IEEE802.11b g」のみを使ってサービス提供を行うものとする。(理由:免許を要しない無線局(今回利用する無線はIEEE802.11b g)は、通信距離や利用方法、運用保守についてもある程度確立されており、特別な資格取得者でなくとも、設定や保守ができると思われる。)</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
<p>電気通信事業法では、こう長の総延長が5キロメートルに満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業は、適用除外としている。(電気通信事業法第164条第1項第2号、電気通信事業法施行規則第59条)</p> <p>電気通信事業の届出事業者が電気通信主任技術者の選任を要しない場合は、5キロメートル以上か否かに関わりなく、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村を越えない場合のうち、当該区域における利用者の数が3万未満である場合であって、一定の経験を有する者(※)を配置する場合は、限定された狭い地域の利用者のみを対象とするものであることから、電気通信主任技術者の選任を要しないものとしている。(電気通信主任技術者規則第3条の2)</p> <p>(※)一例を抜粋</p> <p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>提案者の意見では、一定の経験を有する者を配置しなければならないことが困難とのことである。そこで、次の点について回答されたい。</p> <p>①一定の経験を有する者を配置しなければならない理由を説明されたい。</p> <p>②人口が少なく民間ベースでは採算が合わないため、ブロードバンド環境の整備が進まない地域において、提案者のような中小企業が無線設備を利用したインターネット接続サービスを提供しやすくなるよう、一定の経験を有する者の配置の免除もしくは一定の経験を有する者の基準の見直しが検討できないか。</p>			
提案主体からの意見	<p>今般事実誤認として回答のあった「事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村を越えない場合のうち、当該区域における利用者の数が3万未満の場合にあつて、一定の経験を有するものを配置する場合は、電気通信主任技術者の選任を要しない」との回答ですが、一定の経験を有するものとは、事業用電気通信設備の工事、維持または運用の業務に複数年従事した経験者と認識します。同経験者とは電気通信事業者の登録業者の企業に従事したものと解釈するが、同企業は一般的に大手企業(株式上場企業等)で中小企業においては同経験者の再雇用をすることも困難です。今回求める措置は資格者を選任(配置)せずに事業が行える事としたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>①事業用電気通信設備を有する電気通信事業者の設備は、他人の通信を媒介するために必要となる設備であり、これを設置する電気通信事業者のみならずこれと接続する他の電気通信事業者にとってもサービスを提供する上で重要な設備である。このため、当該設備について通信の秘密の漏洩や電気通信役務の中断等の事故が発生した場合、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えることが予想される。</p> <p>したがって、事業用電気通信設備については、電気通信役務の安定的かつ確実な提供を確保し、その損壊又は故障による影響を避けるために技術基準適合維持義務を課しているもの。</p> <p>電気通信主任技術者制度は、電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備を技術基準に適合させることを担保するため、総務大臣が資格者証を交付した電気通信主任技術者を選任して、これに事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に当たらせることを義務づけることにより、これらの電気通信事業者の自主的な技術基準維持体制を確保するものであり、いわば総務大臣の工事検査及び定期検査を代替するものと位置づけられているものである。</p> <p>しかし、自ら電気通信回線設備を設置するものの、限定された狭いエリアの利用者のみを対象にサービスを提供する小規模な電気通信事業者は、従業員数が数名程度であることも多く、電気通信主任技術者の資格者を新たに配置することが過度な負担となるケースが増大しつつある。</p> <p>このような自ら設置する電気通信設備の規模が小さい電気通信事業者については、仮に当該設備に損壊等の事故が生じた場合でも、その社会的影響はそれほど大きくないと考えられる。</p> <p>このため、新しい技術を活用した多種多様な電気通信事業者の新規参入をより一層促進することの必要性も踏まえ、そのような小規模な電気通信事業者については、電気通信主任技術者の選任義務の適用を除外することが適当である。</p>				

ただし、範囲に限られるとはいえ、当該電気通信設備の損壊等により影響を受ける利用者の利益を保護する必要があることから、電気通信主任技術者の選任義務を適用除外する場合であっても、一定の業務経験を有する等、当該設備の管理を指揮、監督する能力のある技術者の配置を求められているものである。

②電気通信ネットワークの設置や運用において、最近における設備事故による通信への影響が広範囲に及んだことから、ネットワークのIP化に伴う事故の増加に対処するため、情報通信審議会に対して、電気通信サービスの安全・信頼性を確保するために必要な関係省令の改正を諮問している。この中で、電気通信主任技術者と同等と認める者の配置によることのできる場合の事業用電気通信設備の設置の範囲を一の市町村に限っているところを、情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録を受けていることを条件として、一の都道府県まで認めることとする検討を行っているところ。

電気通信事業全体の安全・信頼性の確保が国に求められている現在の状況において、ブロードバンド環境の整備を進める上で必要な電気通信主任技術者の配置基準については、当該審議会の議論を含め、十分に検討してまいりたい。

〇再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

デジタルデバイド解消に取り組む地域において、例えば、県及び市町村、地元の電気通信事業者等で構成する協議会を設置し、ブロードバンド環境を整備するシステムを検討した場合で、そのシステムの範囲内で事業者がインターネット接続サービスを行っている場合に、当該事業者が一定期間(数年程度)、利用者に影響を与えるような事故等を起こすことなく、安定性及び信頼性を確保しながらサービスを行ってきたという実績があれば、当該事業者の業務経験をもって、事業拡大にあたって「一定の経験を有する者」として認めることができないか。

また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

今般の特区提案は利用できない者への環境提供が主体であり、デジタルデバイド地区の解消を目的とするものである。保守管理については別紙に記載したとおり、こう長の総延長5km未満で、既に提供できている地区は多年にわたり、利用者に深刻な影響を与えた事無く維持・提供できている。国または大手事業者が整備できにくい地域において代替措置案は、ブロードバンド環境の整備を国が進める・考える上でも有効な手段と考える。保守面を含め実現でき得る条件を付加する、事業者は整備計画を提出するなどし、同地区に中小企業が資格者を選任(配置)せずに提供できるよう特区として再度検討いただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

III

事業用電気通信設備の技術基準への適合性の確保のために、同一構内や建物内やこれと同視し得るごく狭いエリアで事業を営む場合等のごく例外的な場合を除き、電気通信主任技術者又はこれに代わる一定の経験を有する者の配置は必要であり、地元自治体の関与等により、技術基準への適合性が向上するものではないため、その配置の必要性が変わるものではない。

また、電気通信事業法の適用除外の事業では電気通信主任技術者又はこれに代わる者の配置が必要とされないため、この事業における業務の実績をもって、電気通信事業法令上必要とされる一定の業務経験と同等に扱うことはできない。

なお、総務省ではデジタル・デバイド解消に向けた取り組みを推進してきているところであるが、ネットワークの安心・安全を確保することがまずは前提であり、当該前提を適切に確保した形でデバイド解消のための施策を進めることが不可欠である。安心・安全に利用できることが、利用者の信頼につながり、利用者の増加、更には電気通信事業者のサービス提供地域の拡大も見込まれることから、事業用電気通信設備の技術基準への適合性の確保(即ち、電気通信の安心・安全な利用の確保)とデジタル・デバイドの解消は、二者択一ではなく、むしろ安心・安全な利用の確保は、デジタル・デバイドの解消のために必要と考えられる。

おって、IP化に伴い、ネットワークの安全・信頼性の確保はますます重要な課題となっており、主任技術者の役割や位置づけも今後ますます重要なものになっていくと考えられる。

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420600	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	北海道における電波法の緩和と拡大	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1046010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	電波法 6条、7条、39条 電波法施行規則 7条
制度の現状	<p>無線局の送信出力は、放送局を除き申請者に希望させており上限はない。放送局は、送信電力の上限を放送用周波数使用計画に定めているが、送信場所毎の地理的特性を考慮の上で定められたものである。免許を要しない電波を利用する機器の電力の上限は他のシステムへの悪影響が生じない範囲で設定されている。</p> <p>簡易な手続きにより開設することが出来る実験局として、既に特定実験局制度が存在している。</p> <p>無線従事者の資格を有しないものが有資格者の指揮の下で無線局の操作が行える制度として、既に主任無線従事者制度が存在している。</p>

求める措置の具体的内容	北海道内で使用する電波は、全国一律の電波法の定めによらず、規制の緩和と拡大した運用を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>電波法で定められた周波数や送信出力の拡大、新電波形式の実験、電波を使った新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増力、すべての無線局、電波を使用する機器の送信出力の増力を認める。開発のための実験局の免許を簡便な手続きで与える。北海道内で使用する無線機器は、電波法で定める無線従事者資格が無くとも有資格者の指揮監督の下で操作と通信が出来るようにする。これらにより北海道内の情報通信の充実をはかり、北海道の産業の振興、経済の活性化、教育文化の向上に寄与する。</p> <p>提案理由</p> <p>北海道は、広大な面積と厳しい自然条件から、産業、経済、教育文化は大きく遅れ、年を追う毎に格差が生じている。首都圏などとは大きく条件が異なるにもかかわらず、全国一律の電波法で電波が使われている。通信距離や放送のサービスエリアが、大きく広い北海道においては、大幅な送信電力の増力が必要不可欠である。情報通信の充実によって北海道の大きな発展、住民の生活の改善が期待出来る。また、広大な面積で、人口密度が低い特徴を生かし、各種の新電波形式や新しい電波を利用した機器の実験の場として適している。北海道を電波使用機器の開発の拠点とすることによって、北海道は無論、日本にとって大きな利益が見込まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>①放送局を除く免許を要する無線局の送信出力は、申請者の希望する電力(電波法第6条第1項第5号)を基に審査(電波法第7条、技術基準は社会の要請や周波数の有効利用の観点から、必要に応じ見直し)し、適合していれば希望どおりの電力を認めることとなっている。放送局にあつては、使用できる送信電力が放送用周波数使用計画(電波法第7条第2項第2号に基づく総務省告示)に定められているが、これは放送事業者の置局計画に基づき設定されるエリアを十分カバーするために必要な電力を定めているものである。さらに、免許を要しないこととされている電波を使用する機器の送信電力は、他の無線システムへの悪影響が生じない範囲で設定されているものであり、かつ、誰でも何処でも使用できるものであることから、全国一律の基準の維持が不可欠である。</p> <p>②新電波型式の実験、電波を使った新しいシステムの開発等を目的とする実験局の免許を簡便な手続きで与える制度については、特定実験局(電波法施行規則第7条第1項第4号)制度が既に設けられている。</p> <p>③電波法で定める無線従事者資格が無くとも有資格者の指揮監督の下で操作と通信が出来るようにすることについては、主任無線従事者(電波法第39条第1項)を選任すれば、その監督の下で無資格者が無線設備の操作を行うことは既に可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420610	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局の放送区域の拡大	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1063010
提案主体名	小田原市		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号) 別表第1号(第1条の2関係) (注)14
制度の現状	「コミュニティ放送」とは、一の市町村の一部の区域における需要にこたえるための放送をいう。

求める措置の具体的内容	<p>現在、一の市町村の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域と隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む。)に限定されている放送区域を、歴史的・経済的に結びつきが強く、同一のコミュニティが形成されている複数の地方公共団体にまたがった区域とすることを可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>現在FMおだわらに対し交付されている免許の放送区域を県西地域2市8町の区域まで拡大する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものとされ、その放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であるとしている。</p> <p>当該地域の2市8町は、歴史的にも繋がりが強く同一の経済圏にも属しており、将来の合併に向けての検討も進められている区域であるが、小規模な放送局との定義において、現在のFMおだわらは、同一コミュニティである神奈川県西地域2市8町での放送は許可されていない。</p> <p>また、「コミュニティ放送」より広域な範囲を放送区域とする「県域放送」は、一の都道府県の区域又は二の県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための放送のため、当該区域に対しては適応が広範囲過ぎてしまう。</p> <p>そこで、地域コミュニティ内の交流を促し、住民全体の共通意識を醸成するために、当該区域を拡大し、「市域放送」として特別な背景を持つ複数地方公共団体にまたがる放送区域への免許交付を特区として求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>コミュニティ放送局の放送対象地域は、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)別表第1号(注)14の「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む。」とした規定を受け、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)別紙2第5の4の(1)のアにおいて、コミュニティ放送局の審査の際、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域を併せた区域とすることができると規定されている。</p> <p>しかしながら、例えば提案のように近隣に超短波(FM)放送局が多く、周波数が特に逼迫している地域において、コミュニティ放送局の放送対象地域を著しく拡大することを認めることは、コミュニティ放送の制度目的から著しく逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠をも失わせることとなるので、たとえ特区という限られた地域においても不適當である。</p> <p>ちなみに、関東地域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び山梨県)では県域FM放送局が13局(加えて22中継局)開設しており、その多くが提案の小田原市を含む神奈川県内で視聴可能であるほか、同県内にはコミュニティ放送局が「FMおだわら」を含め10局開設しており、FM放送用周波数が極めて逼迫しているため、提案のように県西地域2市8町を放送対象地域とする周波数を確保することが物理的に困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420620	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局の出力緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038040
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	総務省
根拠法令等	放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号) 第1総則 10
制度の現状	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	<p>一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極力小電波出力しか認可されない。大地震(例 中越地震)の際、被災者が一番助かったのはラジオ放送、とりわけ地域社会に密着し細かな情報を提供しているコミュニティFMである。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされており、町村合併による広域化が進んだ現在では、同一市内を網羅できないケースもあり、また、地形によっては電波の届きにくいところがあり、格差が生じている。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>コミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。災害に強いコミュニティを目指すのは国是であり、コミュニティFM強化が望まれる。コミュニティFMの特長は、地域密着による個別具体的な情報提供というソフト面にあり、出力アップというハード面の増強は、コミュニティ放送の制度目的から必ずしも逸脱するとは考えられない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び地域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不相当である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>コミュニティ放送局は、地域にとって災害情報等の有効な伝達手段であり、7月16日に起こった新潟県中越沖地震の際にも、柏崎市コミュニティ放送局が、「仮設トイレの場所」「炊き出しの開始時間」といったきめ細かな生活情報を被災者に向けて発信し、地域住民の支えとなった事例が存在する等、その役割は更に重要になりつつある。</p> <p>そこで、災害対策等の観点から、コミュニティ放送局の出力の増強が認められないか。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
<p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し -</p> <p>住民への災害情報の伝達手段としては、コミュニティ放送のほか、防災行政情報の伝達を直接の目的とする防災行政無線に加え、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負った日本放送協会及び地域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、また、実際のニーズに応じて臨時災害放送局を迅速に開設することが可能な旨を先般の回答にも記したとおりである。</p> <p>今般の新潟県中越沖地震においては、地震直後からコミュニティ放送局(榊柏崎コミュニティ放送(愛称:FM ぴっから))が空中線電力20Wで、被災者向けの情報伝達を行っているが、これに加えて、7月25日から柏崎市が免許主体となり、当該コミュニティ放送局の受信が困難な地域を対象とした臨時災害放送局(当該コミュニティ放送局とは、別の送信場所及び別の周波数)が空中線電力10Wで運用されているところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
<p>再々検討要請に対する回答 「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し -</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420630	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055070
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	行政書士法施行規則第4条、第12条の2
制度の現状	<p>第四条 行政書士は、その業務を他人に行わせてはならない。ただし、その使用人その他の従業者である行政書士(以下この条において「従業者である行政書士」という。)に行わせる場合又は依頼人の同意を得て、他の行政書士(従業者である行政書士を除く。)若しくは行政書士法 人に行わせる場合は、この限りでない。</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六 の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号 に規定する労働者派遣事業(その事業を行おうとする行政書士法人が同法第五条第一項 に規定する許可を受け、又は同法第十六条第一項 に規定する届出書を厚生労働大臣に提出して行うものであつて、当該行政書士法人の使用人である行政書士が労働者派遣(同法第二条第一号 に規定する労働者派遣をいう。)の対象となり、かつ、派遣先(同法第三十一条 に規定する派遣先をいう。)が行政書士又は行政書士法 人であるものに限る。)</p> <p>三・四 (略)</p>

求める措置の具体的内容	<p>〇〇町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。</p> <p>現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。</p> <p>過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をととして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を可能とするための行政書士法施行規則の改正(平成18年総務省令第88号)等、所要の措置を平成18年度に行ったところであり(平成18年12月1日施行)、現行の制度で対応可能と考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420640	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国有港湾施設(岸壁)の指定管理者制度導入のための 規制緩和	都道府県コード	18 福井県
		提案事項管理番号	1178030
提案主体名	福井県		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	—
制度の現状	—

求める措置の具体的内容	<p>国有港湾施設(岸壁)についても、県の指定管理者制度の適用を図るため、現行の規制を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(現状)</p> <p>港湾施設のうち、野積場や荷役機械等は指定管理とすることができるが、国有港湾施設である岸壁については港湾管理者の地方公共団体が直接管理する必要があり、施設利用時には別々に許可を受けなければならない、申請手続きが煩雑である。</p> <p>また、埠頭を構成する施設について、管理者が異なることで一体的な管理ができず非効率である。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現在、地方公共団体で指定管理が可能な施設は、地方自治法第244条の2第3項の規定により「公の施設」とされているが、国有港湾施設はその対象となっていない。</p> <p>そこで、県の指定管理者制度による港湾施設の一体的な管理を可能とするため、国有港湾施設(岸壁)についても、県の指定管理者制度の対象とするよう地方自治法の緩和を図る。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>国有港湾施設は国の施設であり、地方自治法の適用外である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>国の施設につき県が国から管理を任されている場合、指定管理者制度によらず、それを更に民間に再委託することは制度上可能か、また右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>本県では、国有港湾施設である岸壁および県施設である埠頭用地等が一体となった港湾施設について、指定管理者制度導入を検討しているが、現状では国有港湾施設について指定管理が行えないため、港湾利用者は、岸壁使用許可は県に申請し、埠頭用地等使用許可は指定管理者に申請することになり、制度による利用者への利便性向上が図られない</p> <p>国有港湾施設が地方自治法で定める公の施設でないことは承知しているが、そのことを前提として、港湾法第54条により、実質上、県が管理しなければならない国有港湾施設について、本特区提案を通じ、関係省庁との協議を行い、地方自治法の公の施設と同様の取り扱いとするなどの措置を検討願いたい</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>国有港湾施設についての民間委託の是非は、港湾法を所管する国土交通省において判断されるべき事項である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420650	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政が持っているデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1175010
提案主体名	上越市		

規制の所管・関係省庁	総務省、国土交通省
根拠法令等	地方自治法第244条の2
制度の現状	<p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度において管理を行わせることができるものは、地方自治法第244条の2において、「公の施設」とされていることから、数値情報である基準点情報や、データとして保管される地質データなどは、指定管理者制度の対象外であると考えられる。「公の施設」の定義は地方自治法第244条。 そこで、行政が持っているデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p><行政資産(データ)の管理について></p> <ul style="list-style-type: none"> 様々なデータが当初の目的を達成した後、適切に管理されていない。 データを加工することにより、商品価値とし高いものとなる可能性がある。 民間との連携により、行政コストをかけずに、適切なデータ管理とサービスの向上を図りたい。 <p><街区基準点について></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省で設置された街区基準点については、その後の管理が不明確なまま設置された点であり、その管理を各市町村が受けることについて事前の承諾がないまま設置された。 本市としては、民間事業者からヒアリングをしたところ、その基準点があることは非常に有益であり、今後も適切な管理を行ってほしい旨の要望がされた。 しかし、基準点の管理には費用も伴うことから今後の取り扱いに対して苦慮している。 行政資産(データなど)を民間会社に指定管理者制度を活用し、今まで眠っていた行政資産に付加価値をつけて民間に提供することにより、行政の収入増加と質の高いサービスの提供を図る。
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>街区基準点の管理および当該データの管理について民間委託が可能かどうかについては、個別法で規定するところである。なお、街区基準点および当該データは、公の施設に該当しないので、指定管理者制度は適用されない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>○指定管理者制度によらず、街区基準点の管理を民間に委託することは可能か。</p> <p>○街区基準点のデータ等の活用により収益を上げた場合は受託者の収入とすることは可能か。</p> <p>○また右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>街区基準点が「公の施設」に該当しない理由をご教示願いたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>「公の施設」とは、地方自治法第 244 条第 1 項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの条件を満たすものをいう。街区基準点については、少なくとも①を満たさないため、「公の施設」には該当しない。</p> <p>なお、街区基準点の管理の委託等については、指定管理者制度の適用はないため、個別法で規定されるところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>街区基準点のデータ等の管理受託者が、その活用により収益を上げた場合は受託者の収入とすることは可能か。また右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>行政財産としての基準点を民間に管理させ民間企業としての工夫・加工を行い、利用者に有料で提供し、その利益の一部を市に還付するためには、現行制度において、行政財産である基準点を民間企業に、使用収益権を与えなければならないが、地方自治法第 238 条 4 において行政財産に対する私権の設定が制限されている。よって、指定管理者制度の枠を拡大し、基準点やデータなどの行政財産を指定管理者制度の対象とすることなどにより、その利活用が促進できる。また、基準点の管理を委託することでは、使用収益権利を付与することが不可能と考えられる。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—
<p>指定管理者制度は、地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるとき、条例の定めるところにより、その管理を当該地方公共団体が指定する指定管理者に行わせることができるとするものである。街区基準点やデータは、「公の施設」には該当しないため、指定管理者制度の対象とはならない。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420660	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道路付属物駐車場に指定管理者制度における利用料金制度を導入可能とする。	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1105010
提案主体名	伊丹市		

規制の所管・関係省庁	総務省、国土交通省
根拠法令等	地方自治法第244条の2
制度の現状	<p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認めるときを除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>宮ノ前地区地下駐車場は道路付属駐車場であり道路法第64条の規定で使用料収入は道路管理者に帰属することとなっているため、指定管理者制度における利用料金制度を導入できないが、これを導入できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当該駐車場は市の中心市街地である阪急伊丹駅周辺地区の地下に立地しているが、メインステーション機能がJR伊丹駅へとシフトが進行し、経済的地盤沈下により、その再活性化が大きな行政課題となっている。そこで地上の商店・文化施設・イベントなどと連携し、中心市街地活性化の資源として積極的に活用するため指定管理者による利用料金制度導入を検討したが、道路法第64条の規定により導入できない現況にある。利用料金制度の目的については、①指定管理者の自立的経営努力が発揮しやすくなる。②指定管理者や地方自治体の会計事務作業の効率化が図れる。の2点があると考え。①については、駐車料収入に応じて報奨金を支出する等、管理協定内容の工夫次第では指定管理者に一定のインセンティブを与えることも可能だが、②の会計事務作業については、利用料金制度によらない限りは市の歳入歳出予算決算事務が必要になるばかりではなく、報奨金の額の設定、基準額を下回った場合のペナルティの納付、利用料金収入の増減が指定管理者の管理の結果であるか否かの判定等は、利用料金制度という法的な根拠がないまま、両者間の協定のみを根拠としなければならない。市としては、多くの労力と人件費、関係諸費の出費を要することとなる。一方、利用料金制度を導入することが可能となれば、①と②の両方の目的が同時に達成されることとなり、省力化された事務量を中心市街地の再活性化に振り向けることができる。また、利用料金制では、駐車料は指定管理者が定めることとなるが、条例で基本的な枠組みを規定し市の承認が必要となるため、道路法第24条の2第2項の規定による原則は、市によって担保される。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>公の施設については、個別法に特別の規定がある場合には、指定管理者制度の適用は除外される場所である。</p> <p>ご指摘の道路付属物駐車場については、道路法で規定されており、指定管理者制度の適用は除外される。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>国土交通省において、提案主体の要望に応えられるよう措置を検討する旨を回答しているが、措置されても本件について指定管理者制度は適用できないのか。また、指定管理者制度を適用しない場合でも、駐車場管理を民間に委託し、受託者が料金を徴収し受託者の収入とすることは可能か。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>公の施設については、個別法(本件については道路法)に特別の規定がある場合には、指定管理者制度の適用は除外される場所である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420670	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	下水道受益者負担金の収納にかかる規制の緩和	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1078010
提案主体名	市川市		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	地方自治法 243 条 都市計画法第 75 条 地方自治法施行令 158 条
制度の現状	<p>都市計画事業に係る受益者負担金の徴収方法は、都市計画法 75 条により、市町村が負担させるものにあつては当該市町村の条例で定めることとされている。</p> <p>地方自治法第 243 条においては、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納または支出の権限を私人に委任し、または私人をして行わせてはならないとされており、コンビニエンスストア等の私人に対し、下水道事業受益者負担金の収納業務を委託することが出来ない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>市税等において、コンビニエンスストアによる収納(以下、コンビニ収納)が可能となっているなか、下水道事業受益者負担金のコンビニ収納を行うことができない。このため、納付の不便さを解消するため、市税等と同様に、コンビニ収納を可能とするため収納に関し私人への委託を可能とする措置を求めるものです。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、コンビニエンスストア等は公共料金の納付を時間を気にせずに行える場所としても認知されつつある。</p> <p>しかし、下水道事業受益者負担金の収納については、私人へ収納委託が認められていないため、コンビニエンスストアによる収納(以下、コンビニ収納)ができない。</p> <p>下水道の普及率63.0%(平成19年3月末現在)の市川市においては、今後も下水道事業が継続されていくなか、各種公共料金の支払いがコンビニエンスストアで行える中で、下水道受益者負担金についても一緒に、コンビニで納付できないことは、納付者にとって不便であるといえます。</p> <p>このため、受益者負担金についても、コンビニ収納を可能とすれば、納付の利便性や効率が向上することから、提案するものです。</p> <p>なお、地方自治法第 243 条には政令の定めがある場合を除き、私人への委託は出来ないとされており、また、都市計画法には私人への委託に関する規程がありません。</p> <p>コンビニ収納は、私人への委託に当たることから、下水道事業受益者負担金について、現在、市税等と同様に、コンビニ収納を実施できない状況にあります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>本件については、都市計画法・下水道法を所管する国土交通省において検討されるべき事項であると考えている。</p> <p>なお、参考までに、地方公営企業法第2条第3項に基づき、条例により下水道事業に地方公営企業法の規定を適用する場合には、下水道事業受益者負担金のコンビニエンスストアでの収納が可能となる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>都市計画法、下水道法で措置がなされれば、地方自治法上は何ら措置することなく提案内容は実現可能と解してよいか、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>地方自治法では、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているが、個別の法令に特別の定めがある場合は、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>他の法令では継続的な利用が想定されない収納についても私人への委託が認められており、また、未納者に対する事務経費等を勘案すれば一概に経済性が確保できないとは言えません。市川市では、平成18年度の税等の納付でコンビニを利用した件数が約15万件に上るほどあり、利用者のニーズは十分あると思われます。納付者には利便性の向上、市としては事務作業の軽減及び納付率の向上となるコンビニでの納付を可能とするため負担金収納の私人委託を求めるものです。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—
<p>地方自治法では、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているが、個別の法令に特別の定めがある場合は、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420680	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	大阪府大東市		

規制の所管・関係省庁	総務省
	法務省
	厚生労働省
根拠法令等	地方自治法 243 条
制度の現状	<p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。</p> <p>今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納については規定があるため可能(同法第 144 条の 2)。)および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。</p> <p>そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならぬため、公の施設の運営において職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。</p> <p>したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第 56 条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされたものについては、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっているところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
<p>厚生労働省の回答によれば、介護保険法及び障害者自立支援法におけるサービスの利用料金については、地方自治法に基づく利用料金制のもとで、現在でも指定管理者たる私人にその収入として收受させることが可能である、とあるが、この場合、地方自治法で特段の措置を行うことなく当該私人に当該公金の取扱いを委託することは現行でも可能と解してよいか。また右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>

提案主体からの意見
<p>今回の回答は、法律上の規定を記載したのみであり、対応が不可能であるという明確な理由が明示されていない。</p> <p>平成19年3月30日付け厚生労働省からの事務連絡(別添)によると、介護サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金を利用料金として指定管理者が行うことができる旨の記載があり、今回の回答と矛盾が生じるため、その違いを明確にされたい。また、介護施設等の管理を指定管理者に委任させた場合は、公金を取り扱うことができる職員を置かなければならないということか、意見を求める。</p>

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>指定管理者制度は、地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるとき、条例の定めるところにより、その管理を当該地方公共団体が指定する指定管理者に行わせることができるとするもの。</p> <p>また、地方公共団体が適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるとされているところ。</p> <p>なお、当該制度の対象となる「公の施設」については、個別法に特別の規定がある場合には指定管理者制度の適用は除外されること。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>

提案主体からの再意見
<p>総務省からの再検討要請に対する回答について、</p> <p>①利用料金は、自治法上の使用料を対象としているが、負担金(分担金)を利用料金の対象として良いということか。</p> <p>②利用料金を適用せず、負担金(分担金)を指定管理者に收受させる場合、地方自治法施行令第158条第1項の私人の公金の取扱いの範囲に負担金(分担金)は対象となっていないが、公金の取扱いを行わせて良いということか、意見を求める。</p>

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—
<p>ご提案にある「負担金(分担金)」は、公の施設の利用の対価と解されるため、地方自治法上は、負担金又は分担金ではなく、使用料に相応するものである。公の施設の指定管理者に利用者からの使用料を徴収・収納させることは、自治法第243条及び地方自治法施行令第158条の規定により禁止されていない。(以上②について)</p> <p>一方、利用料金制度は、自治法第244条の2第8項に規定するように、公の施設の指定管理者に、利用料金(当該施設の使用料に相応するもの)を、当該指定管理者の収入として收受させることができるとするものである。この場合(利用料金制度を採用した場合)、利用料金は公法上の収入ではなく、公法上の収入である使用料にかかる規定である自治法第243条及び地方自治法施行令第158条の適用はない。(以上①について)</p>				

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420690	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記手続の行政書士への開放	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1001010
提案主体名	行政書士制度研究会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)</p> <p>その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。))を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上、資格者間の相互乗入れの観点から、行政書士が申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>商業・法人登記申請は、添付書類(定款、株主総会議事録等、申請書に添付する書類)の作成及び申請書の作成・提出で行われる。行政書士は添付書類の作成を業としているが、申請書の作成・提出は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。行政書士が添付書類の作成に引き続き、申請書の作成・提出を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。</p> <p>定款作成は行政書士の専管業務であるが、法務省は、平成 18 年 1 月 20 日付け法務省民商第 135 号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で司法書士による定款作成を認め、さらに、平成 18 年 4 月 17 日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用(司法書士による電子定款作成代理)を認めた。司法書士に対してのみ、通達及び告示により、行政書士の専管業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いであり、相互乗入れの観点から、行政書士に対しては司法書士の専管業務(申請書の作成・提出)を認めるべきである。</p> <p>申請書は A4 サイズ 1 枚の定型的なもので、添付書類の一部を転記して作成するものであり、添付書類を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420690	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士への商業登記の開放	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	3001020
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	行政書士に対して司法書士が独占している商業登記を開放するべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>法務省民事局により商業・法人登記業務の実態等に関するアンケートが行われた結果、司法書士よりも行政書士の方が市民の満足度が高かった。法務省は、このアンケート結果を出すことすら期限一杯の平成19年3月であり、他の省庁に比して規制改革に協力する姿勢がみられない。アンケートの結果、司法書士よりも行政書士の方が満足度が高かったのであるから、商業登記開放について前向きに検討をするべきである。そもそも、司法書士は登記の面でしか企業と接する実態がほとんど無い(あるとしても少額の債権回収程度)のであるから、許認可や契約書作成で企業のビジネスに深く関わっている行政書士に開放するべきである。なお、これに対抗して日本行政書士会連合会および日本司法書士会連合会が別途アンケートを採ったところではあるが、各団体が有利となる設問であった可能性もある上に、特に日本司法書士会連合会のアンケートは謝礼として金券を配って行われたものであるから、客観的に公正公平な法務省のアンケート結果のみを重視するべきである。また、弁護士だけでなく公認会計士にも商業登記の代理は認められているのであるから、添付書類を除く登記申請書の作成は、公認会計士レベルの商業登記法の理解で足りることになるのであって、法務省の見解は矛盾していると言わざるを得ない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420690	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	3001030
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を設けるか、同法の附則に「行政書士は、行政書士業務に関連して行う商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行える」ことを規定する。ことを要望します。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>商業・法人登記については、司法書士の独占業務となっているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に、「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられました。その決定に基づき、法務省は平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人・行政書士・司法書士及び定款認証嘱託人に対し、アンケートを取った。その内容が、平成19年3月法務省民事局より公表された。その結果の中で、対象とした登記申請人本人が、今回登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が簡単そうだったこと(38.1%)」の2つが多数を占めていた。</p> <p>また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態と顧客満足度が司法書士を上回っている状況が表れている。</p> <p>行政書士が、その業務に関連する商業・法人登記申請手続まで行うことは、国民の利便に資するもの(ワンストップサービス、費用の節減)である。登記実務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420690	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業登記の開放	都道府県コード	25 滋賀県
		提案事項管理番号	3002010
提案主体名	団体		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	商業登記事務を行政書士にも認めるべきである
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政書士は登記事務に必要な原因証書(行政書士法第1条の2、3)を作成することを業としている。登記事務は原因証書の収集、審査、調整が主たる業務であり、行政書士の業務範囲とするのに適当である。 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の糾明が現状では困難となっている。登記事務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。 司法書士には原因証書の相続書類、定款、契約書等の作成業務が出来ない。事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代理を認めるべきである。 登記申請書は申請書のみが司法書士の独占業務であるが、この簡便な書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・定型化・簡便化すべきである。 行政書士の登記事務に関与する資質が指摘されているが行政書士は自動車の登録事務(不動産登記法に類似しているがさらに行政登録等が付加され関係法令は80以上に及ぶ複雑な手続き)に通暁しており、登記事務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。 紙による申請は電子申請を妨げ国民利便を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記事務は7～10日も遅延する。競争市場におけるこの期間の経済的損失は多大なものがある。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。 登記事務は登録事務よりも30 有余年にわたり電子化が遅延しており、電子申請に馴染みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420690	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県コード	26 京都府
		提案事項管理番号	3005010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。</p> <p>具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができることを明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本要望については各方面から再三再四にわたり、要望が出されていたところであるが、それを受けて法務省が実施した商業・法人登記業務の実態等に関するアンケート調査の結果が本年3月に法務省民事局から公表された。</p> <p>その結果から判断しても利用者である国民の行政書士の商業・法人登記に関連する業務に一定の満足を得ていること。行政書士の業務で会社設立の代理人としての定款作成、認証代理や会社議事録等の作成に従来から携わっていること。特に行政書士は医療法人、宗教法人、学校法人等の設立許認可業務を主務官庁へ行っており、その認可、許可後に設立登記をする必要があり、実態面からも業務が分断している。この状況が続く限り、規制改革、規制緩和に逆行していると言わざるを得ない。</p> <p>最も大切なことは司法書士、行政書士の職域や業際問題ばかりに傾くのではなく、利用者である国民の利便性、観点からも早急に開放が望まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420690	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県コード	26 京都府
		提案事項管理番号	3008010
提案主体名	国民利便・負担軽減推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法上の業務制限条項である第73条の但書を一部改正し、・ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。とされたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議室宛に、多方面からその開放要望が出されていた。法務省はこれらの要望や再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。」と回答し、行政書士及び一般国民を対象としたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果を公表した。それによると「行政書士に対する調査の回答者のうち、66.1%の行政書士が過去に商業・法人登記に関連する業務の「経験がある」と回答しており、その47.2%が1年当たりの平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関連する業務に一定の関与をしていること。また、登記申請人本人に対する調査においては、会社等の定款や株主総会・取締役会の議事録の作成等について行政書士に依頼した経験があると回答した方のうち、その際の行政書士の仕事内容等について、「大変満足」又は「ほぼ満足」と回答した方の合計が77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関連する業務に対しても、国民が一定程度満足しているといえること。」との結論が得られている。行政書士の半数以上がが商業・法人登記に一定の関与をしていること及び国民の満足度は司法書士(72.5%)を上回っていること等を勘案すれば、速やかなる開放が望まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420700	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	不動産相続登記手続の行政書士への開放	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1001020
提案主体名	行政書士制度研究会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が不動産登記申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>不動産相続登記手続は、「遺産分割協議書の作成」及び「申請書の作成・提出」で行われる。(※ 遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。)</p> <p>行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。</p> <p>行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。</p> <p>申請書は A4 サイズ 1 枚の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420700	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への 開放	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	3001010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを楽しむことが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420710	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政不服申立て手続の行政書士への開放	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1001030
提案主体名	行政書士制度研究会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分取消しを求めて不服申立てをすることになるが、弁護士法の規制があるため、当該許認可申請に関与した行政書士は不服申立て手続代理を行うことができず、不服申立て手続は依頼者本人が行うか又は弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いっている。</p> <p>当該許認可申請からの経緯に詳しい行政書士が不服申立て手続代理を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。</p> <p>行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)はその登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、審査請求手続代理がすでに認められている。一方、行政書士の登用試験である行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が「不服申立て手続代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施しており、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420720	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	検察官に対する告訴状・告発状作成業務の行政書士への開放	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1001040
提案主体名	行政書士制度研究会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているが、司法警察員に対する告訴状・告発状と内容が同一であっても検察官に対する告訴状・告発状作成業務は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、国民は不便である。</p> <p>行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているので、検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行う適格性を有している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420730	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	家事審判法の甲類審判事項申立書作成業務の行政書士への開放	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1001050
提案主体名	行政書士制度研究会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>行政書士は「遺産分割協議書・遺言案」など権利義務に関する書類の作成業務を行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い。ところが、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士・弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。</p> <p>甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁護士法第72条の規制は及ばない。申立書は家庭裁判所に備え付けの定型的なもので、記載例を見ながら誰でも容易に記載・作成できるものである。司法書士等の独占業務とする必要はない。</p> <p>最初に相談を受け、各種手続に関与し、最も実体を把握している行政書士が甲類審判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。</p> <p>日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所に関する代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に民法(親族・相続編)、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行政書士の法律知識や専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申立書作成業務を行う適格性を有している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0420740	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商標出願登録手続の行政書士への開放	都道府県コード	37 香川県
		提案事項管理番号	1001060
提案主体名	行政書士制度研究会		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 経済産業省
根拠法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的内容	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。</p> <p>商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約 6 千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。</p> <p>行政書士は全国に約 3 万 9 千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成 18 年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成 19 年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。</p> <p>商標登録願は A4 サイズ 1 枚の定型的なもので、年間約 5 万件の本人出願が行われており、4 分の 3 程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。</p> <p>他士業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他士業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 拡充提案・関連提案 最終回答

管理コード	0430010	拡充提案・関連提案の別	2 関連提案	
規制の特例措置の 番号及び名称	920 公立保育所における給食の外部搬入 方式の容認事業	都道府県名	21 岐阜県	
		提案事項管理番号	2006010	
提案主体名	大野町			
特区の名称	心豊かな給食特区	特区との関係	1 認定自治体	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	—
制度の現状	—

提案内容	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。
提案理由	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
提案された施策を行うことに特段の規制はない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
			—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
			—